

滑川町告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第229回滑川町議会定例会を招集する。

令和3年9月1日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和3年9月7日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	宮	島	一	夫	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤	明	議員
9 番	北	堀	一	廣	議員	10 番	上	野	廣	議員	
11 番	菅	間	孝	夫	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員
15 番	瀬	上	邦	久	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第229回滑川町議会定例会

令和3年9月7日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 認定第 1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
  - 6 認定第 2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
  - 7 議案第69号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 8 議案第70号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定について
  - 9 議案第71号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
  - 10 議案第72号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
  - 11 議案第73号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
  - 12 議案第74号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
  - 13 議案第75号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定について
- て
- 14 議案第76号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
  - 15 議案第77号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
  - 16 議案第78号 区域外の公の施設の設置について
  - 17 一般質問

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	長	木	村	俊	彦	
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稻	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
水	道	課	長	會	澤	孝	之				
代	表	監	査	委	員	新	井	佳	男		

---

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳	
書					記	田	島	百	華	
録					音	松	本	由	紀	夫

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第229回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第229回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

10番 上野 廣 議員

11番 菅間 孝夫 議員

12番 内田 敏雄 議員

以上の3名の方をお願いをいたします。

---

◎会期の決定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長にご報告願います。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、願います。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） おはようございます。9番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る9月1日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員5名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をいたしました。

その結果、会期は、本日から9月14日までの8日間と決定をいたしました。本日は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

8日は一般質問、決算認定議案の説明、審査報告、総括質疑、決算審査特別委員会を設置し、決算認定議案の付託を行います。

9日は休会とし、午前10時から全員協議会を開催いたします。

10日は休会とし、午前9時から決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査を行います。

11日、12日は休日休会といたします。

13日、14日は議案審議を行いまして、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定をいたしました。

なお、会期日程等につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月14日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの8日間に決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今議会には決算審査報告等のために新井佳男代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第1号 県内農産物と地域経済、消費者の食を守る条例制定に向け意見書の提出を求める陳情書、陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、陳情第3号 貴議会における下記事項の議員提案の要請、要請内容、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率に関する報告書及び継続費精算報告書並びに寄附報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会から令和3年度教育委員会点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元

に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和3年6月、7月、8月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書を配付してございますので、ご了承してください。

次に、比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を吉野正浩議員、お願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、報告をいたします。

8月5日午前10時から東松山市役所議場で、令和3年度第3回比企広域市町村圏組合議会定例会が開催され、滑川町議会として瀬上議長と吉野が出席しましたので、ご報告させていただきます。

まず議長には、東松山市市議会議員関口武雄氏が選任されました。その後、常任委員会委員の選任が行われ、総務常任委員会委員長に瀬上議長が、厚生常任委員会委員に吉野が選出されました。

続きまして、お手元に配付されている比企広域市町村圏組合議会定例会議案に沿ってご説明いたします。

議案第22号については人事案件ですが、監査委員に東秩父村の高野貞宜議員が選任されました。

続きまして、令和3年度の一般会計、各種特別会計の補正予算及び令和2年度一般会計、各種特別会計の決算認定など12議案について管理者側から提案理由の説明を受け、審議されましたが、質疑、討論もなく、全て原案可決となりました。

その後、一般質問がありました。東松山市、斎藤雅男議員から、東松山市斎場の葬祭場の貸出しについての質問がありました。内容は、1、コロナ禍を経験した現状及び今後の貸出しプランについて、2、一日葬プランをすることについてで、1については、コロナ対策として次亜塩素酸による消毒、体温計の設置、職員全員がワクチン接種、密を避ける対策、酒類の提供を中止、また一般火葬後に新型コロナウイルスが原因で亡くなった方の火葬をしており、関係者の人数制限をしているということでした。2の一日葬プランについては、他の予約が入っていなければ、コロナ禍における葬祭プランを実施しているとの管理者側からの説明がありました。他に質問はなく、終了いたしました。

以上で、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小川地区衛生組合議会定例会の報告を菅間孝夫議員、お願いします。

〔11番 菅間孝夫議員登壇〕

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。議長の命により、小川地区衛生組合定例議会の報告を申し上げます。

去る8月26日午前10時から小川町の議場において開催され、滑川町からは副管理者の吉田町長と

瀬上議長、それに私の3名が出席いたしました。

会議録署名人や会期の決定の後、管理者の松本恒夫町長から挨拶がありました。

審議議案は2件です。1件目は、令和3年度小川地区衛生組合一般会計補正予算(第1号)です。これは昨年度の繰越金5,369万円を歳入歳出に加え、ともに総額13億9,548万9,000円とするものです。

2件目は、令和2年度小川地区衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。令和2年度の歳入総額は14億6,691万4,556円、歳出総額13億9,322万3,871円で、差引額は7,369万685円でした。

議案は以上のとおり、全て原案どおり可決されました。詳細が必要な方は、議会事務局に資料を保管しておりますので、お問合せ願いたいと思います。

以上で、小川地区衛生組合議会の報告といたします。

○議長(瀬上邦久議員) 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長(瀬上邦久議員) 日程第4、行政報告を行います。

吉田町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

[町長 吉田 昇登壇]

○町長(吉田 昇) 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たっての挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第229回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご健勝にてご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

この夏も異常気象に見舞われ、様々な災害が発生いたしました。記憶に新しいところでは、8月11日以降、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、多いところでは総降水量が1,400ミリを超える記録的な大雨となりました。特に九州地方や中国地方では線状降水帯が発生したことにより、大雨特別警報が発令されるほどの集中豪雨となり、河川の氾濫や土砂崩れ、道路の崩壊など甚大な被害が発生をいたしました。これらの災害により、多くの尊い命が奪われてしまいました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、今なお大変な生活を強いられている被災者の生活再建が一日も早く実現することを望んでいる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が依然として続いており、全国各地で感染拡大の防止対策や感染者への懸命な治療が続けられております。それでもなお多くの尊い命が失われております。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、罹患された皆様及び関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い快復を願っております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、医療現場をはじめとして全国各地の



あらゆる現場で対策に取り組んでおられる方々へ敬意と感謝を申し上げます。この感染症が収束に向かい、国民が安心できる生活に一日も早く戻れることを心から願うばかりでございます。

さて、本定例会は、令和2年度一般会計及び特別会計決算並びに水道事業会計決算の認定をはじめ、12案件の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり承認、議決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大を阻止すべく、町民の皆様に対しまして大切な人や家族を守るため、密閉空間、密集場所、密接場所を避けるなどの基本的な感染予防行動をお願いするとともに、町民スポーツ祭や滑川まつりをはじめとする様々なイベントや行事、会議の中止を決定し、公共施設における使用制限措置を取るなど、感染防止対策を進めてまいりました。

滑川町においては、昨日までに新型コロナウイルス感染症の陽性者が144人報告されております。そのうち8月に公表された陽性者は68人となっており、滑川町で確認された陽性者の約半数が8月に発生したことになります。町民の皆様には感染防止対策にこれまでも多大なご協力をいただいておりますが、感染症の収束に向けて、いま一度感染予防を意識し、健康管理に取り組んでいただきたいと思っております。

町といたしましても、感染防止対策について引き続き適切な情報収集と情報発信に努め、町民の皆さんが安心して生活できるよう必要な対策を講じてまいりますので、町民の皆様をはじめ関係各位のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、昨日までの集計では、接種対象者1万7,521人のうち7,219の方が2回の接種を完了いたしました。1回目の接種が終了した方は9,448人で、一度も接種を行っていない未接種の方は8,073人となっております。

国からのワクチン供給が滞っており、接種を希望されている方々にはご心配をおかけしておりますが、できる限りスムーズにワクチン接種が行えるよう、関係機関と連携を密にして、一日も早く安心した暮らしが取り戻せるよう取り組んでまいります。医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に取り組んでおられる方々には、改めて敬意と感謝を申し上げます。

次に、6月に埼玉県から「統計からみた埼玉县市町村のすがた2021」を発行いたしました。その中で滑川町は、年少人口の割合が15.7%で県内1位、人口1,000人当たりの社会増減率が11.73で県内1位、合計特殊出生率が1.54で県内1位となるなど喜ばしい結果となっております。

次に、健康長寿に取り組む滑川町にとって誠に喜ばしいことに、6月28日には羽尾の石川トミさんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

次に、滑川町人権擁護委員として吉野晴夫様が法務大臣より7月1日付で委嘱されました。吉野

様には町民からの人権相談などに応じていただくほか、人権に対する考え方を広める活動にご尽力をいただきたいと思ひます。

次に、本年はあの痛ましい世界大戦の終結から76年を迎えました。コロナ禍ではありましたが、悲惨な戦争の記憶を風化させないという強い気持ちの中で毎年開催しております写真パネル展「戦争と平和を考える2021」を8月5日から18日間にわたりコミュニティセンターで開催し、多くの方々に見学をしていただきました。

最後に、この夏、東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。それぞれの大会に先立ち行われた聖火リレーでは、オリンピックの際には、水房の中村利治さんがランナーを務め、パラリンピックの際には月の輪の野村史和さんとグループホームひまわり代表の外間三和さんがランナーを努められました。それぞれのランナーの力強い走りに多くの元気をいただきました。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお祈ひします。

○議長（瀬上邦久議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げます。

本年度も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に取りつつ教育活動を進めております。2学期につきましては、変異株の若年層への感染力が従来株に比べて強い可能性があることから、従来の感染対策を徹底するとともに、保護者の皆様には健康観察を徹底し、感染源を断つことを一層徹底する旨のお祈ひをしております。

学校、園は、子どもたちの学びの場であるとともに、居場所やセーフティーネットとしての役割も担っております。このような考えの下で、学期初めの学校、園の対応も考えさせていただきました。また、昨年とは違い、時期や行事にもよりますが、参観を希望する皆様には来校いただき、子どもたちの姿を御覧いただくなど個別に対応させていただいております。

今後の行事については、行事の目的、園児、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得て実施していく考えでおります。ただし、感染症対策を講じても、なお感染のリスクが高い行事や近隣の感染状況、緊急事態宣言等が発出された場合は、中止や延期も含めて検討してまいります。

次に、教育委員会関係でございますが、お手元でございます令和3年度教育委員会の点検・評価でございますが、令和2年度の事務につきまして教育委員会で協議し、8月6日に有識者からのご意見をいただき、報告書としてまとめさせていただきました。法律の規定に基づきまして、本議会に提出いたしますとともに公表してまいりますので、よろしくお祈ひいたします。

それでは、教育関係全般についてご報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係でございますが、本年度につきましては、全国及び埼玉県学力・学習状況調査を実施させていただきました。現在、その結果を分析し、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導法の研究を引き続き進めてまいります。

また、GIGAスクール構想の下、1人1台タブレットパソコンを貸与し、1学期は使うことに慣れることを中心に取組を進めてまいりました。今学期については、授業での道具として活用できるよう、発達段階に応じて活用を進めてまいります。

さらに、先日閉会いたしました東京2020パラリンピックをきっかけに、共生社会を目指そうという考えが広まるようパラリンピックの応援グッズを配布し、指導したところでもございます。このような学びを通して、一人一人の違いを理解して工夫すれば、誰もが自分のベストを尽くすチャンスがあると気づかせる力を培っていきたいと考えております。

今年度から中学校での新学習指導要領の全面実施となり、昨年度から実施している小学校と併せて全ての学年で新学習指導要領の全面実施となっております。これからの社会を生き抜くためには、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されており、子どもたちが周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業が期待されております。コロナ禍ではありますが、その中でどのように子どもの学びが深められるかを考え、工夫しながら教育活動を進めております。

中学校の部活動関係でございますが、夏季休業に入ってからすぐに中学校総合体育大会の県大会がございました。バレー、剣道、卓球、陸上、水泳など5種目に中学校の生徒が出場いたしました。なお、バレー、剣道女子団体、卓球、水泳につきましては関東大会に出場しました。また、吹奏楽部も西部地区吹奏楽コンクールを勝ち抜き、県大会で銅賞を獲得しました。

教員の研修につきましては、7月30日に町主催で実施し、幼・小・中の教職員全員で同和教育についての講演をオンラインで聞き、人権教育の意識向上を図りました。その後、小中学校連携推進に関わる研修会ということで、各校の教員が講師となり講義を行いました。8つの講座を開設し、お互いに学び合うことができる非常に有意義な研修となりました。

続きまして、各校の施設整備状況について報告をさせていただきます。初めに、昨年度から繰越しの事業でございますが、宮前小学校用地北側ですけれども、伐採・抜根工事、それから宮前小学校のプレハブ校舎の解体工事、幼稚園園舎屋根及び外壁の補修工事、宮前小の図工室の工作台の入れ替え設置業務、いずれの工事業務につきましても全て夏休み期間中に終了しており、順次完了検査を進めております。

また、補正予算で計上しました滑川中学校西校舎空調機設置工事についてですが、こちらの工事につきましても夏休み期間中に完了しております。6月の補正予算で計上いたしました消防設備の交換、修繕、ハードディスクの入れ替え、その他の修繕につきましても、全て完了しております。

次に、今回の補正予算要求についてでございますが、主に当初予算編成時に減額調整した科目と

各項の需用費等の復元分、今後の執行見込みにより補填が必要と思われるものを中心に予算要求をさせていただきました。

また、町内各校とも引き続き修繕や危険な箇所への対応が求められております。主なものとしては、宮小の安全確保の観点から一部遊具の撤去、学校敷地内の老朽化した木の伐採及び剪定、校舎北側の駐車場造成工事を行う予定でございます。福田小学校では、敷地内ののり面の補修を行い、月の輪小学校では太陽光発電設備の修繕及び空調機の集中リモコンの交換修理、幼稚園では国庫補助金を活用し、ガラスの改修工事を行う予定でございます。さらに、来年度、宮前小学校、月の輪小学校では1学級増加を予定されているため、増加分のタブレット端末及び机、椅子等の備品購入も計上させていただいております。今後も幼稚園、小中学校の施設設備につきましても、機能性、安全性のより一層の充実を目指し、町財政状況を念頭に入れた計画的、効率的な整備、維持管理を実施してまいります。

生涯学習関係では、高齢者のための寿学級を6月から各集会所にて行っておりましたが、緊急事態宣言を踏まえ9月以降は中止といたしました。第2回の寿学級については、10月18日より開催していく予定でございます。また、滑川中の「ひまわりの里づくり」活動に協力し、各地区の集会所を中心に地域での栽培をお願いし、この夏も町中にきれいなヒマワリの花を咲かせていただきました。今後は、パンジーの花で地域の花づくり活動を計画しております。

平和啓発事業といたしましては、埼玉県平和資料館より展示資料、終戦と戦後の苦しい生活のパネルを借用し、「戦争と平和を考える2021」をコミュニティセンター1階ラウンジで8月5日から22日まで開催いたしました。どのような状況があっても止めてはいけない平和啓発事業でございます。サークル活動に来た折に見ていただいた方も含め175名の来場者がありました。今後の事業といたしましては、小学生を対象にした「チャレンジキッズ!なめがわ」を9月から高学年、低学年の部、それぞれ3回ずつ実施を予定しております。

公民館事業でございますが、前期の公民館教室は6月中に無事終了いたしました。また、今年度は小学校5、6年生を対象に、初めて夏休み中のお料理講座をオンラインで行いました。今後もコロナ禍での新たな取組に挑戦し、公民館活動の充実を図ってまいります。後期の公民館教室は感染防止の観点より講座数や募集人数を制限し、4教室を10月より実施予定でございます。

第43回文化祭につきましては、11月1日から3日まで規模を縮小して、希望するサークル団体の作品のみを展示予定でございます。

続きまして、スポーツ関係事業でございます。例年6月に開催しておりますマレットゴルフ大会につきましては、感染対策及び町のワクチン接種事業を考慮いたしまして、開催を延期とさせていただきます。今後、町及び近隣等の感染状況等を考慮し、対応を検討していきたいと考えております。

また、町民スポーツ祭につきましては、先ほど町長よりもありましたとおりに、町の推進委員定

例会、区長会において、今年度の開催のご意見をいただき、町スポーツ協会常任理事において方針を決定し、町スポーツ協会において中止が決定をされました。

続きまして、今年度で55回を迎える比企郡民体育大会につきましては、ときがわ町を幹事として、比企地区の各会場で開催されました。6月定例議会の折にも報告をさせていただきましたが、ソフトボールが優勝、硬式テニスが3位、剣道個人戦で小学生が3位入賞など、町の方々の活躍が目についております。

最後に、このような状況の中でございますが、町民の健康づくりの一環として、またはスポーツを通じて地域の触れ合いや仲間との交流を深めるために、今後もより多くの住民が参加できるようなスポーツ事業を検討、展開していきます。

文化財関係では、9月1日より羽尾地区での個人住宅建設に伴う悪戸遺跡の発掘調査を実施しております。また、6月に報告をさせていただきました文化財整理室の移転につきましては、おおむね8割程度完了しております。予定どおり9月いっぱい、現在の宮前小学校向かいのプレハブ建物の利用を終了し、その後、補正予算成立後には解体撤去をする予定でございます。

また、今後の予定といたしましては、9市町村を巡回して展示を行う第20回比企地区巡回文化財展が10月12日から17日にかけて、滑川町エコミュージアムセンターセミナーハウスを会場として実施予定でございます。今回の展示は、比企地区の各市町村の近代遺跡をテーマとして、教育や交通、土木など項目ごとに写真パネル展示を行います。滑川町からは大谷石で造られた蔵である旧宮前農協文書庫と旧福田農協米蔵倉庫に関する写真パネル展示を行います。

エコミュージアムセンターでございますが、今年度のミヤコタナゴの人工繁殖が終了しました。個体数が1,985匹と水槽に入れた二枚貝からの自然繁殖個体2匹の合計1,987匹の稚魚が成長中でございます。現在、人工繁殖で誕生した稚魚の一部をホールで展示公開をしております。

また、今週の土曜日でございますが、地元区長さん、大学関係、それから福田小学校、滑川中学校の児童生徒、産業振興課などの多くの方にご協力をいただきながら、森林公園内の柳谷津沼にて生物調査を実施する予定でございます。

続きまして、図書館関係でございます。月3回行っているおはなし会については、感染防止対策を十分行った上で人数を制限し、予約制にて行っております。しかし、緊急事態宣言後につきましては中止とさせていただきます。また、夏休み図書館員、これ小学生対象なのでございますが、こちらも半日実施に変えさせていただきます。参加者6名で計3日間実施をさせていただきました。

さらに、コロナ禍で図書の貸出し数や来場者数が減少している中でございますので、多くの人たちに本に触れていただきたいと考えまして、幼稚園、保育所、小中学校、学童等に図書館の本を提供しまして、月ごとに本を巡回させることで定期的に多くの本に触れられるように、いわゆる滑川版の移動図書館の仕組みをつくりまして、9月から実施をしております。この活動を通して本

好きの子どもが増えればと考えております。

大変雑駁で早口な説明になりましたけれども、以上、教育関係の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で行政報告を終わります。

---

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、認定第1号から日程第16、議案第78号までの12議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 町長、吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 本定例会に提出をさせていただきます認定及び議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてでございますが、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

議案第69号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第70号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,077万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ68億1,768万5,000円とするものです。公共施設等適正管理推進事業や和泉三門館跡整備事業の実施費用が主なものでございます。

議案第71号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に5,523万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億7,629万1,000円とするものです。歳入の主なものは、決算による繰越金の増額で、歳出の主なものはデータヘルス計画中間評価計画見直し業務委託料でございます。

議案第72号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に1億497万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億6,197万5,000円とするものです。歳入の主なものは、決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは町の介護給付費及び地域支援事業の繰入金の前年度確定額に伴う超過受入れ分として返還するものでございます。

議案第73号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定については、既定の歳入歳出の総額に680万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億8,132万3,000円とするものです。歳入の主なものは、決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは決算が確定したことによる予備費の増額でございます。

議案第74号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定については、既定の歳入歳出の総額に1,110万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億7,710万4,000円とするものです。歳入の主なものは、決算による繰越金の増額で、歳出の主なものはマンホールポンプの交換修繕工事や下水道台帳の更新の費用でございます。

議案第75号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議定については、既定の歳入歳出の総額に897万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,907万2,000円とするものです。歳入の主なものは、決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは施設機器故障・老朽化対策の交換修繕費及び排水の新規接続に対応するための農業集落排水事業費でございます。

議案第76号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)の議定については、既定の歳入歳出の総額に769万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,009万2,000円とするものです。歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金の増額及び決算による繰越金の増額で、歳出の主なものは施設整備費でございます。

議案第77号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算(第2号)の議定については、第3条の収益的収入を103万5,000円追加し、収益的支出を3万5,000円追加するものでございます。また、第4条の資本的支出を1,100万円追加するものでございます。

議案第78号 区域外の公の施設の設置については、地方自治法第244条の3の規定により、嵐山町と協議の上、嵐山町の区域内に町道路線を設置するものでございます。

以上、認定2件及び議案10件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとに、その都度担当課長よりご説明申し上げます。十分なるご審議を賜りまして、原案どおり承認、議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長(瀬上邦久議員) 暫時休憩します。再開は11時5分とします。よろしく申し上げます。

休 憩 (午前10時51分)

---

再 開 (午前11時05分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

---

◎一般質問

○議長(瀬上邦久議員) 日程第17、一般質問を行います。

一般質問は発言通告一覧順に行います。答弁を含み50分とします。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問から、1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものについては、再質問できないものとします。

---

◇ 吉野正浩議員

○議長（瀬上邦久議員） 通告一覧順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員、質問してください。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従い質問させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス対策につきましては、町民の安全安心を守るため、町長をはじめ職員の皆様にはご尽力いただき、この場を借り深く感謝申し上げます。

質問させていただきます。大きな1、再生可能エネルギー、太陽光発電について伺います。世界が異常気象に襲われています。欧州では、豪雨による洪水で多くの犠牲者が出た一方、熱波に起因する山火事も発生しました。地球温暖化の影響と見られ、国連の報告書では、気候変動が自然災害をもたらし、生態系に変化を及ぼすと指摘しました。日本でも台風の大規模化や豪雨など、温暖化との関連が指摘される災害が頻発し、最高気温が35度以上の猛暑日が相次いでおります。温室効果ガスを多く排出すれば、世界の平均気温のさらなる上昇は避けられず、温暖化対策は国際社会の喫緊の課題と言えます。

こうした中で、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ、カーボンニュートラルにする目標を明記した改正地球温暖化対策推進法が、令和3年5月26日の参議院本会議において全会一致で可決成立しました。カーボンニュートラルを達成するため、2030年で2013年比46%を削減する新たな目標が掲げられました。日本のエネルギー政策の方向性を決めるエネルギー基本計画の原案では、総発電量における電源構成は、太陽光などの再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとして、現行の目標である22から24%を36から38%に高めるとし、柱となる太陽光は2019年の7%から2030年に15%に高めるとし、太陽光エネルギーへの取組は急激に進むと考えられます。

再生可能エネルギーへの大転換で、この10年間で間に合うのは太陽光と地熱で、2030年から20年間では洋上風力などの再生可能エネルギーが増えてくると見られています。

ソーラーパネルの普及は、手軽さと比較的設備に対する投資が少なく、短期間で導入でき、2012年から始まった再生可能エネルギーで発電された電気の固定価格買取制度、FIT法により、固定価格買取が20年間にわたって保障されたことなどで太陽光発電は急増してきました。ちなみに、本県は快晴日数日本一という太陽光発電には非常に適した自然条件にあります。



こうした中で、野立てで設置されている施設においては、景観、自然環境への影響や災害リスクの増大、具体的には、森林が伐採されることなどによる動植物の生息環境悪化や、建設に向かない急傾斜地への立地による土砂災害の危険性が指摘されており、各地において住民が反対し、トラブルに発展するケースも頻発しています。

また、買取制度は20年間とされており、その後、パネルを放置したままでは、破損した場合に有害物質、これはパネルの種類によって異なるらしいのですけれども、鉛とかセレン、カドミウムなどが入っているそうですが、こういったものが流出し、土壤汚染を招くことなども危惧されています。

FIT法では、買取制度終了前10年間、廃棄費用の積立てを行わなければならないことが原則義務化されましたが、実際には積立てをしていない事業者が多いようです。太陽光発電を拡大するには幾つもの課題があり、着実に解決していくことが必要と感じます。

そこで、質問させていただきます。1項目めとして、事業用太陽光発電施設の設置状況として、①、現在の規模別、これは出力10キロワット以上50キロワット未満、出力50キロワット以上の設置箇所数と今後予定されている計画。

②、野立てで設置されている施設の土地の地目・権利形態別の箇所数と面積。

③、近隣自治体と設置数及び面積比較。

2項目めとして、発電事業終了後に設備の撤去・処分が義務づけられているが、事業主が倒産等した場合や事業者が所有している土地においては、コストのかかる廃棄処分を行わず、有価物としてパネルが放置される可能性がある。こうしたことへの対応はどのように考えているか。

3項目めとして、野立ての事業用太陽光発電施設については、各地において規制の動きがある中で、検討中の条例ではどのように考えているか伺います。

続きまして、大きな2です。新型コロナウイルス対策について伺います。新型コロナウイルスの感染状況は、8月19日をピークに、新規感染者数は減少傾向が見られるものの、各種学校の再開など感染再拡大につながる懸念もされています。また、依然として医療体制が逼迫しており、自宅療養者が急増し、中には治療を受けられずに自宅で亡くなるというような悲惨な事態も起こっています。当初はワクチン接種で感染者を抑え込むという考えも、第5波のデルタ株の急拡大により、感染収束という出口が見通せない状況になっています。

最近の年代別新規感染者数は、20歳代が特に多く、次いで30歳代となり、20歳から30歳代で全体の約半数を占めています。日本の全人口のうち、2回接種した方は4割を超えましたが、若年層の接種率は、なお伸び悩んでいます。

東京都が7月に行った接種意向調査では、20歳代から30歳代は接種しない、または分からないと答えた人が合計で3割から4割おり、他の世代に比べると多くおられます。ワクチンを接種すれば、本人の感染や重症化リスクが減るだけでなく、周囲にうつすおそれも減る効果がありますが、若者

は死亡や重症化リスクが少なく、副反応が心配などから消極的と言われています。

ワクチン接種については、予防接種法で感染症の緊急蔓延予防の観点から努力義務となっており、接種は強制的ではなく、最終的には本人が納得した上で接種するか判断していただくものです。こうした中で、今後は若い世代への的確な情報提供により、接種への理解を促すことが重要と考えます。また、滑川町では、12歳から18歳の若年層への優先接種を早期に実施しており、高く評価するものです。

そこで、質問させていただきます。

1 項目めとして、町内の新型コロナウイルス感染者の状況を伺います。

2 項目めとして、町内65歳以上の高齢者への接種率、初回と2回目接種ということをお願いします。あと、重い副反応の発生状況はいかに。

3 項目めとして、満12歳以上の方へのワクチン接種の予約状況及び職域接種の状況について伺います。

4 項目めとして、的確な情報提供により、若い世代への接種に対する理解を促す必要があると考えるが、町の考えを伺います。

5 項目めとして、ワクチン供給の見通しについて。

6 項目めとして、埼玉県における新たな取組として、自宅療養者のため、酸素ステーションの設置や宿泊療養施設を臨時的病院として、抗体カクテル療法を実施できる態勢整備の進捗状況についてです。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、再生可能エネルギー、太陽光発電についてを関口環境課長に、質問事項2、新型コロナウイルス対策についてを武井健康づくり課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんからの質問、再生可能エネルギー、太陽光発電についてのご質問に答弁をいたします。

まず、(1)、事業系太陽光発電施設の設置状況についてでございますけれども、現在の設置されているものと予定されている計画について答弁いたします。数値につきましては、資源エネルギー庁事業計画認定情報を集計してございます。現在、滑川町内に設置されています太陽光発電のうち、出力10キロワット以上50キロワット未満は170か所、出力50キロワット以上は19か所です。また、認定を受け未設置のものは、出力10キロワット以上50キロワット未満は72か所、出力50キロワット以上は18か所です。

次に、②、野立てで設置されている施設の土地の地目・権利形態別の箇所数と面積についてです

が、山林は60か所で面積15万3,306平米、雑種地は1か所で面積637平米、宅地は2か所で面積1,431平米です。

権利形態は、借地の山林が16か所、取得所有が44か所です。雑種地の借地が1か所、取得所有はゼロです。宅地は借地が1か所、取得所有が1か所でございます。

次に、③、近隣自治体と設置数及び面積の比較についてですが、令和3年4月に埼玉県エネルギー環境課からの通知によりますと、比企郡内では10キロワット以上の太陽光設備件数は、設置件数が多い順で報告させていただきます。まず、一番多いのが吉見町、認定件数432、導入が234、続いて滑川町、認定279、導入189、続いて川島町、認定187、導入165、続いて小川町、認定225、導入148、続いて嵐山町、認定210、導入132、続いて鳩山町、認定205、導入109、続いてときがわ町、認定361、導入75、続いて東秩父村、認定16、導入11でございます。

以上のように、滑川町が比企郡内では吉見町に次いで2番目に設置件数が多い状況でございます。面積比較では、滑川町の10キロワット以上の設置面積が23万2,209平米でございます。

他の調査については、設置面積の比較については統計等には出ておりませんので一概には分かりませんが、設置件数に比例しているものと考えられます。

続いて、(2)、発電事業終了後の設備の撤去・処分についてですが、現在、国では2022年7月からの施行に向けて準備が進められている10キロワット以上の全ての太陽光発電の認定案件を対象としたエネルギー供給強靱化法に含まれる再エネ特措法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法において、事業終了後の廃棄等の費用を原則として源泉徴収的に外部に積み立てることとしています。

また、積立金額は、発電する電気量に経済産業省が定める1キロワット当たりの解体等積立基準額を乗じて得た額としています。また、積立期間は、売電期間20年間のうち、後半の10年間の間で行うようでございます。また、本制度では、転売によって事業者が交代したとしても、廃棄等まで費用が保全されることで、確実な積立が期待されるものでございます。

しかし、吉野議員さんのご指摘のとおり、事業者の倒産や積立金額の水準が実際に必要となる廃棄費用を大きく下回って、不法投棄を誘発するような事態も想定できます。また、売電期間終了、あるいは太陽光パネルの製品寿命に達する時期に発生する大量廃棄対策について、残念ながら明確な対策は立っておりません。

しかし、本問題については、当町だけの問題ではなく、全国規模の問題であると考え、今後は国、県の動向を注視し、太陽光パネルが不法に放置されないように努めてまいりたいと思っております。

続いて、(3)、当町で検討中の条例についてですが、内容の詳しい説明は、今議会中に開かれます全員協議会で行いますので、要点について述べさせていただきます。

まず、太陽光発電の設置について、町内のいずれかの地域を禁止区域とすることは、個人の財産を制限することとなるため、町内全域を設置に当たり配慮が必要な地域、抑制区域といたしました。

また、設置に当たり、周辺関係者への説明会等を十分行うこと並びに届出された事業計画については、周知を図るため町ホームページでの公表を盛り込みました。また、災害等により生活環境に影響を及ぼさないよう、維持管理に努めることを明文化してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、吉野議員の質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス対策についてでございますが、まず最初に町内の新型コロナウイルス感染者の状況でございます。令和2年7月の最初の陽性者から本年6月の下旬まででは、町内の陽性者につきましては累計51人でしたが、7月中に19人、8月中に68人とこの2か月間で87人増え、9月に入ってから本日まで、今朝1人増えたのですが、7人増え、6日現在、累計陽性者145人となっております。これは県の分析によりますが、新型コロナウイルスがデルタ株に置き換わり、その強い感染力により家庭内感染が増加したためと推察されます。

9月に入ってから、やや陽性者の発生は鈍化しているようにも見えますが、まだまだ予断を許さない状況であり、引き続き町民の皆様一人一人の感染予防対策の徹底と継続が必要かと考えられます。

なお、この集計に使用している数字ですが、埼玉県から毎日メールで送付されてくる当日発表の時点での数字でございます。県外で陽性となった場合、また後から修正があった場合などは、改めて県から知らせておらないため、報道機関の累計数などとは若干数値が異なっている場合がございますので、ご了承いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、町内65歳以上の高齢者の接種率、初回、2回目と重い副反応の発生状況でございます。65歳以上の高齢者、対象者が約4,608人中、9月5日現在、1回目接種済みが4,022人、87.4%、2回目接種済みが3,968人、86.1%です。約600人の未接種者、また約50人程度の2回目接種の未完了者がありますが、これは体調やそれぞれのご都合など、接種を希望しない、もしくは接種を控えている方と認識しており、8月以降も少しずつ接種者が増えておりますが、おおむね65歳以上の高齢者の接種は完了しているものと考えております。

また、接種開始から現在までの間、集団接種会場、医療機関等においてアナフィラキシーといった重篤な副反応の発生はありませんでした。また、帰宅後に重篤な副反応などがあったかどうかについても、特に関係医療機関等からの報告は受けておりません。

続きまして、満12歳以上の方へのワクチン接種の予約状況及び職域接種の状況についてでございます。65歳以上の高齢者の後に開始した基礎疾患を持つ方などを含めた満12歳から64歳以下の方の接種状況につきましては、町外の職域接種等を含めた国のVRシステムからデータを引用いたしますと、対象者約1万2,904人中、1回目接種済みが5,426人、42%、2回目接種済みが3,251人、25.2%

になっております。これに先ほどの65歳以上の高齢者を加えた町内全ての対象者約1万7,512人の総数で見ますと、1回接種済みが9,448人、54%、2回目接種済みが7,219人、41.2%となっております。

また、先ほど質問で触れていただいた満12歳から18歳までの中高生を対象にした接種ですが、対象者約1,500人のうち、1回接種済みが659人、2回目接種済みが487人ということで、約44%の方が接種を受けていらっしゃいます。

続きまして、的確な情報により、若い世代への接種に対する理解を促す必要があるということですが、現在、日本国内では変異株により、特に若者を中心とした感染拡大が続いており、若い世代のワクチン接種が急務となっているものと認識をしております。

先日、9月3日ですが、埼玉県が埼玉県内の若年層の新型コロナワクチン接種に関する意識などということにつきまして、意識調査の結果を公表しました。これによりますと、県内18歳から39歳の約1,760人についてオンライン調査をした結果、接種を希望する、または既に接種をしたという方は70.4%、検討中が18.2%、接種しないが11.1%という結果が出ております。これらの結果を踏まえ、内容を精査して、ホームページ等で情報提供などを行っていただければと考えております。

次に、ワクチン供給の見通しについてでございます。9月5日現在、9月末までに供給されるワクチンの数量は国より示されております。このワクチンを使用いたしまして、現在予約を進めております10月中旬までのワクチン接種を進めてまいります。

また、国は10月末までに自治体の対象人口の80%のワクチン配布を完了させるとしておりますが、人口増加を続けております滑川町の場合、国の算定した基準よりもさらに多くのワクチンが必要になる可能性もあるため、早期にワクチン接種を完了できますよう、国、県に対してさらなるワクチン供給の要望を出しているところでございます。

最後に、6です。埼玉県における新たな取組として、自宅療養者のための酸素ステーションの設置や宿泊療養施設を臨時の病院として抗体カクテル療法を実現できる体制整備の進捗状況についてでございます。報道などでも県内の自宅療養者が増加しており、ご心配もごもっともでございます。しかしながら、酸素ステーションといった医療行為を実施する施設を町独自で設置することは困難でございますので、埼玉県による近隣への設置に期待しているところでございます。

なお、8月26日の埼玉県知事記者会見及び8月27日の埼玉県臨時議会の知事説明におきまして、埼玉県では県内4か所に全部で約100人を収容可能な酸素ステーション施設を設置、さらに現在稼働中の宿泊療養施設のうち、14か所でも酸素療法を可能とできるよう計画、また同日の新聞報道では、上尾市内の1か所は9月初旬に既に稼働していると、残り3か所は9月中の稼働を目指して準備中ということでした。

また、抗体カクテル療法など新たな治療方法や8か所の後遺症外来の設置といった計画も準備中だということでございます。埼玉県より設置場所などの詳細な情報が入りましたら、町ホームページ

ジ等で周知してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひできればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願ひます。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

太陽光発電についての関係ですが、今後、条例につきましては全員協議会でご説明をいただくということですが、大変恐縮ですが、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

今、課長のほうから、全域を抑制区域にするのだというお話がございました。その前段で考えますと、やはり山林を開発して太陽光を設置するということは、本来、山林というのはCO<sub>2</sub>を吸収してくれるような場所であり、これは逆にそういうところを開発してしまうと本末転倒になるのではないかと考えております。

先ほどの設置状況を見ますと、非常に滑川町は山林の設置数が多いです。比企郡のことを見ても、吉見町みたいな滑川町に近いような山間部というのですか、そういうところにどんどん設置される。小川町では、ご存じの方もおと思ひますけれども、県に県議の議員団が願ひして開発を止めてほしいというような要望も出され、住民の方たちも面積がすごく広いものですから、非常に危惧しているところ です。

そうした中で、抑制区域というのは全域ということですが、山林とか本来そういう自然があるところ、まして埋立てをしなくてはいけないところ、ただ地価が極端に言えば安く取得しやすいということで、そういうところにやる方がいいものか。確かに山を持っていると、山は貧乏という人もいます。ですから、山を売りたいという人はおります。やはり業者のほうから、畑なんか持っていると手紙も来ます。ただ、水房でも来ている人のことを聞くと、畑に太陽光を造ってしまつては近所の人に迷惑だから、俺は断つたよと。実は私も断りましたけれども、だけれども山林となると話は変わってしまうのです。

そういったことで、抑制区域というのをどんなふうにも町として考えているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願ひます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんの再質問に答弁いたします。

先ほど答弁した中で抑制区域ということですが、ちょっと抑制区域という言葉ですと、そこに造らせないというあれではないのですけれども、町内全域を設置に当たり配慮が必要な区域として抑制区域ということで、町内全域を抑制区域ということで、一切造つては駄目というよりも、十分な配慮が必要な地域ということで抑制区域といたしました。

また、設置に当たれば、先ほど答弁したとおり、周辺関係者への説明会等を十分に行ひ、また届出をされた基準計画については、周知を図るため、町のホームページ等で公表するというような内

容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 配慮というのを今、課長からお聞きしましたが、配慮というのはやっぱり自然とかそういうものの配慮というのは分かります。もう一つは、反対関係、住民の意向というものも配慮ということで、例えば近隣の住民の人たちのそういった説明会等で協定書とかそういうものが結ばれない場合は、配慮という意味では、それは設置を抑制する、なかなか難しいと思えますけれども、設置をさせないような方向で考えていくのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんの再質問に答弁いたします。

抑制区域の考え方でございますけれども、やはり先ほども話したとおり、周辺の関係者、住民等の理解が十分に理解されたようなところではないと、なかなか設置は難しいと。それについて、今までは要綱であるとかガイドブックという形でやっていたけれども、今度は条例という形で、それについて明文化して、より強制力の強いものとして考えておりますので、今後はかなり設置に関してはハードルが高くなったのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問してください。

○13番（吉野正浩議員） 私は、今、滑川町の実態というか、設置している場所を考えますと、国も環境省のほうも、太陽光パネルとかそういうものを進めるということは言っているのですけれども、決して屋根とかビルの屋上とか、そういうものを使うことをある大臣は言っておりまして、自然環境のあるところ、CO<sub>2</sub>を吸収しているような森林を開発してというような考えはないと思うのです。

今回、国のほうも、やはり営農地で農業が利用が見込めない荒廃農地とか営農が困難な場所、こういうところについては促進区域に設定してはどうかというような、それでそういった場合は農地転用とかなども手続を簡素化するというような制度も創設するということを言っております。私もやはり農業を守るということは非常に大切だと思うのですけれども、現在、本当に荒廃農地で、今後もう家族とかを考えても後継者がいないようなもので、また借りるような人がいないようなところ、そういったところを誘導するような、山とかそういうところには、価格は安いのかもしれないけれども、なるべくそういったところは抑制していくという考えというのは非常にあると思うのですが、その辺は課長の考えでは、そういった荒廃農地とかそういったものを今後ある程度、そういうところには推進というか、促進していくような考え方、山については、山林についてはもう本当に抑制していったほうがいいのかというような考えが根底にあるかどうか、根本的にある

か聞かせていただきたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野議員さんからの再質問に答弁いたします。

確かに吉野議員さんがご指摘のとおり、経済産業省・資源エネルギー庁等の有識者会議の中では、環境省、農林水産省、国土交通省からの説明の中で、農水省のほうは荒廃農地の再生可能エネルギーの設備を設置しやすくするため、農地転用規制の見直しを検討しているというようなことを私のほうも確認しております。

当町においては、荒廃農地を再生可能エネルギーの、先ほど言ったように抑制区域、促進区域という形ですか、に考えるかということなのですが、これについては促進区域というか、そういうところの区域の設定自体はやっぱり地域の皆さんと十分に検討が必要なので、これについては今後、再生可能エネルギー、それと地球温暖化対策の推進法の改正等がありますけれども、そういう中で町の中にそういった区域、事業促進区域のようなものを設定というのを義務化というような話もありますので、そのときに関係するところ等含めて十分に検討しながら、先ほど吉野議員さんが言ったように、山林等をどんどん伐採して、先ほど言ったようにカーボンニュートラル、地球温暖化のためのCO<sub>2</sub>の排出、それと逆に、それを吸収する部分をどんどん減らしてしまうというのは、確かに矛盾している部分というのは大変ありますので、またそういった荒廃農地の関係については、今後十分検討するべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、質問してください。

○13番（吉野正浩議員） 条例を制定しまして、多分届出とか、そういう今までは要綱で、あくまでもお願いしますという指導要綱だったので、担当者については、全然ガイドラインには従わないとか、そういうジレンマもあったと思います。

今後は、条例化すれば、ある意味、そういった手続的なものというのは、ある程度スムーズにいくと思うのですが、今聞いた中で、やはり確たる、ここはある程度抑制していこうとか、今言った森林ではないところとか、そういうところには緩和というか、そういうところも考えていくようなことを全庁的に私は考えていただきたいと思います。

このままだと本当に経済活動のことを、営業の自由とかいろいろあると思うのですが、確かにそれも守らなくてははいけないのですが、やっぱりCO<sub>2</sub>対策ですから、森林を開発すれば災害にもなるし、CO<sub>2</sub>を吸収してくれなくなってくるような、そういった状況に陥ることがございますので、その辺はよく庁内で、条例をつくった以上はそういった考え方もしっかりとまとめていただいて、業者のほうに当初からその辺は指導をお願いし、滑川町の太陽光発電に対する対策、対応をしていただきたいと思いますという要望しまして、私の質問と代えさせていただきます。ありがとう



ございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、吉野正浩議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午前11時45分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

---

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告一覧順位2番、議席番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。よろしくお願いいたします。

1番、新型コロナウイルスにおけるPCR検査の正確性について伺います。

1、PCR検査では陽性か陰性かが判定されます。PCR検査陽性者と新型コロナウイルス感染者は違うと考えますが、その違いをどう捉えていますか。

現在、東松山保健所でPCR検査を受ける場合、Ct値は幾つで検査を行っているのでしょうか。2020年検査開始から現在の間Ct値の変更はありましたでしょうか。

2、新型コロナワクチンの目的と効果。

前回の私の一般質問では、新型コロナワクチンについて、感染予防効果が証明されているとは厚生労働省は公表していないことを確認しました。この点について、見解の変更はありますか。

②、ワクチン接種は何を主目的として行っているのでしょうか。

③、ワクチン1本を接種することの費用は幾らでしょうか。国・県の補助、町の負担、それぞれの金額、また全て合計しての金額を教えてください。

④、ワクチン接種1回当たりの接種量を教えてください。12歳以上への予約票が配布されていますが、体重による摂取量の変更は検討していますか。

3、新型コロナワクチン接種後の副作用について。

①、2021年8月13日付に、滑川町で全戸至急配布として回覧された「新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」には、接種後の副反応について「接種部位の筋肉痛や発熱、関節痛、倦怠感、めまいなどの症状が出る場合があります。多くは数日以内に回復しますが」と書かれています。

厚生労働省副反応疑い報告によりますと、現在までの接種後死亡数919名、症状報告1万9,202例（ファイザー社製のみ）とあります。これを見ますと、町の書面は副作用の説明が軽度に偏り、情報の正確さに欠けると感じます。なぜこのような表現にしたのか、ご説明ください。

②、ワクチン接種はそれぞれの人が個人の健康状態等に基づき、正確な情報に基づき判断をするべきです。文書では表現が難しい面もあると思いますので、町が発行する新型コロナワクチン接種に関する書面に、新型コロナウイルスによる死亡者数と副反応疑い報告による死亡者数の両方を併記することを検討してください。

#### 4、感染症対策における今後の展望。

8月13日回覧にて、「事業等の中止について」のお知らせが配布され、滑川町地域防災訓練、町民スポーツ祭、滑川まつり等が中止されると周知されました。新型コロナウイルス感染症対策を継続し、感染予防を優先する中で多くのことが犠牲にされています。

上記、町の行事も町民の交流を促進すること、健康の維持増進などの目的を持って実施し、多くの方に長い間支えられて実行してきたことだと思います。

新型コロナウイルスはこの世の中から消えることはなく、存続し続けると私は考えています。新型コロナウイルスの社会への影響度を統計情報から精査し、感染対策の負の側面も洗い出し、本当に今の対策を続けてよいのかを検討するべき時期に来ていると考えます。

ゼロコロナではなく、ウイズコロナの対策路線を取るべきだと考えますが、町の今後の展望についてお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、新型コロナウイルスにおけるPCR検査の正確性、質問事項2、新型コロナワクチンの目的と効果、質問事項3、新型コロナワクチン接種後の副作用を武井健康づくり課長に、質問事項4、感染症対策における今後の展望を小柳総務政策課長に答弁願います。

初めに、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、大きな1番、新型コロナウイルスにおけるPCR検査の正確性のうち、①、PCR検査陽性者と感染者の違いについてです。PCR検査時に陽性反応が出たが、ウイルスが体内で増殖せずに消滅する場合があります、PCR検査陽性者が全て感染者ではないという理解をしております。

ただし、県が公表している情報は、PCR検査陽性者の情報のみであり、検査が陽性となった場合、経過観察などの医療機関や保健所などの対応は、感染者でなくても、感染している未発症者への対応と同様であるため、もし町が直接陽性者への対応が必要となった場合であっても、特に切り分けて対応することは想定されませんので、改めて意識はしておりません。

次に、PCR検査のCt値でございます。ウイルスの増殖サイクルを表すCt値につきましては、感染力の強弱により感染者認定の判断の基準になるものとして運用されているということがございます。一般的には、Ct値40を採用している検査施設が多いということですが、保健所に問い合わせたところ、特に数値は公表しているものではありませんが、厚生労働省の精度管理マニュアルに

沿って実施しているとのことでした。

また、当初から数値の変更があったかどうかということについても、確認はできませんでした。具体的な答弁ができず申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きな2番、新型コロナワクチンの目的と効果。①、ワクチンの感染予防効果についてですが、厚生労働省では、ワクチン接種の感染予防効果には、効果がないとはしておりませんが、接種後も感染予防対策を徹底していただくよう呼びかけております。また、新たな変異株などの登場で接種後の感染、いわゆるブレークスルー感染も発生しております。このため、ワクチン接種を行っても感染予防に効果がないのではないかといった疑問を持つ方もいらっしゃるかと思いますが、これも厚生労働省のQ&Aからの引用になりますが、呼吸器障害まで至るおそれのある呼吸器系ウイルスのワクチンにおいて、予防効果の重要性は重症化予防効果、発症予防効果、感染予防効果の順であるとの記述でございます。たとえ感染予防効果が低かったとしても、ワクチン接種の必要性、重要性に変化はないものと考えております。

次の②、ワクチン接種は何を主目的として行っているのかという点でございます。接種の目的ですが、ワクチン接種により新型コロナウイルスの感染発症時のリスクの軽減、特に命の危険となる重症化を防止することが可能となります。また、発症による入院や措置といった医療体制の負担を抑制できます。これらにより町民の皆様の安全安心を確保することが、ワクチン接種の最重要目的と考えております。

続いて、③、ワクチン1本を接種する費用についてでございます。また、国・県の補助金、町の負担、それぞれの金額ということでございますが、国が示している接種1回当たりの基準額は2,070円、税込み2,277円です。これは接種に係る医療従事者の人件費等になります。なお、この中にはワクチン自体の価格は含まれてございません。

事業全体の費用ですが、事業の途中であり、全ての経費が算出されているわけではありません。また、令和3年度の補助申請はこれからということになりますので、お示しできるのは予算書ベースということになりますが、国からの負担金・補助金は、予防接種法に基づく接種経費負担金、これは先ほどの2,277円掛ける接種回数分で、令和2年度は接種がありませんでしたので、令和3年度分として4,502万2,000円、これは最終的に接種回数の実績によって精算される予定でございます。

また、接種体制整備補助金は、昨年度からの準備にかかった費用として、令和2年度分が1,103万円、また令和3年9月までの分として2,128万9,000円となっており、歳入ベースの合計については7,734万1,000円でございます。

ただし、先ほど申し上げたとおり、令和3年度分の補助金申請がこれからになりますので、あくまでも暫定額で、今後、大幅な更新が見込まれます。

一方、歳出予算のほうで見ますと、令和2年度は歳入決算と同じ1,103万円、現時点の令和3年度歳出予算は、1億5,138万3,000円となっております。したがって、合計は1億6,241万3,000円

となっております。

なお、再度申し上げますが、事業途中であり、今後の接種率とか予算執行に伴う経費の増減などにより、この額が大きく変わる可能性があることをあらかじめ申し上げておきたいと思っております。

次に、④、ワクチン接種1回当たりの接種量についてでございます。滑川町で使用している新型コロナワクチンは、ファイザー社製のみとなっております。厚生労働省のホームページにあるファイザー社製ワクチン・コミナティの説明文書によりますと、18歳以上または12歳から18歳、後から追加された分です。12歳から18歳までの方でも接種量は0.3ミリを2回となっております。今後、メーカーや国から新たな治験、指示が出ない限り、町独自に体重などによる接種量の変更は検討してございません。

次に、大きな3番でございます。新型コロナワクチン接種後の副作用。①でございます。副作用の説明が正確性に欠けるというようなご指摘でございますが、表現につきましては厚生労働省のホームページ、新型コロナワクチンQ&Aに掲載されている副反応に関する質問への回答を参考にし掲載させていただいております。町としては、多くの方に発現しやすい副反応を優先してお知らせし、対象となった皆さんに安心いただきたいとの観点から、このような表現にさせていただいております。

次に、②、ワクチン接種は、それぞれの人が個人の健康状態に基づき、正確な情報に基づき判断をすべきというところですが、ワクチン接種の可否の判断は、各個人がよく考え、ご自分でなさっていただきたいのは、上野議員のおっしゃるとおりでございます。ただし、町の広報、ホームページには掲載スペースなどの都合もございますので、詳しく知りたい方のために厚生労働省のホームページなどをご紹介するなど、さらに詳しい情報への案内ができるよう、表現を工夫させていただいております。

また、今まで限られた紙面の中で、接種会場や予約方法、接種時の注意点など、接種を希望する方にどういった接種を受けられるのかといった情報を優先して掲載してまいりました。副反応などの詳細な掲載につきましては、今後、最新の情報などを踏まえ、お知らせできるよう検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野議員さんのご質問のうち、大きな4、感染症対策における今後の展望について答弁をさせていただきます。

初めに、現在の埼玉県内における感染状況から改めて報告をさせていただきます。感染者の個々の状況につきましては、従来から個人情報及び人権への配慮から、詳細な内容を得ることはできませんでしたが、感染者の急増により保健所の業務が逼迫しておりますので、県の公表もより簡素な

ものへと変更されております。

埼玉県が毎日更新しております県内の感染状況では、9月6日現在、累計の検査件数は133万件以上、累計の陽性者は10万6,000人を超えております。また、現在の患者数は1万1,500人、入院中の方は1,334人で、このうち重症の方が144名ございます。また、宿泊療養者は予定も含めまして749名、入院または宿泊療養調整中の方が1,450名、自宅療養者は7,517人となっております。死亡者は、累計で909人と報告されております。

県内における実効再生産数を見ますと、8月下旬以降1.0を下回る日が続いており、感染の拡大に一定の歯止めがかかっているものと思われませんが、現在でも1日当たり1,000人を超える感染者が生じる日もございますので、引き続き政府分科会が定める基本的対処方針に基づく対応が求められている状況であると考えられます。

その上で、ご質問をいただきました町の今後の展望について答弁をさせていただきます。滑川町においては、ご質問にもございましたとおり、本年秋に開催を予定しておりました防災訓練やスポーツ祭、滑川まつり等の大きな事業を中止とさせていただきましたが、これらの事業に係ります開催の可否については、それぞれ実行委員会や理事会の中で委員の皆様にご審議をいただき決定したものでございます。上野議員さんのご指摘のとおり、これらの事業につきましては、町民皆様の交流促進、地域活性化、健康の維持など大切な目的を持った事業であり、町民皆様の生活に有益となる事業でございます。

しかしながら、感染症の不安を抱きながら開催を決断することは、主催者にとっても大きなリスクを抱えることになり、また来場者にとりましても不安を払拭できない中での参加となります。安全安心が担保されない中での開催が町民のためになるのか、多くの委員の皆様からの意見を基に、委員の総意として今年度の開催を見送ったものでございますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、今後の展望について答弁をさせていただきます。昨年4月に発出されました1回目の緊急事態宣言では、新型コロナウイルスに関する知見が十分ではなく、えたいの知れないものを前にした恐怖感がございました。現在、埼玉県は3回目の緊急事態宣言下にあります。この間、ウイルスに関する様々な知見が蓄積され、対応方法が確立されてありますことは、昨年4月に比べ大きく異なる点でございます。

しかしながら、全国の累計で1万6,000人を超える尊い命が失われ、今もなお多くの皆様がこの感染症に苦しんでいることも事実でございます。ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、症状が出なかつたり、また軽症であるとされた方の症状が急速に悪化する事例が数多く報告されております。その際、必要な医療が受けられるかどうか、医療提供体制が様々な制限を解除する大きなポイントであると考えております。

いずれにしましても、上野議員のおっしゃるとおり、このウイルスが地上からなくなることは考えられませんし、今後、共存していかなければならないと思っております。その上で、町としまし

では、どのような状況下であれ誰でも感染し得ることを前提に、今までも、そしてこれからも町民皆様の命と暮らしを第一に考えた政策を継続的に実施するとともに、新型コロナウイルスを起因とした差別が生じないように、留意してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。今も緊急事態宣言が出されていて、そして新型コロナウイルス感染症の陽性者、感染者が滑川町でもかなり増えているという数字、報道は出ているのですが、当初1つ目の質問でお聞きしたように、PCR検査で陽性になっても、それは感染者及び陽性者が交ざった状態である。そこは確かに今のPCR検査ですと、その中で何人が陽性者にとどまり、何人が感染の状態まで進んでいるのかということの切り分けて考えることはできないと確かに思います。

でも、ということは、今の感染者数の発表というものは、本当の感染者、いわゆるウイルスが体の中に入り込んでしまって、体の中でウイルスが爆発的に増殖をし、症状を出しているという方だけではなくて、ただウイルスが喉の粘膜に付着している状態、あるいはPCR検査はウイルスの死骸もCt値が高いと拾ってしまうというのはもう幾つかの研究結果で出ておりますので、ウイルスの死骸をただ増幅してしまった結果、陽性者となっているという場合もあると思われま

す。そして、Ct値についてなのですが、40以上にしておくとかなり少量のウイルス、だから増殖していないウイルスでも陽性と拾ってしまうというふうに示されていることが多いです。なので、30前半にしておくのが適当というのもあって、日本は比較的高い、40に近い値でCt値を設定して検査するというような情報も出ています。

その中で、保健所がCt値を公表していないし、あと変更についても情報が出てこないというのはちょっと驚いたのですが、Ct値を変えることで陽性者数をコントロールすることもできるのではないかとされています。そもそもPCR検査を発明した方が、PCRは感染症の検査には使ってはいけないと公言はしています。そんなPCR検査に頼って感染者数を数えているわけですが、これをそのまま続けていって、果たして今のコロナが収束するのかなというのが、とても当初から疑問に思うところであります。

特に、疑問に思うところなのですが、コロナが発生したのは主に令和2年、1年間丸々で、国民の総死者数等も出ているのですが、平成31年、令和1年の日本国民の総死者数に対し、令和2年は死亡者数が減っているのです。新型コロナウイルス感染症は、感染症がパンデミックと言われて広がっているにもかかわらず、死亡者数が減っているというこのことは、もう少し年度が、時間がたって数字が出てきたところで、これはどういうものなのかなというのを考えるべきだと思います。新型コロナウイルス感染症が広がっているとされる中、去年1年間、コロナがずっと感染拡大していると言われていた去年1年で、実際のところは総死者数は減っているとい

う事実はどのように認識されていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

医学的な統計や研究内容につきましては、申し訳ございませんが、私のほうでは知見を持ちませんので、その疑問に対するお答えができないのが現状でございます。大変申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 確かに急に出てきた新型とつくぐらいの感染症で、ワクチンについてもたった1年の製造期間でつくられたものです。ワクチンについては治験中という、今、実験中ということ。なので、医学的な研究等についても様々な立場から報告があって、なかなかどれが正しいかというのを判断するのが非常に難しい状況ではあると思います。

だからこそ死者数に注目してほしいのですけれども、感染者数をどのような検査で、どのようにカウントしようか、死亡原因をどのような判断基準で数えようか、やはり日本国民の死者数というところは事実として出てくるものだと思うのです。そして、令和2年の日本国民の死者数は、平成31年度、令和1年度よりも減っているのです。これを踏まえて、現在のPCR検査を基にした新型コロナ感染症対策が本当にこの流れでいいのか、そしてこれを続けていった場合、どこに終わりを見いだすのかというところを私たちは真剣に考えなければいけないのではないかと思います。

そして、この感染症の収束の恐らく特効薬というか、期待されるものとしてワクチンが出てきたのだと思うのですけれども、今、ワクチンが出ている中でも死者数というのは減っていないのです。例えば、速報値ですが、6月の死者数もずっと増えています。4月からずっと増えていて、日本全体の死者数というのは減っていません。

そして、確かに12歳以上については、ワクチンは進んでいないかもしれないのですけれども、新型コロナウイルス感染症の死者というのは70代以上がほとんどを占めています。70代、80代が一番多く死者がおられます。そこの70代、80代に、もうワクチンが2回接種がかなり進んでいて、滑川町でも86%というところですが、86%の方が重症化を押さえると言われるワクチンを打っている状態でありつつも、死者が抑えられない。この数字を見て、このコロナワクチンというのが果たしてどれほどの効果を持っているのかということについて、検証などはされていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

検証につきましては、現在進行中の事業でございます。また、このようなワクチンの治験につきましては、2年、3年といった年月がかかるということも世間では言われております。町としまし

でも、厚生労働省や県の研究結果や、その辺を見ながら対応を今後検討していきたいと思いたすので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問してください。

○5番（上野葉月議員） ワクチンの効果、何のためにこのワクチンは、ワクチンの主目的は何でしょうということをお聞きしたときに、重症化予防、発症予防、感染予防、最も期待をしているのが重症化予防だというお話をされました。そして、重症化した結果どうなるかということ、死亡してしまうということだと思えるのですけれども、死亡者が増えているということは、ワクチンを打っても重症化予防というところが本当になされているのか、これは疑問を持ちつつ、やはり検証しないといけないことだと思います。

そして、このワクチン治験中なので、普通ワクチンをつくるには5年から10年期間がかかると言われています。それをこれは1年で国民が打つところまで持っていった。そして、今も治験中です。

ワクチン後の死亡について、厚労省で審議会を持って定期的に報告がされていますが、8月20日、予防接種が開始された2020年2月17日から8月20日までに、ファイザー社製だけに限っても1,077件の死亡例があります。これすごく多いと思うのです。累計の新型コロナウイルス感染症の死亡者数が9月1日発表時点で1万3,790名、そして厚労省は因果関係は分からないとは言っていますが、ワクチンの後に医療関係者、医師等が疑いがあるという報告に上がってきたものだけで1,077件です。コロナで死亡した方が1万3,790名、それに対し、もっと短期間のワクチンを打っている間だけのワクチン後の死亡例でも1,077件です。

日本はアメリカやヨーロッパと比べて新型コロナウイルス感染症による死亡者が少ないです。その中で、アメリカ、ヨーロッパと比べたときのワクチンの効果とリスクというのは、やはり日本独自に考える必要があると思うのですけれども、そのような検討なしに、とにかくワクチン接種というふうに流れているような気がします。

それで、治験中で進んでいるからということ、今、進行中のことについて検討したり、一度止めたりすることはできないというような答弁があったのですけれども、現時点においてもやはりワクチン接種後の死亡例というのはどんどん、どんどん増えています。2021年5月22日から始まったモデルナ製のワクチンでさえ、これファイザーよりも打っている件数自体が少ないと思うのですけれども、もう16名出ています。

そんな中で、検証しないで進み続けるというのは、今までのエイズやサリドマイドなどいろいろな薬害があったと思うのですけれども、そういう過去の薬害を考えると、やはりこれはもう一度止めて検証すべき数が出てきていると思うのですけれども、今の接種数、それから死亡者数等を考えての、もう一度お聞きしますが、ワクチンの検討というのはやはりされないで、このまま進めるのでしょうか。



○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員の再質問に答弁させていただきます。

コロナワクチンの接種についてですが、先ほど上野議員おっしゃった国の副反応疑い報告の8月20日版ですか、ということですが、こちらの評価につきましても、明らかに関係ないとして除外された件数を除いても、直接の原因と評価された死亡例はゼロとなっております。公式に新型コロナウイルスを原因とする死亡例は、今のところ国としては認めていないという状況になっています。そのような状況の中で、町としてワクチンの接種を止めたりとか検討し直すとかいう状況にはないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問してください。

○5番（上野葉月議員） 国が方針として進めている中で、町だけが足を止めるということや町独自で検証するというのは、なかなか難しいというのは行政単位の中で分かることもあります。

現在、新型コロナウイルス感染症やワクチンについての報道についてなのですが、大手のテレビや、それから新聞というものは、やはり政府の方針に沿って、感染が拡大している、そして新型コロナウイルスでそれを止めることができるというような流れで報道はされているように思います。

そして、それとは違う立場を取って意見を発している医師、それから研究者等も中にはいます。そのような方は、大手のテレビや新聞には出ないのですが、ユーチューブ、ホームページ、それから独自のブログやフェイスブック等を使って発信されている方がいました。でも、それが今年の7月ぐらいから、ユーチューブなどでは画像が次々と削除されて、見られない状態になっています。フェイスブックでもチェックが入るようで、そのような記事はもうほとんど上がってこない状態になっています。これは報道の自由を制限するものではないかと、強い危惧をこの点においても持っています。政府の方針に賛同する研究者や医師の意見しか一般の人は目にし、読むことができないという状態に、今なりつつあると感じています。そして、そんな中で、町民の方に新型コロナウイルスワクチンを打つか打たないか、正しい判断をといても、なかなか難しい状況にどんどんなっているように感じています。

そこで、唯一最後のとりでというか、最後まで公正な立場で情報を出せるのが、町からのお知らせなのではないかなと私は思います。町がワクチンの接種をもちろん進めるか、進めないか、そういうところの判断はなかなか難しいにしても、その情報の偏りがあつたりだとか、死亡者数について十分に疑問を感じていい死亡者数、あるいはワクチンの感染症による死亡者数にしろ、ワクチンの接種後の死亡者数にしろ出ています。やはりその辺の情報は町民に知らせるべきだと思います。

それで、町のお知らせなのですが、例えばこちら、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の案内なのですが、副反応についてのところでは、主な副反応は注射した部分の痛み、頭痛、

関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフラキシーがありますとだけ書かれています。まれに起こる重大な副反応としてショックやアナフィラキシー、片仮名語で正直、ショックとアナフィラキシー、どうにでも取れますよね。軽度なショックもあるし、重度なショックもあるし、ショック死などという言葉もありますし、アナフィラキシーについても軽度なものと重度なものがあります。片仮名語になってしまうと、ちよっとイメージがつきにくいのかなというところもあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症についてというところの説明なのですが、SARS-CoV-2による感染症が発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状が見られます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もありますと、こちらは死に至る場合もありますというふうに書かれています。

私は、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザよりも死亡者数が少なく、特に子ども、若年層に至ってはインフルエンザよりも死亡者数が少ない感染症だと理解しています。その一方で、ワクチンの副反応については、インフルエンザワクチンよりもはるかに副反応が大きく、死亡者数も厚労省で審議会を定期的を開かなければいけないほど報告が上がってくるワクチンです。そう考えると、この表記は感染症の症状に対して少し重めに書かれていて、副反応について軽めに書かれているというふうに偏ってしまっているのではないかなと思います。

報道が偏向性がある時点で、町民が得られる情報というのは、ある程度政府の意向に沿ったものしか今は情報が得られない状況になりつつあると思います。その中で、町民に自分の健康に対してワクチンを打つのかどうか考えてもらうということに関して、もう少し正確な情報を、この感染症接種の案内でも、町でのお知らせでも、もう少ししっかりと出してほしいと思っています。

それは、前回の一般質問でもしたのですけれども、やはり文書にするとなかなか難しい面もあると思いますので、先ほどお話ししたのですけれども、町で発行する新型コロナワクチン接種に関する書面に、新型コロナウイルスによる死亡者数、できれば年代別の死亡者数と副反応疑い、厚労省が因果関係ありと認めていないとしても、副反応疑い、審議会に載ってきた死亡者数の両方の数を併記するというのをぜひやっていただきたいのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほども申し上げたとおり、広報ですとかホームページについても掲載のスペースに大変限りがございます。全てのデータを網羅して載せるということは、大変難しいかと思っております。その辺につきましましてはちょっと検討させていただきまして、載せることも含めて検討させていただければと思いますので、ご了承いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 今、私が読んだ新型コロナウイルス感染症ワクチン接種のご案内についてなのですが、ワクチンの副反応、それからワクチンの目的である感染症防止のための感染症説明としての新型コロナウイルス感染症についてという書き方なのですが、私は副反応についての記述が比較的軽症な場合に偏っていて、新型コロナウイルス感染症についての記載が比較的重度な場合に偏っていると思うのですが、その点についてはいかがお考えですか、もう少し公平に書いてほしいと思うのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁を繰り返させていただきますが、町の広報やホームページ、掲載スペースの都合もございまして、詳しく知りたい方のために厚生労働省のホームページを紹介するなど、さらに詳しい情報への案内ができるように工夫をさせていただいております。

また、限られた紙面の中で接種会場や予約方法、接種時の注意点など、接種を希望する方にどうやったら接種を受けられるかといった情報を優先して掲載してまいりました。今後、副反応などの詳細な掲載については、最新の情報などを踏まえお知らせできるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 紙面のスペースではなくて、ここに今3行、2行で書いてあります。この記載の仕方について聞いているので、ここについての検討を、難しいとは思いますが、もう少し情報に偏りがないように記載の検討をお願いしたいと思います。

それから、新型コロナワクチンの接種が進むとコロナ感染症が抑止できるというふうに恐らく考えて、このコロナワクチンを進めているのだと思うのですが、接種が先行しているイスラエルでのニュースはご存じかと思うのですが、接種率78%のイスラエルでも、死亡者数は接種直後は抑えられましたが、再び増加して、接種前のピークをまた超す勢いでの死亡者数増加、感染者数増加という状態になっています。

そして、イスラエルでは3回目の接種というふうに進んでいるのですが、この事例から見ると、ワクチンの接種が80%に近い状態で、12歳以上を含む全国民に進んだとしても感染が抑えられないという国単位での先例もあります。

その中で、死亡者数も少なく、重症化する子も少ない12歳以上の子ども、そしてそもそも死亡者数が少ない20代、30代、40代に接種を進めるということに非常に疑問を感じます。なので、こういう数字も出しつつ、接種の予約の案内や接種の案内だけでなく、その前の段階の接種を検討するた

めの情報というのも町で出してほしいのですけれども、その点については必要性は感じておられないですか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

正直な話、その辺をどうやって出していったらいいかというのは、こちらでもあまり検討してございませんので、この場でどういうお答えをしていいのかということが分かりかねる部分もあるのですが、ただ、こちらとすれば接種を進めていく、これが重症化予防につながると信じて事業を進めております。あらかじめ接種を何というのですか、ちゅうちょさせるような情報を取り立てて掲載する予定もございませんし、できれば公平に、同様に載せられるような形が一番いいのではないかなとは考えております。それについても今後、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 新型コロナウイルス感染症で日本国民の人口は減っていません。去年の死亡者数はおととしよりも少ないです。そして、ワクチンによっての死亡者数というのは、今までのワクチンよりもずっと多くの方が接種後に亡くなっています。そして、それは厚労省から因果関係ありとは認められないために、国からの救済制度の対象にはなりません。要するに自己判断、自己責任ということになります。このワクチンは治験中であり、長期的な副作用などもいまだ分からないものです。そして、多くの薬害が、そのような状態の中で進められ、特に子どもや若い子たちがその薬のせいで一生苦しむ結果になっているという薬害の例は、皆さんもいろいろご存じだと思います。

そのようなことも考えながら、確かに感染症は怖いですが、本当にこの状態を続けていいのかということも、いろいろな統計情報も出ていますので、その辺をきちんと見ながら考えていくのは、私は判断できる大人の責任だと思っています。国が進めているから、そしてワクチンを打って感染症を止めていく、そのような方針で動いているというのは分かるのですけれども、それを進めながらも、やはり今起こっていることというものの検証は常にさせていただきたいと思っております。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

---

### ◎延会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度のとどめ、延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

---

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日8日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

---

◎延会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて延会いたします。

（午後 1時49分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第229回滑川町議会定例会

令和3年9月8日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

- 1 一般質問
- 2 認定第 1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 3 認定第 2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 4 総括質疑

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	長	木	村	俊	彦	
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
健	康	福	祉	課	長	木	村	晴	彦		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稲	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
水	道	課	長	會	澤	孝	之				
代	表	監	査	委	員	新	井	佳	男		

---

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記		田	島	百	華
録				音		高	坂	克	美

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

---

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第229回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

一般質問は、発言通告一覧順に行います。

---

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告一覧順位3番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問させていただきます。

今年6月に、千葉県で通学中の児童の列にトラックが衝突という痛ましい事故がありました。これを受けて、国は通学路の点検をするように通達を出し、埼玉県知事は通学路の安全点検を7月中に終了させて、整備計画の策定を急ぎ、来年度からの計画実施を待たずに対処する方針を打ち出したと新聞報道にありました。

次に、防犯について、埼玉県警のホームページによれば、犯罪率一覧、令和3年1から6月の市区町村別認知件数暫定値では、滑川町は埼玉県内の72市区町村のワーストワンになっています。昨年1月から6月では認知件数65件、犯罪率3.3で、県内順位は15位でしたが、令和3年1から6月暫定値では認知件数136件、犯罪率6.8で、2位のさいたま市大宮区の犯罪率4.8を大きく上回っています。滑川町の6月までの認知件数136件は、昨年1年間の128件を超えています。

現在でも、防犯パトロールの実施やのぼり旗の設置や広報での啓発掲載、情報提供等の活動を実施されていることは承知していますが、このような状況では安全安心の町と言えるのでしょうか。

①、滑川町の通学路の点検はどうなっていますか。



②、昨年128件と今年131件の刑法犯認知の内訳はどのようになっていますか。

③、事件発生場所等の状況はどうですか。

④、防犯対策として、すぐに思い浮かぶのは防犯カメラですが、町の考え方を伺いたい。

2、ふるさと納税について。ふるさと納税は、ふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度で、ふるさと納税は申告すると、その年の分の所得税から控除され、また翌年度分の住民税から控除が受けられます。すなわち、ふるさと納税を受ける自治体は税収が増えますが、寄附をした住民の居住自治体では地方税が減収となります。ふるさと納税については、2年前の議会でも質問させていただきましたが、滑川町は受入額と町民税控除額に大きな開きがあり、前の質問のときに対策が必要との見解が答弁にあったと記憶しています。

①、滑川町のふるさと納税に関わる受入額及び町税控除額はどれぐらいになるのか、過去3年間について教えていただきたい。

②、小川町、嵐山町、ときがわ町、川島町、吉見町等近隣の町ではどのような状況なのでしょうか。

③、その増・減収額に対して、どのような施策を講じていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、安全安心についてのうち、①、滑川町の通学路の点検についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、安全安心についてのうち、②の昨年128件と今年131件の刑法犯認知の内訳について、③の事件発生場所等の状況について、④の防犯対策としての防犯カメラについて、質問事項2、ふるさと納税についてのうち、③の増・減収額に対しての施策についてを小柳総務政策課長に、質問事項2、ふるさと納税についてのうち、①の滑川町のふるさと納税に関わる受入額及び町税控除額について（過去3年）、②の小川町、嵐山町、ときがわ町、川島町、吉見町等近隣の町の状況についてを篠崎税務課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

滑川町の通学路の点検はどうなっていますかの質問ですが、内田議員のご質問にもあるように、今年の6月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。

学校におきましては、毎年、通学路の安全点検を実施していますが、今回の事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し、通学路における合同点検等実施要領、こちらを作成し、これに基づいた点検の要請を受けております。この点検は、これまで学校、道路管理者、地元警察と

通学路の合同点検等を積み重ねていることから、一斉の再点検を改めて求めるものではなく、新たな観点を踏まえた補完的なものとして位置づけられております。

埼玉県では、5年に一度策定します第5期通学路整備計画に係る令和3年度通学路安全総点検、この実施時期と重複していたため、県警、県土整備部、県教育局と協議をし、この点検に今回の通学路における合同点検等実施要領の観点を追加し、統一した形で通学路の点検を実施する方針を打ち出し、町でもこの方針に基づき7月に通学路点検を実施いたしました。

なお、具体的な追加の観点でございますが、見通しのよい道路や抜け道となっていて車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、過去にヒヤリハット事例があった箇所、保護者や地域住民等から市町村へ改善の要請があった箇所などが挙げられております。

今回の安全総点検は、実施要領による点検表を用いて保護者、教職員とで現地の確認、実施をいたしました。危険箇所ごとに写真、地図を添付し、問題となっている状況を具体的に、かつ詳細に記述して報告していただいております。この点検の結果で、町内で39か所の危険箇所の報告がございました。主な状況としては、木や雑草が生い茂って見通しが悪い、歩道が狭い、交差点に信号機がなく危険、横断歩道や停止線が消えかかっている等の報告が上がっております。

この点検結果をまずは県へ報告し、危険箇所の管轄、改善内容により県、警察、町とで振り分けを行っております。その後、県、警察、町で改善内容を協議、確認をし、再度県へ集約し、第5期通学路整備計画へ反映をさせます。先日、まずは町建設課と教育委員会とで協議の場を設け、町が対応する危険箇所について改善内容、学校への確認事項、子どもたちへの指導などそれぞれの対応を確認したところでございます。町として、現状ですぐに対応できるものについては、速やかに着手し、改善していただく予定でございます。道路施設の整備など予算措置が必要なものについては、緊急度、危険度を勘案し、優先順位をつけて予算措置を行い、随時対応していく予定でございます。

今後、県や警察とも同様の協議を行い、町対応分を含め、第5期通学路整備計画に盛り込み、それぞれ順次対応していただく予定でございます。

今後も通学路の道路管理者や地元警察署との協働により、また交通指導員、スクールガードリーダー、通学ボランティア等の見守り活動をされている方々のお力もお借りしながら、交通安全のみならず、防犯、防災等の観点からも児童生徒の通学の安全確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問のうち、大きな1、安全安心のご質問の2から4についてと、大きなご質問2、ふるさと納税に関するご質問のうち、③について答弁をさせていただきます。

初めに、大きな1、安全安心についての②、昨年128件と今年121件の刑法犯認知件数の内訳でご

ございます。内田議員さんの通告書にもございましたとおり、現在、滑川町においては刑法犯が増加をしている状況でございます。埼玉県警察本部が公表しております市町村別犯罪認知件数については、7月末日現在の件数に更新をされておりますので、改めて最新の数値を申し上げさせていただきます。本年1月から7月までの刑法犯認知件数は145件、前年同期に比べまして72件の増加でございます。また、犯罪率に関しましては7.3%であり、昨年同期3.7%に比べ大きく上昇しております。県内の市町村では、最も悪い状況でございます。

刑法犯の内訳に関してでございますが、こちらにつきましては東松山警察署の独自集計を入手いたしましたので、報告をさせていただきます。これによりますと、昨年件数の多かったものは、主に個人間のトラブルに起因するもの、こちらが43件、自転車盗難が27件、万引き21件、住宅対象の侵入窃盗10件、住宅外の侵入窃盗と自販機荒らしがともに7件でございます。本年1月から7月までの刑法犯の内訳に関しましては、住宅以外の侵入窃盗が68件、個人間のトラブルが37件、自転車盗難が15件、万引き11件、住宅対象の侵入窃盗6件が主なものでございます。

ただいまご報告申し上げましたとおり、本年、滑川町において刑法犯が増大しております大きな要因は、主に住宅以外の侵入窃盗に起因しており、物置などから農機具等が盗まれる事案が多いためと推察いたします。なお、住宅対象の侵入窃盗や自転車盗難、万引きなどの犯罪は、現状の件数を年間に置き換えて推計いたしましたが、昨年度とほぼ同じ件数でございます。また、強盗等の凶悪犯罪については、本年度は減少しております。

次に、ご質問の③、事件発生場所等の状況について答弁をさせていただきます。

町内における事件発生場所等の状況は、東松山警察署及び東松山地区防犯協会が毎月発行しております地域安全ニュースで地図上に示されております。ただし、発生地域を公表できない事件もございます。地域を公表できない理由といたしましては、公表することで捜査に支障を来すもの、あるいは二次被害の発生を誘発させる可能性があるものとされております。

その上で、公表されます地域に関しましては、町内では羽尾地区及び「の」のつきます月の輪が多く、続いて大字月輪、大字都、大字山田が続いております。これらの発生地域を昨年度の発生地域と比較いたしますと、昨年度も同様な傾向でございます。町内を大きくくりで分けいたしますと、南部の地域での発生が多い状況でございます。

続きまして、ご質問の④、防犯対策としての防犯カメラに関して町の考えでございます。防犯カメラの設置に関します町の考え方につきましては、過去にも内田議員さんの一般質問の中で答弁をさせていただいておりますが、基本となる考え方に変わりはございません。防犯カメラに記録されます個人情報、国のガイドラインでも本人が判別できる映像情報、個人情報に該当する事例であるとされております。

一方、防犯カメラの設置や管理等については、法令で定められてはおりませんので、市町村が設置する場合には条例等により目的や範囲を明らかにする必要があり、デリケートな課題も多

く含まれております。

したがって、現在は、従来からご回答を申し上げておりますとおり、滑川町防犯のまちづくり推進条例に基づき、警察、各行政区、PTA、防犯グループ等によるパトロールやのぼり旗の設置を中心とした啓発活動を継続いたしますとともに、町広報紙、防災行政無線、防災パトロールカーを使用した注意喚起を順次実施していく予定でございます。また、所管する東松山警察署へは、巡回警らを増やしていただけるよう要望しております。

防犯カメラの設置に関しましては、昨年度の定例議会において補助金の関係の答弁もさせていただいておりますが、この件につきましては引き続き検討を進めている状況でございます。また、公有財産の管理上、町として防犯カメラの設置を検討せざるを得ない案件も発生しておりますので、こちらの検討も進めてまいります。いずれにしましても、この問題は個人情報やどう扱うかという人権に係る課題でございます。慎重に対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

町といたしましては、引き続き地域住民の皆様にご協力いただき、地域コミュニティを大切にすることにより、不審者を近寄らせない地域づくり、これに一層の協力をお願いするものでございます。以上が防犯の関係の答弁でございます。

続きまして、大きなご質問の2、ふるさと納税のうち③、増・減収額に対してどのような施策を講じていますかについて答弁をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税の制度について改めて申し上げたいと存じます。この制度は、平成20年から導入された制度で、納税者が自分で選んだ自治体に寄附した場合、所定の自己負担額を除く全額が所得税及び住民税から控除される制度でございます。通常の寄附金とは異なり、寄附した方には地域の特産品などの返礼品を寄附のお礼として受け取れるものでございます。ふるさと納税には、主に2つの目的がございます。1つは、地方の人口減少による税収減対策として生まれ育ったふるさとや、お世話になった地域を離れた方々が、こうした地域への応援として活用するもの、もう一つは、各地方公共団体は広く国民へ向けたPRを行うことにより、自治体の知名度アップとまちおこしにつながることで、この2点でございます。

しかしながら、制度発足から十数年経過した現在、ふるさと納税は、言葉を恐れずに申し上げれば買物感覚が主流となり、ふるさと納税の本来果たすべき役割や理念はどこかに置き忘れてしまったというのが率直な感想でございます。

一方で、滑川町におけますふるさと納税の収入支出に関しまして、内容につきましてはこれから篠崎税務課長が答弁いたしますが、納付額に対して減収額が年々増大している状況でございます。令和2年度を例にとりますと、約2,300万円の減収となっております。しかしながら、ふるさと納税の制度に関しましては、地方交付税において減収分が補填される仕組みがございます。ふるさと納税による減収分の75%は地方交付税で措置、補填される制度となっており、残りの25%に関して

は補填がございませんので、この金額からふるさと納税で納付いただいた金額と返礼品に係った経費の合計を差し引いた金額が、市町村の実質減収分となります。

令和2年のふるさと納税を例に取りますと、町の実質的な減収額はおよそ570万円となり、かなりの部分が圧縮されることとなります。しかしながら、ふるさと納税による減収は年々増大すると予想されますので、何らかの対策も必要であると考えております。

現在、町ではふるさと納税に関し、3つの対策を検討しております。1つ目は、返礼品の見直しでございます。これにつきましては、過去に一般質問の答弁で回答しておりますが、関係する団体と引き続き協議を続けている状況でございます。

2点目といたしましては、現在の返礼品でございます谷津田米のPR促進でございます。こちらにつきましては、来年度NHK大河ドラマの放映に関し、谷津田米のPR事業も計画しておりますので、近隣市町村も含め広くPRする機会を設けたいと考えております。

3点目といたしましては、町民の皆様に対し、町のふるさと納税が町の財政に与える影響について知っていただき、町の税金は町へ納付いただくよう改めてお願いしたいと考えております。また、制度そのものの不備に関しては、機会あるごとに国に対して声を上げていきたいと考えております。

現状、滑川町においては、ふるさと納税の制度は有利に働いてはおりません。好むと好まざるとにかかわらず、言わば税金が市場に出ている状況でございますので、先ほど来、答弁いたしましたことを含め、継続した対応を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、篠崎税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

2、ふるさと納税についてのうち、①、滑川町のふるさと納税に関わる過去3年間の受入額及び町税控除額についてですが、平成30年度、令和元年度、令和2年度についてお答えいたします。受入額につきましては、平成30年度は2万5,000円、令和元年度は2万2,000円、令和2年度は10万4,088円でございます。なお、この受入額につきましては、総務政策課財政担当に確認をした額でございます。

次に、町税控除額ですが、平成30年度は約1,590万円、令和元年度は約2,200万円、令和2年度は先ほど総務政策課長が申し上げましたとおり約2,300万円でございます。

続きまして、②、小川町、嵐山町、ときがわ町、川島町、吉見町等近隣の町の状況ですが、同様に過去3年間についてお答えいたします。なお、受入額につきましては、財政担当に確認をした額でございます。

小川町の受入額は、平成30年度、約500万円、令和元年度、約630万円、令和2年度、約1,990万円です。町税控除額については、平成30年度、約1,170万円、令和元年度、約1,630万円、令和2年

度、約1,790万円です。

次に、嵐山町の受入額についてですが、平成30年度、約240万円、令和元年度、約470万円、令和2年度、約250万円です。町税控除額については、平成30年度、約830万円、令和元年度、約1,010万円、令和2年度、約1,080万円です。

次に、ときがわ町の受入額ですが、平成30年度、約250万円、令和元年度、約280万円、令和2年度、約210万円です。町税控除額については、平成30年度、約380万円、令和元年度、約560万円、令和2年度、約650万円です。

次に、川島町の受入額は、平成30年度、約1,400万円、令和元年度、約3,260万円、令和2年度、約4,670万円です。町税控除額については、平成30年度、約630万円、令和元年度、約920万円、令和2年度、約960万円です。

最後に、吉見町の受入額は、平成30年度、約22万円、令和元年度、約660万円、令和2年度、約1億860万円です。町税控除額については、平成30年度、約780万円、令和元年度、約960万円、令和2年度、約1,140万円です。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） まず、安全安心のほうから質問をしたいと思います。

犯罪の発生場所なのですが、町の中の南のほうに偏っているというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

犯罪発生場所につきましては、全体的には町内広範囲にわたっているわけなのですが、ただ件数が多いものについては町の南部ということになります。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） やはり、南側のほうに偏っているというのは、都市化しているというふうな解釈、それとも駅があることが影響しているというふうにお考えなのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

その内訳なのですが、こちらではどういった理由で南部地区が多いのかという状況は分かりません。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 防犯カメラについてなのですけれども、防犯カメラでやっぱりよく問題になるのが、個人情報との関係だと思えます。埼玉県では、県条例で人権に配慮して防犯カメラを設置することができるような条例がたしかあったと思うのですけれども、そういう意味においてやっぱり滑川町としても防犯カメラの設置を前向きに検討していくべきときに来ているのかなと、この発生率、発生状況などを見ていると、もう早急なる対処が必要なのではないかというふうに考えるのです。即効性のあるものというのと、やっぱり防犯カメラが一番念頭に浮かぶわけですし、今マスコミというか、テレビの番組なんかを見ていると、警察のほうでもやっぱり防犯カメラが犯罪捜査にすごく有効だということで、一番活用されているというような話も聞いています。

防犯カメラは、犯罪捜査だけでなく、設置することによって犯罪抑止効果がやっぱり大きいと思うのです。犯罪捜査については司法のほうの領分だと思うのですけれども、犯罪を起こさせない町づくりというのは、やっぱり自治体のほうの責任だと思えます。その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

防犯カメラに関してでございますけれども、町としては大きな考えとして2つのくくりで考えております。1つは、個人で設置する防犯カメラ、もう一点が自治体等が設置する防犯カメラという2点でございます。

ご承知のとおり、個人で設置する防犯カメラにつきましては、各所有者の意向によりまして様々な場面で利用されているという状況でございます。ただ、自治体で設置するとなりますと、何度も申し上げますけれども、個人情報のところをどう処理していくのかという大きな課題がございます。

先ほど答弁で申し上げましたけれども、防犯カメラに関しての個人情報については、取扱いの法令等は国のほうで定めておりません。したがって、設置する自治体におきましては、個々に条例でその目的や内容等を規定する必要がございます。そういった意味で、こういった規定のほうを十分精査し、合意の下、設置するという可能性は否定できません。

先ほどお話ししたとおり、現在、町でも公有財産の管理上、防犯カメラの設置を検討せざるを得ない事案のほうが発生しているものがございます。したがって、今後はそういった事案も含めて、ほかに他のもので利用できるかどうかということも含めまして、広く設置に関しての協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

ただ、内田議員もおっしゃいましたけれども、これについては即効性ということも一つ重要な点でございます。したがって、その点も十分考慮に入れながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 埼玉県では、大宮のほうですとか、川越とか、熊谷辺りでも防犯カメラの設置に対して補助金とかを出しているシステムを採用しているところがあるのですけれども、もうちょっと北のほうに行って神川町という町でも、防犯対策に対して補助金を出しているというふうに聞いています。

やっぱり防犯カメラの設置というのは、すごく犯罪抑止効果があるというふうな話を聞いているので、例えば滑川町でも駅周辺に駐輪場ですとか駐車場ですとか、たくさん民営の場所もあります。そういうところに対して防犯カメラの設置を推奨して、あるいはできれば補助金等を出して防犯カメラの設置を推奨していくような形、大きなところには防犯カメラは設置されているようなのですけれども、小さなところはまだまだ設置されていないところが多いように思います。

そういう意味でも、やっぱり防犯カメラの設置を推奨して、町内の事業者の方ですとか、町民の方にも協力をいただきながら、防犯カメラを増やしていくというような対策も考えられるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど事例として挙げていただきました駅周辺の駐輪場をはじめとします、ある意味公共的な施設になるかと思えます。こういったものにつきましては、ご承知のとおり既に所有者の方が設置しているところが数多く見受けられる状況でございます。

今、ご質問いただきました所有者への設置の勧奨についてでございますが、これにつきましてはやはり町としては慎重に対応したいというふうを考えております。お知らせをするといったようなものについては、すぐにでも対応は可能ですけれども、設置の推奨となりますと、行政側としても住民に対して説明責任がございますので、しっかりとした規範をもってこれをやっていきたいと考えております。この件に関しましては、今後協議をさせていただきたいと存じますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 安全安心のほうであと一つ、通学路の点検について39か所何か指摘があったのですか。その辺について、内容的には公表とか何かはしているのでしょうか、これからする予定とかあるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員の再質問に答弁させていただきます。



ます。

先ほどお話しした39か所の問題箇所につきましては、協議の結果、すぐ対応できるものについては即対応して、第5期の通学路整備計画への反映はしない可能性もございます。ですが、課題として残ったもの、今後5年間で整備していくものについては、先ほどお話しした第5期通学路整備計画へ反映させ、今年の10月に公表する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 続いて、ふるさと納税のほうについての再質問をしたいと思います。

ふるさと納税について、吉見町が、前に質問したときに、かなり滑川と同じように非常に少ない額だったのですが、ここ数年で非常に増えています。この辺について、何か吉見町の状況はご存じでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

吉見町のふるさと納税が急激に非常に伸びている理由でございますけれども、一般的にはなかなか手に入らない商品が返礼品となったと、吉見の担当によりますと、その返礼品に係るものがふるさと納税の金額のほとんどを占めているというお話でございます。したがって、なかなか市場では手に入らない、一般には手に入らないような商品を返礼品として設定して、ふるさと納税の額が増えたということだというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） たしか吉見町も前は非常に少なく、ずっと滑川と同じように10万円前後ぐらいをうろうろしていたようなところだったと思うのです。ここ2年で急激に増えているのですが、吉見町でも何かあまり少ないというので問題になったようで、ふるさと納税のインターネットのふるさとチョイスですとか、ふるさとナビとか、そういうのに吉見町も何か入ったような感じで、インターネットで検索すると何かいっぱい出てくるのですが、それが大きな原因なのだろうと思うのですが、滑川町でよく言うのは、その返礼品が谷津田米ぐらいで、なかなか全国的なもの勝負にならないような話をお聞きするのですが、吉見町のホームページなんかを見ていると、ホームページというか、ふるさとチョイスなんかのページを見ていると、吉見町にある会社の製品が返礼品に入って、結構ユニークなものがあったのですが、例えば吉見町はゴルフ場があって、ゴルフ場の優待券というのですか、割引券みたいなものがふるさと納税の返礼品として入っているのです。

滑川町にもゴルフ場があるので、同じようなことができるのではないかなと思うのですが、

そういうふうには吉見町だとか近隣の町の返礼品を見ていけば、もっともっと返礼品は開発できるのかなというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、返礼品の中身というのがふるさと納税の増収に係る非常に大きなウエートを占めているというのが現状です。これにつきましては、最初の答弁で申し上げましたとおり、今その返礼品目当てというのが主流になってきている状況下であるためだというふうに推察をいたします。

ご提案をいただきました様々な町の関係する返礼品の関係ですけれども、ゴルフ場の利用に関しても、実際課内では話し合ったことがございます。しかしながら、ふるさと納税のそもそもの立ち位置というものを考えたときに、市場に出ているということは前提ではございますけれども、果たしてそれでいいのかといった根本的なところの問題がございます。町といたしましては、繰り返すようではありますが、今後、市場に出ているものについては対応を取るという決意ではございますが、町の特産品等、町の地域おこし、発展につながるようなものを限定して、その返礼品に加えていきたいという考えでございます。

また、同様に繰り返しになりますけれども、町の税金は町に払っていただく、これがふるさと納税の先に立つ原則でございます。したがって、この件については滑川町と同様に、ふるさと納税による減収で非常に困窮している自治体が、市町村のホームページ上、現状を情報提供という形で公開いたしまして、町の、市の税金は市町に払ってくださいというような広報PRをしているところも数多く見受けられます。同様な対策を今後取っていきたいというふうに考えております。

町の町民につきましては、様々な町で行っている政策の恩恵を受けている部分がございます。当然、ふるさと納税は権利でございますので、様々な自治体を利用するという理論は十分理解できます。しかしながら、原則として町の税金は町に払っていただく。ふるさと納税を行う場合については、ふるさと納税発足の立ち位置に立ち支援をしていただくということを訴えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 返礼品について言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、返礼品については町の発展につながるようなものというふうなお答えなのですが、ゴルフ場の優待券が町にとって発展につながらないかということ、滑川町に来ていただけることで、やっぱり滑川町の発展にはつながると思うのです。そういう意味で、ゴルフ場の優待券が、私は町の発展につながらないとは思わないのですけれども、ほかにもユニークなものとして、川島町ではお墓の掃除とか

いうものもあるのです。だから考えれば、アイデア次第でもっといっぱいいろいろなものが出てくると思うのです。

私が一番言いたいのは、滑川町はふるさと納税に対する意識というのですか、町のふるさと納税に対する意識が、何か非常に税金の収入を上げると言うと、あまり言葉、耳聞こえがよくないようなあれなのですけれども、町の収入の増額につながっていくので、もうそれだけでも町の発展にはつながると思いますし、返礼品だって町にある工場ですとか、そういうものをもっと掘り起こしていけばいっぱい出てくると思うのです。そういう町のふるさと納税に対する姿勢をもう一度考え直してもらいたいというのが、この質問の本質なのですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

内田議員さんのおっしゃるとおり、滑川町に関するものをふるさと納税の返礼品にした場合については、大なり小なりまちおこしにつながるものという考えは基本的に持っております。

今、お話しいただきました関係で申し上げますと、他のふるさと納税の多いところについては、サイト運営の会社に町の特産品等を情報提供して、納税を行う方についてはそういったサイトを検索して、好みの自治体のほうに納付のほうをしているというのが実態でございます。

ご承知のとおり、滑川町はポータルサイトのほうには情報提供しておりません。したがって、現状では広報紙ですとか、あるいはホームページですとか、そういった形の周知しかできていないというのが現状でございますので、これらの対策についても今後、進めていければというふうに考えております。

しかしながら、先ほど篠崎税務課長が申しあげました比企郡内各町の収入額等の中身、収入支出の中身を見ますと、ポータルサイトに支払っている金額というのは膨大な金額を支払っております。したがって、滑川町についてもそれ相応の収入がない限り、逆に赤字がどんどんかさんでいくという状況でございますので、この辺については慎重に対策を取りながら進めていきたいと考えております。繰り返しますけれども、町のPRというのをこの返礼品の中で今後も進めていく予定でございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） ありがとうございます。ふるさと納税については、確かに減収分については地方交付税に算入されるということで、あまりマイナスの意識が少ないのかなというふうに思っているのですけれども、ただふるさと納税で受け入れた額は地方交付税にはカウントされないの、丸々プラスになると思うのです。その点も併せて、やっぱりプラスになるのだということを考えて対処していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で内田敏雄議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前10時49分）

---

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

---

◎発言の訂正

○議長（瀬上邦久議員） 先ほどの内田議員の一般質問に対する答弁について、小柳総務政策課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、先ほど内田議員さんのご質問に対する答弁の中に、「町の税金は町に払っていただく」と申し上げましたが、「町の税金は町に納付いただく」に訂正させていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

---

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 引き続き一般質問を行います。

通告一覧順位4番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願ひます。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、質問の第1に、町の新型コロナウイルス対策についてお伺ひします。新型コロナウイルス、デルタ株の感染拡大が全国で猛威を振るっています。医療の逼迫に対して政府は、国民の命を守るという自らの役割を打ち捨てて、自宅療養を基本とする方針に切り替えました。政府や都の専門家会議は大災害であると言っています。しかし、自然災害ではありません。政府がやるべきことをやっていた結果ではないでしょうか。政府の対策は場当たりの、専門家の意見を聞かない、非科学的な点で一貫しています。その例がGo To キャンペーンであり、緊急事態宣言下でのオリンピック開催です。これら人流を抑えることに失敗した結果としての感染爆発は、人災とも言えます。

このような中で、町には住民の命を守るための施策が求められています。町の状況と対策についてお聞きします。

①、町内の患者数、入院数、宿泊療養者数、自宅療養者数などの実態について。

②、自宅療養者が急増していることから、県は病院に対して病床数のさらなる確保を要請してい

ます。しかし、医療資源の乏しい埼玉県では、限界に来ているとも言われています。医療資源の有効活用の策として福井県が行っております臨時的医療施設、いわゆる野戦病院づくりが注目をされています。地元医師会と連携して体育館に100床の体制を確立しました。昨年、英国でも国際会議場を使ったナイチンゲール病院など、多くの国がこのような方式を取っています。最近、日本医師会の中川会長も野戦病院を造る場合、各地の医師会が医療関係の手配など協力すると言っています。町が比企の市町村や医師会に呼びかけ、このような提案を行うことを求めます。

③、行政と住民との間で危機感が共有されていないとの指摘があります。広報紙や回覧板、防災無線などの効果と改善について検討が必要ではないでしょうか。

④、県が進める検査の状況、今後の検査の実施計画について、また学校や保育園などでの検査について。

⑤、PCR検査や抗原検査を町独自で幅広く行うことを求めます。安心のための検査と言われますが、市中感染が広がり、検査の陽性率も非常に高くなっている現在、無症状の患者が感染を広げている実態があります。社会的検査で無症状感染者をつかみ、保護、隔離することなしにウイルスを抑え込むことはできません。神奈川県では、希望する住民に抗原検査キットの無料配布などを行っていますが、このような施策についての町の考えをお伺いします。

次に、大きな2番目として、校則の改善の問題です。校則の改善について、お伺いします。町の学校の校則について伺います。

①、これまで校則の実態についての調査や校則の改善を促す通知について。

②、今年6月に文部省が校則が真に成果を上げるには、内容や必要性について児童生徒、保護者との間に共通理解を持つことが重要と児童生徒の参加で理解と主体性を高めるなどとする通知が出されましたが、今後の検討についてお伺いします。

次が、戦争の次世代への継承についてです。戦後76年、戦争体験者が高齢化し、このままでは風化しかねません。広島、長崎における原爆の慰霊式典、そして戦没者追悼式典での菅首相の危うい言葉や態度に象徴されるように、被害者としての歴史はおろか、加害者としての歴史継承はほとんど行われていないことに危機感を覚えます。

最近、ノンフィクション作家の保阪正康氏などが、戦争体験の三次的継承などを言及されています。氏は「江戸時代はほとんど戦争していない。ところが、近代に入って10年置きに戦争してきた。戦争することによって、国が栄えた。戦争を一つの国家事業にしてしまった。国益の手段に変えてしまったということは、正しい道だったのかと思う。一度自分から切り離して、日本の長い歴史の中で位置づける。社会化していくことが大事。もっと戦争のことを大きな形で理解しなければならない。普遍化する時期に入ったと述べています。このような視点から、未来に向けて戦争させない力をどう築き上げるのが課題ではないでしょうか。

①、町の戦争の歴史、住民の歴史から説く戦争についての客観的な調査が必要なのでは、中央区

が平和祈念バーチャルミュージアムをネット上で作って、戦争体験などを映像化しています。これらを参考にできるのではないのでしょうか。

②、非核平和都市宣言を行ったこと自体を住民に伝え、さらにそのことの意味を伝える活動が必要なのではないのでしょうか。

次が、大きなデジタル関連法の成立に伴い個人情報の保護に関して町の施策をと。今年、デジタル関連法が成立しました。これまで国などが保有する個人情報を通常の方法では個人が識別できないように加工した上で、民間事業者に提供できてきました。今回の法改正で、これを自治体に広げることができるようになりました。自治体が持つ豊富な個人情報が、企業の利益のために利用されようとしています。さらに、個人情報保護法の一元化で、自治体の保護条例の規定を一旦リセット（平井デジタル相）することが言われています。2年後の施行のための自治体での個人情報保護について後退する危険があります。

①、現在、町が保有する住民の個人情報の件数と種類。

②、保護条例にある自己の情報について守る権利、外部提供などの実態を知り、利用の中止を求める権利の保護については守るべきと考えますが、町の見解を。

③、国と自治体の情報システムの共同化、集約が、町の独自事業ができなくなり、住民サービスの低下になりかねないという指摘があります。今後予想される問題について、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、町の新型コロナ対策についてのうち、①の町内の患者数や入院数、宿泊・自宅療養者数などの実態について、②の野戦病院等を造る場合、比企の市町村や医師会に呼びかけ、提案を行うことについて、⑤のPCR検査や抗原検査を町独自で幅広く行うことについてを武井健康づくり課長に、質問事項1、町の新型コロナ対策についてのうち、③の危機感が共有されていないとの指摘について、広報紙や回覧板、防災無線などの効果と改善について、質問事項3、戦争の次世代への継承について、質問事項4、デジタル関連法の成立に伴う個人情報の保護に関して、町の施策を小柳総務政策課長に、質問事項1、町の新型コロナ対策についてのうち、④の今後の学校や保育園などの検査について、⑤の抗原検査キットの無償配布等の施策についてを木村健康福祉課長に、質問事項2、校則の改善についてを澄川教育委員会事務局長に、それぞれ答弁願ひます。

初めに、武井健康づくり課長、答弁願ひます。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員の質問のうち、大きな1番、町の新型コロナウイルス対策についてのうち、①番、町内の患者数の状況、また②、県に対する呼びかけ、それから⑤のPCR検査の町独自の実施についてについて、答弁させていただきます。

第5波と呼ばれる感染拡大につきましては、8月2日より埼玉県においては3回目となる緊急事態宣言が現在も発出中でございます。この中で町内の患者数についても、発出中の8月中に68人、また9月に入ってから本日までに8人増え、町内の累計の陽性者数につきましては146人、昨日より1名増えておりますが、146人となっております。皆様、大変心配なことと存じ上げております。

なお、町内の患者数、入院数、宿泊療養者数、自宅療養者数などについては県から公表されてございませんので、県の状況について報告させていただきます。こちら9月7日現在になりますが、累計でPCR検査数、総数は134万439回、陽性者数は10万7,280人、退院・療養者数は9万4,759人、死亡者数は911人となっております。また、現在の状況として患者数は1万1,610人、入院中が1,331人、うち重症者が143人、宿泊療養者が607人、宿泊療養予定者が137人、入院宿泊等調整の方が1,437人、自宅療養者が7,451人、おとといから昨日にかけての退院者数が535人となっております。

町内の陽性者数でございますが、経過観察期間中である2週間以内、本日からさかのぼりまして2週間以内に発生した陽性者が29人となっておりますので、現在患者数は29人ほどと推測はできるのですが、この方たちの状況につきましては県から個別の情報が公表されてございませんので、町では把握できてございません。大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、②、野戦病院の設置を町が比企の市町村や医師会に呼びかけ提案を行うことについて、答弁させていただきます。中等症以上であっても救急搬送先の病院が見つからないといった状況が報道等でも伝えられており、大変憂慮される事態となっております。そこで、入院まで一時的な待機場所として、県内では川口市などで先行して酸素ステーションといった施設が設置されたと聞き及んでおります。

しかしながら、阿部議員のおっしゃるこの野戦病院といった新たな施設を用意するという事は、同時に配置する人員、この場合は24時間対応できる資格を持った医師などの医療従事者の確保が必要になります。管内医師会に加盟する病院、個人医院では、通常診療を行いながら入院や発熱外来といった新型コロナウイルス感染者への対応や新型コロナワクチンの接種に多くの医療従事者が従事しており、本町を含めた近隣の市町村単位や医師会単位で独自に医師や看護師を確保、配置することは、極めて困難な状況であると言わざるを得ません。これに対処するには、さらに広域である県単位での対応が必要であるかと考えられます。

なお、埼玉県では県内4か所の酸素ステーションの新設、既存宿泊施設への酸素療法設備の追加、後遺症外来、抗体カクテル療法が可能な医療機関などを準備しており、8月27日の埼玉県臨時議会で予算が承認され、9月中に稼働するというところでございます。

なお、昨日の吉野議員の答弁では、県の酸素ステーションの使用人員を100人程度と申し上げましたが、再度確認させていただいたところ、1施設15人、4か所で60名の収容規模でございました。

申し訳ございませんでした。

今後、これらの施設の詳細な情報が県から参りましたら、町ホームページなどを通じてお知らせできるかと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、質問の⑤、PCR検査や抗原検査を町独自で幅広く行うことを求めますについて答弁させていただきます。町単独でPCR検査や抗原検査を実施した場合に、検査結果が陽性であると住民の方から報告を受けても、保健所に連絡していただきといった伝達はできますが、疫学調査や入院措置といった権限を持ちませんので、町が実施したにもかかわらず積極的に関わることができず、言い方は申し訳ないですが、やりっ放しといった無責任な結果になりかねません。このような施策につきましては、対応可能な権限を持った県や単独で保健所を持つ大きな市などなら可能な施策と考えております。

町といたしましては、ワクチン接種を滑川町役場全体の最優先事項でコロナ対策として進めており、町が独自にこれらの検査を実施する予定はございませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんからのご質問のうち、大きな1、町の新型コロナウイルス対策についての③、危機感の共有、広報紙、防災無線等の効果と改善についてと、大きな3、戦争の次世代への継承についてと、大きな4、デジタル関連法の成立に伴う個人情報に関して町の政策をについて、それぞれ答弁させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス対策における町民との危機感の共有、情報発信の改善についてでございます。町では広報紙、回覧板、ホームページ、防災行政無線等を活用し、町民の皆様に向けた情報発信を継続的に実施しております。

また、町内の事業所、施設、児童生徒及び保護者等に向けては、個別に各担当課・局から情報発信をしており、これらの個別の情報発信には町の対応に関しても記載し、関係者に対して丁寧な説明を心がけております。

ご質問にございます行政と町民との危機感の共有に関しましては、新型コロナウイルス感染症に関する認識や考え方が様々なため、一様に捉えることはできませんが、多くの町民の皆様にとって、現在、一番の関心ごとかと思っておりますので、引き続き丁寧な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の中で取り上げられております広報紙、回覧板、防災無線をはじめとする情報発信の効果と改善でございますが、現状、滑川町民の皆様からの改善要望等は届いておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、引き続きより丁寧に、町民皆様の目線に立った情報発信に努め



てまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、ご質問の大きな3、戦争の次世代への継承について答弁をさせていただきます。反戦、平和に関します町の施策方針といたしましては、過去にも答弁がございますとおり、吉田町長は政策の大きな柱の一つに平和を掲げております。平和なくして福祉も教育もありません。今を生きる私たちは、戦争の悲惨さと同時に、平和の尊さを次の世代に語り継ぐ責任があると強く感じるものでございます。

町では、例年、平和啓発事業といたしまして「戦争と平和を考えるパネル展」を開催しており、本年も8月5日から22日にかけてコミュニティセンターのラウンジで開催し、175名の来場者を数えております。

また、平和啓発講演会、ピースバスツアーは、交互に開催をしておりますが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から昨年度に引き続き本年の事業も中止とさせていただきました。これらの事業につきましては、感染症が落ち着くであろう時期を見計らい、教育委員会と連携し、事業を再開する予定でございます。

ご質問いただいております①、町内における戦争に関する客観的な調査、戦争体験の次世代への継承に関してでございますが、戦争を体験された方の高齢化が進む中、記録を残す作業も時間との闘いであると感じます。また、過去においては、町として町内の皆様が保有している戦時中の生活用品や出兵された兵士の遺品などを借用し、展示をしたこともございました。社会情勢が刻々と変化し、戦争体験の風化が危惧される中、史実を伝え、継承することは重要な課題であると認識しております。ご提案いただいておりますバーチャルミュージアムも含め、どのような方法が可能なのか、関係する課、局と実現性を探っていきたいと考えます。

続いて、②でご提案いただいております非核平和都市宣言に関してでございますが、ご提案のとおり、広く町民の皆様にお伝えする必要があるとございます。改めて町広報紙やホームページを通じお知らせしたいと考えておりますので、この点もご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、大きなご質問の4、デジタル関連法成立に伴う個人情報に関する町の施策について答弁をさせていただきます。本年5月12日、デジタル改革における関連6法が成立し、これにより去る9月1日には国において新たにデジタル庁が創設されました。また、関連する法案の中には、地方自治体の行政運営に深く関わるものや、預貯金者の意思に基づきマイナンバーとの口座情報をひもづけるなど、多くの国民に関する法律も含まれております。

デジタル社会の推進に関しては、そのメリット、デメリット、利便性と危険性など広範な論議が必要だと感じております。一方通行ではない双方向の協議が必要であり、合意の上、進めていただきたいと願うものでございます。

その上で、ご質問いただきました①から③に関して答弁をいたします。①の現在、町が保有する住民の個人情報と種類でございますが、利用の形態といたしまして、課、局に関係なく共通して利

用しているものと、それぞれの課、局が独自に利用しているものがございりますが、基本的な事項で申し上げれば、氏名や住所、生年月日などの合計で39の項目が当たります。この項目を全て記録しているわけではなく、必要な部分のみ記録をしております。

また、役場全体の総件数については、現状把握はできておりません。しかしながら、取扱い事務に関しては各課・局ごとに毎年度、届出をしており、現在、620の事業がこれを使用しております。

続きまして、ご質問の2、個人情報の利用中止等の権利を守るについて答弁をさせていただきます。現在、町の個人情報保護条例では、本人の同意がある場合や法令等に定めがある場合を除き、保有する個人情報を目的外に利用したり、外部に提供することを制限しております。今般のデジタル関連法案では、現在、地方自治体が個別に定めております個人情報保護条例を含む個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を一つの法律に集約し、地方自治体の個人情報に関しても統合後の法律において全国共通のルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するとしております。このように改正法は地方公共団体にも適応されることとなりますが、現在のところ、ご指摘いただきました個人情報の利用停止等については、改正法に規定される予定と聞いているところでございます。詳細な内容につきましては、令和4年春までに示される予定となっておりますので、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、ご質問の③、システムの共同化とサービス低下等の問題点について答弁をいたします。デジタル改革関連法案では、国や地方自治体が使用するシステムの共通化を図ることも重要政策の一つとされており、現在、17の事務の標準化を進めております。事務の具体的な例といたしましては、住民基本台帳をはじめ住民税、固定資産税など各種の税に関する業務や国民健康保険、介護保険、障害者福祉など福祉に関する業務、また児童手当をはじめとします子ども・子育てに関連した業務でございます。

システムの共通化を進める背景には、コストの削減はもとより、行政サービスの連携による手続の簡素化などが挙げられます。ご指摘いただきました行政サービスの低下に関しては、正直なところ、現状では予想することはできません。また、本町では、現在既に県内18の町村とシステムの共同化を既に実施しており、これにおいてサービスの低下が生じている事例はございません。

町の基本的な姿勢、考え方といたしましては、今後、どれだけ業務のデジタル化が進もうと、最後は人であると考えております。したがって、さらなる職員の資質の向上と育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、木村健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問のうち、質問事項1、町の新型コロナウイルス対策についてのうち、④の県が進める検査の状況と今後の検査の実施計画及び学校や保

育園などの検査についてと、⑤のうち抗原検査キットの無償配布についてを答弁させていただきます。

はじめに、県が進めております検査の状況と今後の検査の実施計画についてでございますが、埼玉県では令和3年3月より高齢者施設及び障害者支援施設における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、唾液を用いたPCR検査を実施しております。クラスター発生の防止を図っております。検査の対象者につきましては、施設に勤務する方で派遣職員や厨房、清掃、宿直等の委託職員、事務職員、ドライバー等も含まれております。

検査の流れでございますが、県指定の検査機関から検査キットを郵送または直接配布をいたします。次に、検査機関からのメールにて検体回収日の指定の連絡がございます。受検された方は、検体回収日に唾液を検体容器に入れ、施設につきましては検体容器を梱包し、検査機関が回収をいたします。結果につきましては、2日後の夕方までにメールで通知をされるという流れとなっております。

滑川町における高齢者施設につきましては4施設ございますが、いずれも毎月2回、8月まで継続して実施をしており、検査結果につきましては全て全員陰性となっております。

また、同様に、町内の障害者支援施設につきましては10施設ございますが、このうち入所系施設につきましては3月から8月まで継続して実施しております。通所系施設につきましては、検査の実施が任意であるため、実施していない施設もございましたが、ほとんどの施設が8月まで実施をしてございます。検査結果につきましては、入所系の1施設において2名の施設従事者の方から陽性結果が出ましたが、その後の対応といたしまして指定医療機関において再度PCR検査を実施し、再度陽性であったためホテル療養で対応をしたということでございます。

次に、今後の検査の実施計画でございますが、高齢者施設につきましては9月中旬で終了予定となっております。障害者支援施設につきましては8月までの実施予定でございましたが、10月まで延長するとの報告を受けております。

次に、学校や保育園などの検査につきましては、⑤の抗原検査キットの無償配布についてと併せて答弁をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、先ほど健康づくり課長から答弁がございましたとおり、町が独自に検査を実施する予定はございませんが、阿部議員ご指摘のとおり、神奈川県においては7月30日より県民の方を対象に抗原検査キットを随時配布しております。事業の目的につきましては、発熱等の風邪のような症状が出た際に、抗原検査キットを使用して自宅で自ら検査を実施し、陽性の場合に速やかな医療機関の受診につなげることを目的にしております。

一方で、今回、埼玉県におきまして、県内の保育所等の職員を対象として抗原検査の実施を予定しております。8月12日に各市町村へ実施希望の照会がございまして、本町におきましても実施を希望する旨の回答をさせていただきます。この検査キットを使用して検査実施に際しましては、保育所

等の職員に、出勤後、微熱を含む発熱、咳、のどの痛み、その他の体調不良等の症状が現れた場合に使用するものとし、無症状者に対してウイルス感染の確認のために使用するものではございません。

また、検体の採取につきましては、医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、また医療従事者が常駐しない施設にあっては、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で検査を実施することとなっております。また、抗原検査キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる施設であっても、嘱託員あるいは連携医療機関と連携して医師による診療、診断を行うことができる体制のない施設では、検査を実施することができないとされております。

この後、県より配布の日程と併せて各市町村の希望数量の照会があると思われれます。これらの実施の要件を満たし、かつ希望がある保育所等につきましては積極的に取り組んでいただこうと考えておるところでございますが、一方で保育所等では、体調が悪い職員は登園をしないということを徹底していただき、必要に応じて医療機関を受診していただくことが極めて重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな2番、校則の改善についてのまず質問①、これまでの校則の実態についての調査や校則の改善を促す通知について答弁をさせていただきます。文部科学省は、平成22年3月に示した生徒指導提要の中で、校則を児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針と定義し、時代に合わせて見直すよう呼びかけています。特に昨今の報道等において、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、下着の色指定などの一部の事案において必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった旨の指摘がなされ、各地の教育委員会で見直しを行っています。

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では〇〇学校の決まり、生活の決まり、よい子の約束、中学校では校則、生徒心得などと呼ばれています。これらは児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として各学校において定められています。児童生徒が心身の発達の過程にあることや学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要で、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことで、校則は教育的意義を有しています。

また、校則に基づく指導については、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、

児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとして捉え自主的に守るように指導することが重要です。教員が単に規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか、注意を払う必要がございます。

ご質問の校則の実態についての調査ですが、岐阜県や長崎県、鹿児島県など他県では実施している例がございますが、国及び埼玉県では、これまでのところ、このことに特化した調査等は実施していません。ただし、校則の改善を促す通知として、令和3年6月8日付、文部科学省からの通知を受け、同年6月15日付で埼玉県教育委員会より校則の見直し等に関する取組事例についてが発出されています。これを町内の小中学校へ周知し、各校において確認等の取組をしています。

主な内容としましては、3点ございます。1つは校則の教育的意義、2つ目に校則に基づく生徒指導について、3つ目に校則の見直しについてとなっています。また、校則の内容は、社会通念に照らして合理的と見られる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況などその学校の特色を生かし、創意工夫ある定め方ができるとあります。これを実際に行われた校則見直しの取組事例と併せて周知をしています。

続いて、質問の2、文科省の通知を受けての今後の検討について答弁をさせていただきます。校則の見直しについては、学校を取り巻く社会環境、児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の内容は、最終的には教育に責任を負う校長の権限でございますが、見直しについては児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートを実施したりするなど児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあります。

また、児童会や生徒会、学級会などを通じて児童生徒の主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則を守るようになった事例、またその取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的、自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例などがあります。

このような取組を通して、校則の内容や必要性について児童生徒、保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。そのため、入学時までにはあらかじめ児童生徒、保護者に周知しておく必要がございます。本町の各校においては、入学説明会において保護者に向けて資料を準備し、説明を行うとともに、入学当初に小学1年生、中学1年生に向けて丁寧な説明を行っています。

また、滑川中学校においては、生徒総会などで生徒が校則に対する意見を言う場が設けられています。しかし、近年の生徒総会で校則に関する意見が出たことがない状況であり、また保護者や地域からも校則に関するご意見をいただくこともない状況でございます。これは現在の校則に対して生徒自身が理解を深め、自分たちのもの、必要なものとして捉え、自ら遵守していくものであると考えているからだと思えます。

校則の見直しは学校づくりにも生かせる取組と言えます。校則の見直しにより、校則を自分たち

のものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培うよい機会になります。今後も学校を取り巻く環境や児童生徒の状況の変化に留意し、子どもたちや保護者の声に耳を傾け、絶えず見直しを続けていく必要があると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 再質問させていただきます。

まず、コロナ対策なのですけれども、今、この状況というか、逼迫している状況について、町はどんなふう to これを考えているのか、要するに保健所や県の情報がないので、ありませんというふうに答弁されましたけれども、それでは町民の皆さんは、この町でどんなふうなことになるのかというのは分からないわけで、それに併せて町での対応もできないのではないかと、そんな情報が、要するに保健所も逼迫し、医療機関も逼迫する中で、そういったことさえももうできないと、要するに情報すら伝えられないというようなことなのではないでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

情報の伝達についてですが、8月2日から今まで、埼玉県は市町村に対して感染者の年齢、職業、性別等の個々の情報について、氏名と住所以外については情報提供をしていただいております。ところが、第5波の感染拡大によって県の事務が逼迫していると、対応が逼迫しているという状況の中で、8月2日から市町村で陽性となった人の人数のみという形の伝達に変更されました。したがって、町が今まで得ていた情報が、ほぼ人数以外の情報が得られないという状況になってございます。

町として、それについて何か対応ができるのかとおっしゃられておりますけれども、逆に町が独自に調査をしたりとかいうことは基本的にはできないというのが、大変申し訳ないのですが、そういう回答になってしまいますので、その辺ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） その情報、要するに逼迫しているから情報がますます来ていないという状況でしょう。それについて、要するにそれだけ逼迫しているなら、ではどうするのかということになるのではないのですか。町は全く手をこまねいて、何の情報もないので、何の手も打ちませんと、打てませんということだけで、これは住民の人は納得できると思いますか。ここは物すごく大事なことだと思うのです。

要するに、感染がどんなふう to 広がっているのか、町の中でどんな人が、どんなふうな形になっているのか、自宅療養者はどのぐらいいるのかとかあった場合、どうなるのかとかいうようなこと

が伝わってきていないのです。だから本当にこう言うてはあれだけれども、マスコミもそうですけれども、緊急事態宣言慣れしてしまって、また延長かというような話になるのです。そうではないのだと。この町では、こんな状況になって、今、保健所も医療も逼迫をしているのですよということをお伝えできないではないですか。ここは本当に大事なことなので、改めてお願いしたいのです。

課長さんも、保健所がそんな状況だから仕方がないのだというお話だけで済む話ではないというふうに思います。今、この町でもどんどん、どんどん感染が拡大している中で、その情報を伝えられないと、今どんなふうな感染状況なのかと、それを具体的にやっぱり示さないと緊迫感も何もありません。

かつて、スペイン風邪が100年前にありましたけれども、あのときは町は療養施設をちゃんと造るのです、予算つけて。それで、要するにそういった保護、隔離すると。とにかく保護、隔離しかなかったですから、そういったような施設を造って、自分たちで自分たちの住民を守ろうというようなことをやっているのです。100年前です。今、それができないのですか。そこはどうですか。全く手を打っていないということなのだよ、町としては。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。

休 憩 （午前11時51分）

---

再 開 （午前11時52分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、県のほうが逼迫しているというのは、そのとおりでございまして、先の議会でも答弁させていただきましたが、県のほうからは町の保健師に対して併任辞令、兼任辞令が出ておりまして、その人たちの派遣についての打診が来ております。ただ、町といたしましては、現在、町で行っているワクチン接種とそちらのコロナ対策のほうで、実際人手が取られておりますので、県のほうにその人手を出すという状況については、現在、回答ができないという状況でございます。

また、町といたしましては、現在進めておりますワクチン接種、1回目につきましては昨日の答弁で申し上げましたが50%を超え、9月中にはおおむね65から70%程度の方のワクチン接種を進めることによって、重症化を予防し、それによってコロナ対策を進めていきたいという考えでございます。直ちに終わるものではございますが、なるべく早くこちらのほうを進めさせていただいて、皆様の安心を得られるような形でいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 検査もやらない、そしてこういったような医療逼迫に対する対応も町ではできないということで、本当に住民の命を守れるのかということだと思います。ですから、ここは比企郡の市町村の皆さんと、やはり協議をする必要があるだろうと思います。これからもこのコロナ対策はまだまだ続きますので、続くと思いますので、これはワクチンを幾ら打ってもなかなか感染は止まらないというようなこともありますから、これはやっぱりちゃんとした対策を打てるような比企の市町村と協議をしていくと、そして比企の医師会とも協議をするというふうなことを、そこで何が問題なのかというのが分かればいいわけなので、それで、ではどうするのかということになるわけです。今、それさえも分からないのです。こんなことで責任を持った仕事はできないというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

確かに阿部議員さんおっしゃるとおり、現在の状況、これは滑川町だけではなくて、全国各地で滑川町と同じような状況になっているかと思えます。議員のほうからもお話がありましたとおり、滑川町につきましては自前で医療機関等もございません。また、町の職員として医師等もございません。したがって、比企医師会あるいは比企看護師会とか、そういった方にご協力いただかないと対応は困難です。

一方、ワクチン接種に関して、やはり比企医師会あるいは看護師会と、やはりこの事業にかなりの重点、ウエートを置いております。それぞれ先生の皆様には個人で医院を抱えていて、その間を縫って、各地、滑川町をはじめとする各町村に接種に伺っているという状況でございますので、なかなかこれ以上の依頼を比企医師会のほうにするのは、かなり困難ではないのかなという感想はいたします。

これに関しましては、県の医師会等も関係してくる等もございますので、そういったところで十分協議をいただきながら、現在、行っているワクチン接種に関しては国、県、市町村という流れでございます。医師の派遣等につきましても同様の流れでございますので、上位のほうで十分ご審議をいただいて、対応を取っていただければというふうに考えております。

以上、なかなかお答えにはなりません、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。ただし、時間が残っておりませんので、手短にお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 答弁いただきまして、ありがとうございます。ただ、本当にこの問題については、パンデミック、収束がなかなか見えないような状況なので、どこかというか、やはり町のほうから、要するに下のほうから上げていかないと、上から来た流れで、来て終わりだと、もうしようがないということでは駄目だというふうに思うのです。やっぱり地元の住民と直接接している



町が、何とか打開をしようということで動き出さなければならないだろうというふうに思います。そこについては改めてお願いをして、質問を終わります。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時です。よろしくお願いします。

休 憩 （午前11時58分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

---

◎認定第1号、認定第2号の説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、認定第1号及び日程第3、認定第2号を一括議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についての説明を会計管理者、木村会計課長に求めます。

〔会計管理者兼会計課長 木村俊彦登壇〕

○会計管理者兼会計課長（木村俊彦） 会計管理者、認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について説明を申し上げます。

それでは、お手元の令和2年度滑川町歳入歳出決算書に基づき概要の説明を申し上げます。

初めに、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。令和2年度滑川町一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入より款別に収入済額を中心に説明申し上げます。

まず、歳入の根幹をなす款1の町税ですが、収入済額30億7,283万8,027円で、一般会計における2年度歳入全体の34.1%を占めております。法人町民税の大幅な減収により、前年度より8,934万6,206円の減額、率にして2.8%のマイナスとなりました。不納欠損額につきましては309万5,526円ございました。

続きまして、款2 地方譲与税、収入済額9,411万3,000円。

款3 利子割交付金、収入済額192万4,000円。

款4 配当割交付金、収入済額1,021万4,000円。

款5 株式等譲渡所得割交付金、収入済額1,226万2,000円。

続いて、款6 法人事業税交付金です。前年度は収入がありませんでしたが、2年度は3,679万2,000円の収入がございました。

款7 地方消費税交付金、収入済額4億1,590万9,000円。

款8 ゴルフ場利用税交付金、収入済額6,611万5,640円。

次に、款9自動車取得税交付金、収入済額1,330万1,853円、前年度に比べ1,385万6,269円少なく、51.0%のマイナスとなりました。

款10地方特例交付金、収入済額4,152万7,000円、前年度に比べ3,477万2,000円少なく、45.6%のマイナスとなりました。

款11地方交付税は、収入済額4億3,055万円、前年度に比べ1億67万9,000円多く、30.5%のプラスとなりました。

款12交通安全対策特別交付金につきましては、収入済額286万5,000円でした。

款13分担金及び負担金は、収入済額5,552万7,245円、前年度に比べ4,908万5,563円少なく、46.9%のマイナスとなりました。

続いて、3ページ、4ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、収入済額4,511万4,540円、前年度に比べ1,256万647円少なく、21.8%のマイナスとなりました。

款15国庫支出金につきましては、収入済額32億7,026万8,457円、前年度に比べ23億2,406万5,280円多く、率にして245.6%と大幅なプラスとなりました。増額の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症対策として実施されました1人10万円の特別定額給付金、合計19億3,090万円と臨時交付金2億881万2,000円であります。

続いて、款16県支出金、収入済額5億3,098万6,836円、前年度に比べ4,858万5,064円多く、率にして10.1%のプラスとなりました。増額の主な要因としては、子どものための教育・保育給付交付金や新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金が挙げられます。

款17財産収入、収入済額1,671万797円。

款18寄附金、収入済額160万4,088円。

款19繰入金、収入済額8,009万2,154円、これは介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計からの繰入れによるものでございます。また、2年度は財政調整基金からの繰入れはございませんでした。

款20繰越金、収入済額1億7,161万8,664円。

款21諸収入、収入済額7,727万5,233円。

款22町債につきましては、収入済額5億6,562万5,000円で、前年度に比べ2億359万9,000円多く、率にして56.2%の大幅な増額となりました。主な要因は、減収補填債の1億2,650万円、学校教育施設等整備事業債の7,710万円であります。また、臨時財政対策債として2億9,712万5,000円の借入れがございました。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済額90億1,323万4,534円で、前年度に比べ24億5,596万1,925円

多く、率にして37.5%の大幅な増額となった一方、国庫支出金や町債等の依存財源が増えたことにより、歳入総額に占める自主財源の比率は前年度より18.8ポイントマイナスの39.1%となりました。

続いて、歳出について説明申し上げます。5ページ、6ページをお願いいたします。歳出につきましても、款別に支出済額を中心に説明を申し上げます。

款1 議会費、支出済額8,806万5,615円。

款2 総務費、支出済額26億4,889万7,562円、前年度に比べ19億3,382万8,986円多く、率にして270.4%の大幅な増額となりました。主な要因としては、新型コロナウイルス感染症対策として実施された1人10万円の特別定額給付金の給付事業や、滑川町公共施設の個別施設計画策定業務委託料が挙げられます。

款3 民生費、支出済額25億3,870万2,101円、前年度に比べ1億5,368万692円多く、率にして6.4%のプラスとなりました。主な要因は、民間保育所施設整備費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金、保育所保育実施委託料の増額によるものでございます。

続きまして、款4 衛生費、支出済額5億8,896万1,480円、前年度に比べ5,528万5,996円多く、率にして10.4%のプラスとなりました。増額の要因としては、水道料金減免事業への補助金や一般廃棄物収集運搬委託料、新型コロナワクチン接種推進事業等が挙げられます。

款5 労働費、支出済額10万7,500円。

款6 農林水産業費、支出済額2億2,893万6,134円、前年度に比べ6,187万5,138円少なく、率にして21.3%のマイナスとなりました。減額の要因は、前年度に実施しましたため池の耐震調査業務委託料の皆減によるものでございます。

款7 商工費、支出済額3,475万6,827円、前年度に比べ818万6,754円多く、率にして30.8%のプラスとなりました。増額の要因としては、新型コロナウイルス対策として実施されました小規模事業者等への事業継続支援金や経営サポート窓口委託料等が挙げられます。

款8 土木費、支出済額3億6,762万1,737円、前年度に比べ5,784万2,561円少なく、率にして13.6%のマイナスとなりました。減額の要因としては、前年度に実施しました橋梁の長寿命化修繕工事の終了や公共施設等の適正管理推進事業として行われました舗装修繕の減額によるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。款9 消防費、支出済額3億3,726万9,555円、前年度に比べ1,969万6,237円多く、率にして6.2%のプラスとなりました。これは比企広域消防組合の常備消防費負担金の増額によるものでございます。

款10 教育費、支出済額10億6,357万1,843円、前年度に比べ1億6,079万5,446円多く、率にして17.8%のプラスとなりました。前年度に引き続き学校給食費の無償化に取り組んだほか、GIGAスクール構想実現のために実施しました小中学校における校内LANの整備や、児童生徒1人1台のタブレットPC借り上げによるものでございます。また、3年度への繰越額として4,354万2,000円

がございました。

続きまして、款11災害復旧費ですが、支出済額はございません。

款12公債費、支出済額 5 億8,674万7,330円、これは地方債の元金償還金とその利子でございます。前年度に比べ4,652万9,800円少なく、率にして7.3%のマイナスとなりました。

款13諸支出金、支出済額 1 億4,253万9,690円、前年度に比べ8,345万7,833円の増額となりました。財政調整基金や森林環境基金への積立てによるもので、率にして141.3%のプラスとなりました。

款14予備費の支出済額はございません。

以上、歳出合計は、支出済額86億2,617万7,374円、前年度に比べ22億4,052万3,429円多く、率にして35.1%の増額となりました。執行率につきましては、前年度より1.2ポイント上がり、96.7%でございました。

歳入歳出差引残額 3 億8,705万7,160円。

令和 3 年 9 月 7 日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

一般会計の概要につきましては、以上でございます。

続いて、133ページをお願いいたします。一般会計の実質収支に関する調書になります。

上から、令和 2 年度の歳入総額は90億1,323万4,000円、歳出総額は86億2,617万7,000円、歳入歳出差引額は 3 億8,705万7,000円でございます。このうち 4 の翌年度へ繰り越すべき財源の計は 1,837万9,000円です。5 の実質収支額は、3 の歳入歳出差引額から 4 の繰越額を除いた 3 億6,867万8,000円でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。135ページ、136ページをお願いいたします。

最初に、滑川町国民健康保険特別会計です。令和 2 年度滑川町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして、歳入から説明申し上げます。

款 1 の国民健康保険税ですが、収入済額 3 億3,377万735円、前年度に比べ974万9,188円のマイナスとなりました。2 年度収入全体の19.38%を占めております。不納欠損額につきましては513万5,136円ございました。

款 4 使用料及び手数料につきましては、収入済額はございませんでした。

款 5 国庫支出金、収入済額237万1,000円。

款 6 県支出金、収入済額12億1,611万8,645円、前年度に比べ2,338万4,951円多く、2 年度収入全体の70.62%を占めております。

款10繰入金、収入済額7,449万2,188円、一般会計からの繰入れによるものでございます。

款11繰越金、収入済額8,750万9,479円。

款12諸収入については、収入済額774万445円でございます。

以上、国民健康保険特別会計の歳入合計は、収入済額17億2,200万2,492円、前年度に比べ1,355万

9,646円、率にして0.79%のプラスとなりました。

続きまして、137、138ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の歳出です。

款1 総務費、支出済額552万6,897円。

款2 保険給付費、支出済額11億6,791万6,517円、前年度に比べ3,020万362円多く、歳出全体の70.9%を占めております。

款3 国民健康保険事業費納付金、支出済額3億9,983万9,456円で、前年度に比べ2,818万4,170円のマイナスとなりました。2年度歳出全体の24.27%を占めております。

款4 共同事業拠出金、支出済額255円。

款6 保険事業費、支出済額1,410万4,380円。

款7 基金積立金、支出済額1,000万円。

款9 諸支出金、支出済額4,983万7,024円。

款10 予備費の支出済額はございません。

以上、国民健康保険特別会計の歳出合計は、支出済額16億4,722万4,529円、前年度に比べ4,429万1,162円、率にして1.62%のプラスとなりました。

歳入歳出差引残額7,477万7,963円。

令和3年9月7日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

次に、161ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書になります。

表の上から、令和2年度の歳入総額は17億2,200万3,000円、歳出総額16億4,722万5,000円、歳入歳出差引額は7,477万8,000円でございます。このうち4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額でございます。

以上で、滑川町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、161、162ページをお願いいたします。令和2年度滑川町介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして説明を申し上げます。

初めに、歳入です。款1 保険料、収入済額2億8,731万9,100円で、歳入全体の25.71%を占めております。不納欠損額につきましては129万6,900円ございました。

款3 使用料及び手数料につきましては、収入済額はございませんでした。

続いて、款4 国庫支出金、収入済額1億6,659万6,809円。

款5 支払基金交付金、収入済額2億3,780万3,202円。

款6 県支出金、収入済額1億2,991万1,128円。

款7 財産収入と款8 寄附金につきましては、収入済額はございません。

続きまして、款9 繰入金、収入済額1億4,563万円。

款10 繰越金、収入済額1億5,013万442円。

款12諸収入、収入済額24万6,400円でございます。

以上、介護保険特別会計の歳入合計は、収入済額11億1,763万7,081円、前年度に比べマイナス1,136万4,418円、率にして1%のマイナスとなりました。

次に、163、164ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳出につきまして説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額983万4,784円。

款2 保険給付費、支出済額8億6,571万8,869円、歳出全体の85.95%を占めております。

続いて、款5 地域支援事業費、支出済額2,071万5,649円。

款6 基金積立金、支出済額4,750万円。

款8 諸支出金、支出済額6,344万4,526円。

款9 予備費、支出済額はございませんでした。

以上、介護保険特別会計の歳出合計は、支出済額10億721万3,828円でございます。前年度に比べ2,834万2,771円、率にして2.9%のプラスとなりました。

歳入歳出差引残額1億1,042万3,253円。

令和3年9月7日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

次に、185ページをお願いいたします。介護保険特別会計の実質収支に関する調書となります。

表の上から、令和2年度の歳入総額は11億1,763万7,000円、歳出総額は10億721万4,000円、歳入歳出差引額は1億1,042万3,000円、このうち4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額でございます。

以上で、滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

次に、187、188ページをお願いいたします。令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして説明を申し上げます。

初めに、歳入です。款1 後期高齢者医療保険料、収入済額1億3,242万3,740円、歳入全体の73.02%を占めております。不納欠損額につきましては、6万5,770円でございます。

款2 使用料及び手数料、款3 寄附金の収入済額はございませんでした。

続きまして、款4 繰入金、収入済額2,946万5,365円。

款5 繰越金、収入済額1,820万8,016円。

款6 諸収入、収入済額126万5,762円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳入合計は、収入済額1億8,136万2,883円、前年度比で996万176円、率にして5.8%のプラスとなりました。

次に、189、190ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の歳出につきましてご説明申し上げます。

款1 総務費、支出済額131万4,160円。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億5,966万2,855円でございます。運営主体であります埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金で、歳出全体の94.16%を占めております。

款3 諸支出金、支出済額858万4,910円。

款4 予備費、支出済額はございませんでした。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳出合計は、支出済額 1 億6,956万1,925円、前年度比1,636万7,234円、率にして10.7%のプラスとなりました。歳入歳出差引残額1,180万958円。

令和3年9月7日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続きまして、197ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書となります。

表の上から、令和2年度の歳入総額は1億8,136万3,000円、歳出総額は1億6,956万2,000円、歳入歳出差引額は1,180万1,000円、このうち4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額でございます。

以上で、滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続いて、199、200ページをお願いいたします。令和2年度滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。款1 分担金及び負担金、収入済額890万2,800円、不納欠損額につきましては4万3,320円でございます。

款2 使用料及び手数料、収入済額 1 億9,212万8,096円、不納欠損額につきましては42万7,506円でございます。

続いて、款4 財産収入、収入済額1,063円。

款5 繰入金、収入済額 1 億2,900万円。

款6 繰越金、収入済額2,051万1,940円。

款7 諸収入、収入済額はございません。

款8 町債につきましては、収入済額3,070万円でございます。

以上、下水道事業特別会計の歳入合計は、収入済額 3 億8,124万3,899円、前年度に比べ945万4,464円、率にして2.5%のプラスとなりました。

次の201ページ、202ページをお願いいたします。下水道事業特別会計の歳出につきまして説明を申し上げます。

款1 総務費、支出済額 1 億6,818万3,400円。

款2 事業費、支出済額2,611万6,273円。

款3 公債費、支出済額 1 億6,651万3,494円。

款4 諸支出金、支出済額1,063円。

款5 予備費、支出済額はございません。

以上、下水道事業特別会計の歳出合計は、支出済額 3 億6,081万4,230円、前年度比953万6,735円、率にして2.7%のプラスとなりました。

歳入歳出差引残額2,042万9,669円。

令和3年9月7日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

213ページをお願いいたします。下水道事業特別会計の実質収支に関する調書となります。

令和2年度の歳入総額は3億8,124万4,000円、歳出総額は3億6,081万4,000円、歳入歳出差引額は2,043万円でございます。このうち4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額でございます。

以上で、滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、215、216ページをお願いいたします。令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして説明を申し上げます。

初めに、歳入です。款1分担金及び負担金、収入済額70万円。

款2 使用料及び手数料、収入済額1,741万9,449円、不納欠損額につきましては12万9,168円でございます。

款4 繰入金、収入済額7,300万円。

款5 繰越金、収入済額442万467円。

款6 諸収入、収入済額28万3,200円。

款7 町債及び款8 国庫支出金につきましては、収入済額はございませんでした。

以上、農業集落排水事業特別会計の歳入合計は、収入済額9,582万3,116円、前年度に比べマイナスの385万9,597円、率にして3.9%のマイナスとなりました。

続いて217、218ページをお願いいたします。農業集落排水事業特別会計の歳出につきまして説明申し上げます。

款1 施設費、支出済額4,135万1,998円、処理施設の維持管理に伴う経費が主なものでございます。

続きまして、款2 農業集落排水事業費、支出済額662万8,108円、款3 公債費、支出済額3,997万4,406円。

款4 諸支出金及び款5 予備費につきましては、支出済額はございませんでした。

以上、農業集落排水事業特別会計の歳出合計は、支出済額8,795万4,512円、前年度比マイナスの730万7,734円、率にして7.7%のマイナスとなりました。

歳入歳出差引残額786万8,604円。

令和3年9月7日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続いて、227ページをお願いいたします。農業集落排水事業特別会計の実質収支に関する調書です。

令和2年度の歳入総額は9,582万3,000円、歳出総額は8,795万5,000円、歳入歳出差引額は786万



8,000円でございます。このうち4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額でございます。

以上で、滑川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、229、230ページをお願いいたします。令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計の歳入歳出決算につきまして説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。款1分担金及び負担金、収入済額78万2,400円。

款2使用料及び手数料、収入済額1,104万8,375円。

款3国庫支出金、収入済額417万6,000円。

款4県支出金、収入済額200万円。

款5繰入金、収入済額1,000万円でございます。

款6繰越金、収入済額1,053万6,819円。

款7諸収入、収入済額1万985円。

続きまして、款8町債、収入済額180万円でございます。

以上、浄化槽事業特別会計の歳入合計は、収入済額4,035万4,579円、前年度比707万5,449円、率にして21.3%のプラスとなりました。

次の231ページ、232ページをお願いいたします。浄化槽事業特別会計の歳出についてご説明を申し上げます。

款1総務費、支出済額88万9,755円。

款2施設管理費、支出済額1,771万2,838円。

款3施設整備費、支出済額876万5,187円。

款4公債費、支出済額203万2,332円。

款6予備費、支出済額はございませんでした。

以上、浄化槽事業特別会計の歳出合計は、支出済額2,940万112円、前年度比665万7,801円、率にして29.3%のプラスとなりました。

歳入歳出差引残額1,095万4,467円。

令和3年9月7日提出、埼玉県比企郡滑川町長、吉田昇。

続いて、241ページをお願いいたします。浄化槽事業特別会計の実質収支に関する調書となります。

令和2年度の歳入総額は4,035万5,000円、歳出総額は2,940万円、歳入歳出差引額は1,095万5,000円でございます。このうち4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額でございます。

以上で、滑川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わりとさせていただきます。

続いて、財産に関する調書に移りたいと思います。243ページ、244ページをお願いいたします。

財産に関する調書について説明申し上げます。

1、公有財産の（1）土地及び建物に関する表ですが、この表は、縦軸が行政財産と普通財産、横軸が土地と建物という区分になっております。横軸の土地・建物それぞれにつきまして決算年度中増減高という項目がございますが、土地についてのみ移動がございました。詳細につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、245ページ、246ページをお願いいたします。一番上の（2）山林から（7）出資による権利まで増減はございませんでした。また、一番下の（8）不動産の信託の受益権につきましても該当はございませんでした。

1枚おめくりいただきまして、247、248ページをお願いいたします。

2の物品には、町の備品として登録されております50万円以上のものを中心に掲載しております。2年度は決算年度中の増減が若干ございました。町立図書館の図書の除菌器や小中学校におけるサーモグラフィーカメラなど、新型コロナウイルス対策関連の物品が特徴的でございます。詳細につきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、249、250ページをお願いいたします。3の債権につきましては、該当する事項はございません。

続いて、4の基金です。現在、滑川町には、（1）から（18）まで計18の基金がございますが、それぞれの表の中央にございます決算年度中増減高の欄を御覧いただきたいと思っております。

まず、（1）の財政調整基金ですが、決算年度中増減高1億4,036万4,242円とあるのは、一般会計からの積立金と定期預金の利子でございます。

（2）減債基金、決算年度中増減高602円は、定期預金の利子でございます。

（3）公共施設整備基金、決算年度中増減高8万9,516円、これも定期預金の利子でございます。

（4）、（5）、（6）の基金については、増減はございませんでした。

続きまして、（7）の土地開発基金です。表の一番下、現金の欄の決算年度中増減高2,259万3,242円とありますが、これは土地の買戻しに伴う基金への償還と定期預金の利子によるものでございます。

（8）奨学基金、増の欄にある299万9,000円は、これまでに貸し付けた奨学資金の2年度中における返済額、減の欄にある100万円は2年度中に新たに貸し付けた貸付額でございます。

（9）の基金については、増減はございませんでした。

（10）国民健康保険特別会計財政調整基金、決算年度中増減高1,000万円、これは国民健康保険特別会計からの積立金でございます。

（11）、（12）の基金については、増減はございませんでした。

続きまして、（13）介護保険給付費準備基金、決算年度中増減高4,750万円、これは介護保険特別会計からの積立金でございます。

（14）下水道事業基金、決算年度中増減高マイナス999万8,937円とありますが、これは主に下水

道事業特別会計への繰入れによるものでございます。

(15) まちづくり応援基金10万4,088円、これは一般会計からの積立てによるもので、滑川町を応援しようとする人々からの寄附金が財源となっております。

(16) 農業集落排水事業基金、マイナス500万円とありますが、これは農業集落排水事業特別会計の繰入れによるものでございます。

(17) 基金については、増減はございませんでした。

(18) の滑川町環境基金として193万2,000円とございますが、これは県税の軽自動車取得税に代わり、令和元年10月に町税として新設された軽自動車税環境性能割を財源とする町からの積立金でございます。

以上をもちまして、令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして説明を終わりとさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についての説明を會澤水道課長に求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてご説明させていただきます。

お手元の決算書を御覧いただきたいと思います。表紙をおめくりいただきますと、裏側が目次になっております。御覧のとおり、この決算書は決算書類をはじめ、決算審査意見書までの6種類の関係書類を一冊にまとめてございます。取りまとめ方については例年と同様であり、変更点はございません。

それでは、令和2年度の決算内容について、決算書類より概要をご説明させていただきます。最初に、1ページを御覧ください。令和2年度滑川町水道事業決算報告書からご説明いたします。

(1) 収益的収入及び支出ですが、まず上の枠、収入より第1款事業収益は、第1項営業収益、第2項営業外収益の合計として、中ほどの欄、予算額合計3億6,764万7,000円、右隣、決算額3億8,238万8,541円となりました。予算額に比べ1,474万1,541円の増となり、執行率は104.01%でした。

続いて、下の枠、支出です。第1款事業費は、下段の第1項営業費用から第4項予備費の合計として、中ほどの欄、予算額合計3億7,047万1,000円、右隣決算額3億5,416万4,865円で、不用額は1,630万6,135円となりました。執行率は95.6%でした。

次に、2ページ、(2) 資本的収入及び支出についてですが、まず上の枠、収入より、第1款資本的収入は、下段の第1項負担金、第2項加入金の合計として、中ほどの欄、予算額合計1,441万4,000円、右隣の決算額2,015万8,655円となり、予算に比べ574万4,655円の増となりました。第3項企業債及び他会計借入金はありませんでした。執行率は139.85%となりました。

続いて、下の枠、支出については、第1款資本的支出は、下段の第1項建設改良費、第2項企業

償還金の合計として中ほどの欄、予算額合計 1 億7,555万2,000円、右隣決算額 1 億5,550万1,280円となりました。不用額は2,005万720円となります。執行率は88.58%でした。

第1項建設改良費の主な内容として、1号配水タンクへの緊急遮断弁の新設工事をはじめ、配水管布設工事などの費用となっております。実施した内容については、建設工事の概要として14ページに詳細を記載してありますので、後ほど御覧いただきたいと思ます。

なお、このページ、下の欄外で説明させていただいておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して1億3,534万2,625円不足しております。これについては、当年度消費税資本的収支調整額858万300円及び過年度損益勘定留保資金1,676万2,325円、建設改良積立金1億1,000万円で補填させていただきました。

次に、令和2年度滑川町水道事業損益計算書についてご説明させていただきます。3ページを御覧ください。この損益計算書は、経営成績を明らかにするため、期間中に得た収益と、これに対応する費用を記載いたしまして、純損益と、その発生由来を表示したものとなっております。詳細な内容につきましては、後ほど20ページ以降に記載いたしました収益的費用明細書を御覧いただき、ご確認いただきたいと思ます。

ここでは、概要について申し上げさせていただきます。なお、損益計算書については、税抜きの金額表記となっております。

まず、1、営業収益、(1)給水収益ですが、2億9,728万7,670円となりました。1年間にご利用者様より頂きました水道料金となります。

(3)その他の営業収益は1,551万5,600円です。加入金、量水器取付料等が主なものです。

その右下の行になりますが、営業収益合計は3億1,280万3,270円となります。

続いて、2、営業費用についてです。

(1)原水及び浄水費1億5,367万6,981円は、埼玉県水等の受水費、配水場の維持管理費などが主なものとなっております。

(2)配水及び給水費2,545万3,436円は、配水管及び給水管の維持管理費委託料などが主なものとなっております。

(4)業務費1,665万5,260円は、水道メーター検針及び料金徴収などに係る経費となっております。

(5)総係費5,623万1,148円は、人件費及び事務に必要な経常経費などです。

(6)減価償却費6,531万5,111円は、固定資産に対する令和2年度の減価償却費となっております。

以上、営業費用の合計が3億1,733万1,936円で、1の営業収益合計額から差し引きますと、営業利益はマイナス452万8,666円となりました。このマイナス収支の主な理由ですが、当年度2回実施いたしました水道料金の基本料金分を減額する事業で、該当した水道料金減額相当分が給水収益と

しては計上されていないことが主な要因となっております。

この減額した水道料金については、次にご説明させていただきます営業外収益のほうに、一般会計からの補助金として計上されております。補足ではありませんが、水道料金収入分と基本料金減額分の補助金を合計した分を給水収益とみなした場合には、前年度を上回る額となることを申し添えさせていただきますと思います。

次に、3、営業外収益についてです。(1) 受取利息及び配当金4万6,178円は、主に定期預金等の利息となっております。

(2) 他会計補助金は2,708万9,000円です。これは先ほど営業利益の項目でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道料金のうち、基本料金を検針2回分、最大で4か月分相当を減額する事業を行った費用を一般会計から補助金として受け入れたものです。

内訳としては、減額した水道料金相当分と事業実施のために行ったシステム改修費用及び同システム委託業者による稼働支援費となっております。

次に、(3) 長期前受金戻入83万7,100円については、当年度以前に交付された補助金等により取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したものです。

(4) 消費税及び地方消費税還付金として100円となっております。

(5) 雑収益699万4,494円は、施設使用料及び下水道料金徴収事務委託料などです。

以上、合わせて営業外収益が3,495万8,772円となりました。

続いて、4ページに移ります。4、営業外費用ですが、(1) 支払利息637万6,268円は起債に対する支払利息です。

(2) 雑支出はありませんでしたので、そのまま営業外費用合計として637万6,268円となりました。1と3の収益から2と4の雑費用を差し引いたものが、当年度の計上利益となります。

右列上から2行目の2,405万3,838円となりました。

次に、5、特別損失、(1) 過年度損益修正損の1万7,367円を先ほどの経常利益から差し引きますと2,403万6,471円となり、これが当年度の純利益となります。これに、次の行、前年度繰越利益剰余金1億9,726万5,877円を加えますと、当年度未処分利益剰余金として二重下線の部分2億2,130万2,348円となります。

次に、続く令和2年度滑川町水道事業剰余金計算書についてご説明させていただきます。この剰余金計算書は、年度中にどのように剰余金が増減したかを表したものとなっております。

まず、利益剰余金の部です。Ⅰ、減災積立金ですが、4、当年度末残高が2億6,032万3,000円となりました。続いて、Ⅱ、建設改良積立金は、5、当年度末残高として右端下から2行目の3億9,939万8,850円となります。今年度は、1号配水池に緊急遮断弁室設置の大きな工事を行ったことなどにより、決算報告書の2ページで説明したとおり、資本的収支の不足分として建設改良積立金

からも補填を行うこととし、その分を4、当年度処分額に計上しております。

これで、減債積立金と建設改良積立金の合計は、二重下線の部分6億5,972万1,850円となりました。

続きまして、5ページをお願いします。Ⅲ、未処分利益剰余金です。1、前年度未処分利益剰余金は、一番右上にあります。前年度末、令和2年3月31日現在で2億1,726万5,877円でした。ここから2の前年度利益剰余金処分額、(1)減債積立金1,000万円と(2)建設改良積立金1,000万円、合計2,000万円を引きますと、繰越利益剰余金年度末残高が1億9,726万5,877円となります。この金額に3、当年度純利益2,403万6,471円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は2億2,130万2,348円となります。

続いて、資本剰余金の部です。まず、Ⅰ、その他の資本剰余金です。1、前年度末残高14億6,301万7,789円に、3、当年度発生額1,045万4,220円を加えた額が、5、当年度末残高14億7,347万2,009円となり、その額がその下の二重下線、翌年度繰越資金剰余金となります。

次に、6ページをお願いします。令和2年度滑川町水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明させていただきます。

剰余金処分については、地方公営企業法第32条で議会の議決を経て行うことと定められており、決算の認定と併せて処分内容のご承認をお諮りしているものでございます。

まず、1、当年度未処分利益剰余金は2億2,130万2,348円です。この額は、先ほど4ページ、5ページの剰余金計算書で算出についてご説明いたしました額となります。

そして2、利益剰余金処分額として当年度純利益2,403万6,471円から1,000万円を減債積立金として積立てさせていただきたいと思っております。これは企業債の償還に充てるために積み立てるものです。そのほかに1,000万円を建設改良積立金に積立てさせていただきたいと思っております。

これまでどおり1,000万円を減債積立金に充て、残額から1,000万円を単位に建設改良積立金に充てておりましたので、当年度も同様の処分案を計上させていただきました。よって、減債積立金、建設改良積立金の処分額の合計額は2,000万円となり、これを1、当年度未処分利益剰余金から差し引きますと、3、翌年度繰越利益剰余金として2億130万2,348円となります。

以上、剰余金処分案について併せてご審議よろしくお願いたします。

続きまして、7ページでございます。令和2年度滑川町水道事業貸借対照表についてご説明させていただきます。この貸借対照表は、水道事業の財政状況を明らかにするため、年度末における水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本をそれぞれに表したものとなっております。

まず、資産の部からご説明いたします。1、固定資産ですが、(1)有形固定資産はイからトまでの各項目の合計額で、7ページの一番下の行、20億3,032万8,171円です。

続いて、8ページになります。(2)無形固定資産、(3)投資はありませんでしたので、前ページ(1)の合計額がそのまま固定資産合計、中段右側にあります20億3,032万8,171円となります。

続いて、2、流動資産は、(3)の有価証券がありませんでしたので、(1)現金預金、(2)未収金、(4)貯蔵品、(5)その他流動資産の合計となり、下から2行目の10億3,554万8,156円となります。これらを合わせた一番下の二重下線、30億6,587万6,327円が資産合計となります。

続いて、9ページ、負債の部です。3、固定負債は、(1)企業債のみ該当となります。固定負債合計額が1億1,120万855円となります。これは過去の設備投資の際に借り入れた政府資金、金融公庫資金の償還途中の元本の残りでございます。

4、流動負債として該当のあるものとして、年度内償還分の(2)企業債のほか、(5)未払金、(6)前受金、(7)賞与引当金、(10)その他流動負債を合わせまして、右側の列の一番下の行、9,709万2,260円が流動負債合計となります。

次に、10ページをお開きください。5、繰延収益は、(1)長期前受金7,038万5,962円、(2)収益化累計額、マイナス2,285万7,800円で、繰延収益合計は4,752万8,162円となりました。前ページの固定負債合計と流動負債合計及び本ページの繰延収益合計を合わせますと、負債合計2億5,582万1,277円となります。

次に、資本の部ですが、6、資本金合計は4億5,555万8,843円です。

7、剰余金については、(1)資本剰余金が14億7,347万2,009円、(2)利益剰余金のイからハは、先ほど4ページから6ページの剰余金計算書及び剰余金処分計算書でご説明した額となります。この合計が、下から4行目の利益剰余金合計として8億8,102万4,198円となり、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合計した下から3行目の23億5,449万6,207円が剰余金合計となります。この剰余金合計と6、資本金を合わせた額が、下から2行目の資本合計額28億1,005万5,050円となります。

さらに、この資本合計と当ページの上から5行目の負債合計2億5,582万1,277円を合わせた最終的な負債資本合計は、二重下線の部分、30億6,587万6,327円となります。この負債資本合計と先ほど8ページでご説明いたしました二重下線の資産合計額とが同額となります。資産合計と負債資本の合計の双方の金額が一致しており、貸借が対照となっていることをご確認いただければと思います。

続きまして、11ページをお願いします。滑川町水道事業会計キャッシュフロー計算書です。内容は、水道事業会計における現金及び現金同等物の増減を表したものです。簡単にご説明いたしますと、左側にローマ数字で3つに分けた項目、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれによる現金等の増減を記し、その合計となるものが下から3行目の現金及び現金同等物増加額として記載されております。

令和2年度は期間中に3,030万4,000円減少したことが分かります。これにより一番下の行、現金及び現金同等物の令和2年度期末残高として9億7,700万8,000円となったことがご確認いただければと思います。

以降のページは、決算附属書類等となります。詳細な説明は割愛させていただきますが、12ページから25ページにわたり、令和2年度における水道事業の実績報告書等をつづってございます。滑

川町水道事業の状況や事業内容が記載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

また、26ページからは、本議会に先立ちまして監査を実施していただきました監査委員さんの意見書となっております。

以上で、雑駁ではございますが、令和2年度滑川町水道事業会計の剰余金処分及び決算に関する説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） ここで暫時休憩とします。再開は午後2時20分とさせていただきます。よろしくお願いたします。

休 憩 （午後 2時07分）

---

再 開 （午後 2時20分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

認定第1号及び認定第2号の説明が終わりました。

ここで、本件につきましては、監査委員による決算審査がなされておりますので、その結果について新井代表監査委員より報告をお願いします。

〔代表監査委員 新井佳男登壇〕

○代表監査委員（新井佳男） 監査委員の新井佳男です。議長の指名を受けましたので、決算の審査を報告させていただきます。

それでは、滑川町一般会計・特別会計審査意見書の冊子を御覧いただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。滑川町監査委員第40号、令和3年8月19日、滑川町長、吉田昇様。滑川町監査委員、新井佳男、上野廣。

令和2年度決算審査結果について、地方自治法第233条の2項の規定により、審査に付された令和2年度滑川町一般会計歳入歳出決算について審査した結果、別記のとおり意見書を提出いたします。

なお、この後の特別会計、そして水道事業会計、それから令和2年度に基づく財政健全化審査並びに経営健全化審査意見書の報告につきましては、この部分の朗読は割愛させていただきたいと思います。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。審査の概要でございます。審査期間は、令和3年7月14日、15日、19日から21日及び8月4日、5日の7日間行いました。審査の場所は、滑川町役場でございます。審査の対象は、令和2年度滑川町一般会計・歳入歳出決算。審査の方法でございますが、審査に当たりましては、決算計数に誤りはないか、予算の執行は、関係法令及び予算決議の趣旨に沿って効率的かつ経済的に行われたか、また収支事務、財産の取得管理は適正に処理されたか等を主眼に置き、課・局長、担当者の出席を求めて慎重に行いました。

審査の結果でございますが、令和2年度はコロナ対策関連事業が増大し、歳入歳出ともに前年度



を大きく上回る結果となりました。歳入では37.5%の増、歳出では35.1%の増となりました。実質収支は引き続き黒字を維持しておりまして、実質収支比率も8.1%を示しており、収支の状況はおおむね良好と言えるものと考えます。

3 ページの表の下段を御覧いただきたいと思います。令和2年度一般会計歳入決算は、予算現額の89億1,944万7,000円に対し、収入済額は90億1,323万4,534円で、伸長率は101.1%、9,378万7,534円収入増でありました。また、調定額は90億9,842万5,995円に対し、収入済額は99.1%であり、不納欠損額309万5,526円、収入未済額は8,209万5,935円でありました。

続いて、4 ページをお開きいただきたいと思います。同じく表の下段にあります令和2年度一般会計歳出決算は、予算現額89億1,944万7,000円に対し、支出済額は86億2,617万7,374円、翌年度繰越額8,326万7,000円、不用額2億1,000万2,626円となりました。また、予算に対する執行率は96.7%、予備費充当については1,338万8,000円となりました。

次に、5 ページ、(4)の財政の構成でございますが、自主財源が依存財源の構成割合は39.1%対60.9%ということで、自主財源の割合が大幅に下がっておりますが、コロナ関連の交付金事業が大きかったため、自主財源割合が下がったものと思われまます。

続きまして、6 ページをお開きいただきたいと思います。財政比率の年度別推移です。アの財政力指数でございますが、令和2年度は0.91ということで、前年度より0.01ポイント減少しました。イの経常収支比率でございますが、令和2年度は86.2%で、前年度比率で5.5%減少いたしました。ウの実質収支比率でございますが、令和2年度は8.1%ということでございまして、前年度と比較しますと4.5%上昇いたしました。エの公債費比率でございますが、令和2年度は6.9%ということでございまして、前年度と比較しますと1.8%減少しました。

3の意見に移らせていただきます。審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

予算の執行については、会計区分、年度区分、予算科目等について正確に執行されていたが、歳入では、予算に対して収入額が少なく、歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところも見受けられました。また、歳出の予備費充当は、前年度より減ってきているものの、公共施設等における緊急修繕の対応など多く見受けられ、依然として多かったが、やむを得なかったと思いません。

コロナ関連事業における専決処分を含む9回の補正予算で、当初予算と比較して30億6,444万7,000円の増、率にして52.3%の過去に例を見ない伸びとなり、財政担当はもとより、事業執行に当たられた各課・局の職員の皆様のご労苦に感謝を申し上げます。令和3年度におきましても、コロナの収束には至っておらず、引き続き通常業務と併せてコロナ対策にご精進くださいますようお願い申し上げます。

7 ページに移らせていただきます。町税を見ますと、固定資産税や軽自動車税は増額となっている一方で、法人町民税の減額が要因となり、全体で30億7,283万8,000円の収入済額となっておりまして、前年度と比較しますと8,934万6,000円の減収となりました。主な要因は、コロナ禍における法人町民税の減収でありました。

収納率は97.46%で、前年度対比0.21%の減となっております。収納率の向上対策につきましては、差押え、電話催告、文書催告等を実施しております。また、納税者の利便性を図るためコンビニ納付を開設しており、利用者が大変増えているとのことでもあります。収納努力につきましては、口座振替制度の利用の推進、そして徴収金等収納対策委員会を開催し、関係各課・局との連携を図って、いろいろな手法に取り組んで収納努力をされております。今後も収納体制の充実を図っていただき、また税負担の公平性からも、なお一層の収納率向上の努力をお願いしたいと思います。

次に、歳出全体を見ますと、執行率は96.7%で前年度より1.2%上昇しております。予備費の充当は1,333万8,000円で、不用額は2億1,000万3,000円で前年度よりも4,056万4,000円の増となっております。

本町の財政状況は相変わらず厳しい状況下にあります。町は将来を担う子どもたちのために、子育て環境の整備等に力を注いでおります。また、滑川町健康づくり行動宣言を採択して、「みんなが健康で長寿の町」をスローガンに、各種の健康づくり事業に取り組んでおります。子育て支援、町民の健康増進、福祉の向上のために財政投資を行っております。このような中、引き続いて予算の見積りについては十分な積算根拠を吟味しながら、財源の有効活用に努めていただきたいと思います。

(3)の工事関係事務につきましては、建設課2件、教育委員会2件、健康福祉課1件、産業振興課1件の工事審査を実施いたしました。関係書類の処理及び工事施工につきましては、おおむね良好に処理されておりました。工事の適切な執行はもとより、工事期間及び完成検査等についても、引き続き慎重に対処するよう努めていただきたいと思います。また、工事の入札については、最低制限価格を設ける理由について、工事の質を高めていくため必要とは思いますが、今後、検討していただきたいと思います。

(5)の備品管理につきましては、台帳の整備及び備品が活用しているかどうかを重点に、令和2年度備品購入を中心に審査を実施しました。一部未開封の備品が見受けられましたので、備品購入に当たっては必要数、価格等を十分に精査し、購入されたいと思います。備品管理台帳の整備は、おおむね適正に行われておりました。保管については、今後も適切な場所に保管されるよう徹底されたいと思います。なお、管理は、定期的な物品点検等を行い、紛失等がないよう管理を徹底し、大切に使用されたいと思います。

次に、8 ページに移らせていただきます。4の結びでございますが、一般会計の財政構造を示す各種の数値を見ますと、実質収支は今年度も黒字を維持しており、実質収支比率は前年度の3.6%

から8.1%に上昇し、よくなっております。また、経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するもので、前年度の91.7%から86.2%に下がり、若干よくなってきております。人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の抑制に十分留意されたいと思います。

このような財政状況の中で、町民ニーズの多様化に対応する施策を実現するため、様々な事業に取り組んでいる状況ではありますが、その事業の財源確保のため町債を活用しております。その町債残高は横ばい状況にあるものの、長期間の借金であります公債費の継続的増大を伴うものであることから、極力抑制に努められたいと思います。

そして、今後も行政要望に伴う事務事業や教育環境整備等に関わる財政負担等、財政を取り巻く状況は依然として厳しさが続くものと思います。したがって、予算の執行に当たりましては、事務の効率化、事業の必要性を徹底検証されたいと思います。そして、受益者負担等の自主財源確保や事務事業の見直しを含めた事業効果を十分検討の上、引き続き経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。また、経常収支比率は厳しい数値を示しており、投資的経費が乏しくなっているため、財政の健全化になお一層の努力をされたいと思います。

以上、一般会計を終わります。

続きまして、令和2年度滑川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。10ページをお願いいたします。審査の期日は、7月15日でございます。審査の方法等につきましては、一般会計に準拠して実施しております。審査の結果でございますが、財政の推移は前年度と比較すると、歳入歳出それぞれ前年度を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で17億2,200万3,000円、歳出総額16億4,722万5,000円で、差引き7,477万8,000円となりました。

11ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町国民健康保険特別会計収支決算及び附属書類については、誤りは認められず、適正なものと認めました。令和2年国民健康保険特別会計の財政収支を見ますと、歳入総額17億2,200万3,000円に対し、歳出総額は16億4,722万5,000円で、収支差引き7,477万8,000円の黒字となっておりますが、一般会計からの7,449万2,000円の繰入金が含まれており、財政的には依然として厳しい状況であります。自主財源の確保の面からも、被保険者に対して税負担の原則について十分な理解が得られるよう、引き続いて国保納税相談を行い、現年分の収納率向上を図られたいと思います。

なお、国保全体の収納率は前年対比0.37%上昇しておりますが、依然として低いため、職員相互協力しながら、時効完成前に未収金の解消に向け一層の努力をしていただきたいと思います。

また、歳出の抑制という面からも、診療報酬明細書の調査点検事務の充実や特定健康診査の受診率向上に努め、被保険者に対する健康管理の推進及び医療保険に関する意識を深める啓発活動を積極的に進められたいと思います。

続きまして、13ページをお開きください。令和2年度滑川町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

審査の期日は、7月15日でございます。審査の方法につきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果でございますが、財政の推移は、歳入が前年度を下回り、歳出が前年度を上回っております。この傾向は、あまりよいとは言えません。財政収支の状況ですが、歳入総額11億1,763万7,000円、歳出総額10億721万4,000円、差引き1億1,042万3,000円となっております。

14ページをお開きください。3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町介護保険特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めたものの、予算に対して収入済額が少なく、歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。保険料については、歳入総額の26%を占め、その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等により運営されております。歳出につきましては、保険給付費が全体の86%を占めております。保険料の現年収納率につきましては99.6%と高い数値結果ですが、65歳になられた方の現金納付分の未収金がありますので、保険料負担の公平性から今後も引き続き収納努力をされたいと思います。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

審査の期日は、7月15日ございました。審査の方法等におきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は、歳入歳出それぞれ前年を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で1億8,136万3,000円、歳出総額で1億6,956万2,000円で、差引き1,180万1,000円となりました。

17ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町後期高齢者医療特別会計決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めます。

この後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の費用負担の公平性をなくすことや、世代間を通じた負担が明確で、公平な制度として創設されてから13年が経過しました。この制度に対しては様々な指摘がされておりますが、既に定着されており、関係機関と連携を密にして、適正で円滑な運営と町民サービスの向上に向けて引き続き努力されたいと思います。

続きまして、19ページをお開きください。令和2年度滑川町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

審査の期日は、7月19日ございました。審査の方法等につきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は、歳入歳出それぞれ前年を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で3億8,124万4,000円、歳出総額3億6,081万4,000円で、差引き2,043万円となりました。

20ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町下水道事業特別会計決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは

認められず、適正なものと認めました。今後も引き続き事業の推進に伴い、財源の有効活用を図りたいと思います。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思います。令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

審査の期日ですが、7月15日でございました。審査の方法等におきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は、歳入歳出それぞれ前年を下回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で9,582万3,000円、歳出総額で8,795万5,000円で、差引き786万8,000円となりました。

23ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町農業集落排水事業特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めます。今後の事業推進につきましては、財源の有効活用を図るとともに、現場管理、施設管理等にも十分注意をしながら事業を進めていただきたいと思ひます。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

審査の期日ですが、7月19日でございました。審査の方法等におきましては、一般会計に準拠して行っております。審査の結果ですが、財政の推移は、歳入歳出それぞれ前年を上回っております。財政収支の状況ですが、歳入総額で4,035万5,000円、歳出総額2,940万円で、差引き1,095万5,000円となりました。

26ページ、3の意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町農業集落排水事業特別会計収支決算及び附属書類については、法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と照合の結果、誤りは認められず、適正なものと認めたものの、予算に対して収入済額が少なく、歳入欠陥が生じて歳出に影響が出る危険性を感じたところが見受けられました。今後の事業推進につきましては、財源の有効活用を図るとともに、現場管理、施設管理等にも十分注意し、消耗機材等に対しては定期点検を徹底し、事業推進を図りたいと思います。

続きまして、28ページ、令和2年度基金運用状況の審査報告をさせていただきます。7月14日に滑川町土地開発基金、滑川町奨学資金貸付基金、滑川町賛田春吉教育支援基金、滑川町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、滑川町国民健康保険出産費資金貸付基金について審査を行いました。審査の方法につきましては、運用状況計数は正確であるか、運用は設置の目的に沿って円滑かつ効率的に行われたか、また所定の手続に従ってなされたか等を主眼に置いて、関係諸帳簿、証拠書類を点検、照合するとともに、資料の提出を求めて関係者の説明を聞き、慎重に審査を行いました。

29ページ、6の意見に移らせていただきます。審査の結果、各基金の運用状況調書計数は正確であり、運用は設置の目的に沿い、正規の手続に従って行われたものと認めました。なお、近年の急

激な社会状況、経済状況の変化に直視し、各基金の設置された時代背景を再考し、基金の目的に沿った運用及び円滑な執行に努めていただきたいと思います。特にコロナ禍における町内商工業者、関係者のための商工振興基金、収入の減ったご家庭のための奨学基金、贄田春吉教育支援基金については、まさに今が出番だと思っております。

続いて、水道事業会計の意見に移らせていただきます。先ほど説明がありました水道事業会計の決算書の冊子を御覧いただきたいと思います。

審査の概要でございますが、審査の期日は、6月25日に行いました。審査の場所は、滑川町役場でございます。審査の対象は、令和2年度滑川町水道事業会計決算でございます。審査の方法ですが、決算審査に当たりましては、審査に付された決算書並びに附属財務諸表が、地方公営企業法関係法令の規定に準拠して作成されているか否かを当該年度中、毎月執行していた例月出納検査の結果を参照、勘案しつつ、前述の諸表に関係諸帳簿、証拠書類を抽出、照合し、審査を進め、いわゆる決算諸表の適法性、妥当性と本事業年度末の財政状況並びに期間の経営成績を適正に表示しているか否かを主眼に置いて審査を行ってまいりました。経営状況等におきましては、先ほど水道課長から説明がございましたので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、32ページ、4の審査の結果及び意見に移らせていただきます。審査に付された滑川町水道事業会計決算書、附属書類については、法令に準拠して作成されており、帳簿、証拠書類を照合した結果、計数に誤りなく、水道事業の経営成績及び財政状況を正確に表示されており、適正なものとして認めました。また、現金預金は確実に保管されておりました。資金運用についてですが、ペイオフ解禁以来、やはり安全性の確保ということから普通預金が主体となっております。そんな中、普通預金の一部を定期預金に振り替えており、利息収入の向上を目指しているものと考えられます。それに際して、金融機関の決算書や財務資料等を基に、公金の安定性を確保した上で、できる限り効率性を考えた運用を行う必要があると考えます。また、地元金融機関に対しては、地域経済の影響も考慮し、預金移行も慎重に取り扱う必要があります。管理、整理については良好でありました。

当年度純利益については、若干の増収が認められたものの、昨年度並みの黒字の維持にとどまっております。一時的に見られた新築等による給水戸数の急激な増加傾向が収まり、かなり緩やかになったことが一因と思われます。

一方、支出におきましては、近年、借入れがないため、企業債償還金は年々減少しているところではありますが、今後の事業における投資、維持管理といった経常経費の費用節減や効率化について、随時見直ししながら健全財政の維持を図られたいと思います。

有収率ですが、93%で前年度の0.2%の減となり、ここ数年においては、県内平均値付近を上下している状況が見取れます。相対的には高い有収率を維持しているものと認められます。今後予定されている管路と管路の老朽化対策などによる配水管等の更新計画と併せて、適切な維持管理の

継続により有収率の増加に向けて努力していただきたいと思います。

給水人口の増加傾向に対する施設の運用及び整備は、良好な状況で継続的な対応をされていると認めます。今後も遺漏なく安全な運用を図っていただきたいと思います。

また、本年度は、昨年度作成した滑川町水道事業基本計画書を基に、重要給水排水管路耐震化及び老朽管更新計画を策定し、令和16年度までの更新管路の優先度による各年度ごとの更新箇所の具体的な割り振りが示されることになったそうです。今後は、更新工事の着工に向け、計画に沿った事業を推進し、安全で持続可能な水道事業の維持を図っていただきたいと思います。なお、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、事業を進めていただきたいと思います。

水道料金の未納額については、令和2年度は未納額が422万9,000円と令和元年度と比較し49万9,000円減少しています。金額的にはほぼ前年度並みとなりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として経済支援を目的に実施された基本料金減免事業も要因の一つと思われるところですが、依然として未納者は存在しており、引き続き未納率を下げべく収納体制を維持していくとともに、今後は時代のニーズに合った新たな収納方法の導入の検討を行い、利用者の利便性や収納スピードの向上について工夫し、滞納者、未納者の減少を図っていただきたいと思います。

なお、過年度分の未納金についても収納努力をしていると思いますが、大口滞納者なども依然としていますので、今後も収納率向上対策として臨宅徴収はもとより、納付相談や誓約書の提出、さらには給水停止などを効果的に活用し、根気強く収納に努めていただきたいと思います。

以上で水道事業会計を終わります。

それでは、最後になりますが、こちらの冊子、令和2年度決算に基づく財政健全化審査並びに経営健全化意見書をお開きいただきたいと思います。2枚めくっていただきたいと思います。令和2年度決算に基づく滑川町財政健全化審査意見書になります。

最初に、1の審査概要でございますが、これは町長から提出されました健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置き実施いたしました。

2の審査の時期は、7月20日でございます。

3の審査の結果でございます。(1)の総合意見ですが、審査に付された下記の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次に、(2)の個別意見でございますが、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、両方とも赤字額が発生しておらないということでございます。③の実質公債費比率は10.4%と④の将来負担比率38.3%につきましては、両方とも早期健全化の基準と比較すると、これを下回っているという状況であります。

したがって、4の是正改善を要する事項ですが、特に指摘すべき事項はないということで

ございます。

続いて、令和2年度決算に基づく滑川町公営企業会計経営健全化審査意見書について申し上げます。

最初に、1の審査の概要でございますが、町長から提出されました資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2の審査の時期は、7月20日でございます。

3の審査の結果でございます。(1)の総合意見ですが、審査に付された表の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見でございますが、水道企業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計のいずれの会計も実質的な資金不足は生じておらず、よって資金不足比率も発生しておらないというところでございます。

したがって、4の是正改善を要する事項ですが、特に指摘すべきことはないということでございます。

大変長くなりましたが、以上をもちまして決算審査の意見といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 認定第1号及び認定第2号の決算審査報告、大変ありがとうございました。

---

#### ◎総括質疑

○議長(瀬上邦久議員) 次に、総括質疑を行います。

総括質疑は、認定第1号及び認定第2号の決算の認定議案に対する総括質疑とします。

これより総括質疑に入ります。質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けていただきたいと思います。

それでは、総括質疑ありますか。

阿部議員、質疑願います。

[14番 阿部弘明議員登壇]

○14番(阿部弘明議員) 14番、阿部弘明でございます。総括質疑を行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

コロナ禍の中で、行政の役割が本当に今問われているというふうに思います。今年6月に、埼玉県社会保障推進協議会が町とやった懇談のときですけれども、今なぜ国民健康保険料を滞納すると国民健康保険証が資格証や短期証になったりするということがあるわけですが、今回、町の統計によるとゼロというふうになっているのは、なぜなのかという質問がされました。それに対して担



当者から、様々な意見があったけれども、こういった緊急事態のときに保険証を取り上げるのはおかしいというふうに判断したという回答がありました。参加者からは、本当にこれが行政のあるべき姿だというような言葉が上がりました。

また、足が痛いとか腰が痛いなどと訪問するたびに訴えられていた80代の女性について、もう歩けないというので町の担当者に話すと、早速訪問してくれました。その後、その女性の面倒を見ていた方から、痛みの原因はがんであり、その後1か月で亡くなってしまったというようなこと、また町の担当者にはすぐに対応していただいたと。介護度も上がり、施設への入所の話も進めてもらっていたと、本当に残念だったというようなお話が聞けました。この女性には町の担当者も度々訪問し、様子を伺っていたそうです。

また、売上げが激減している事業者への国の支援は、インターネットでしか受け付けておりません。さらに申請から支給に至るまで、ふだんからインターネットを使い慣れた人でも大変な作業になります。また、何が不備なのかと、不備で返ってくるわけですがけれども、そのことを聞くと、窓口は何回かけてもつながらないと。かかっても、どう改善すればいいかと聞くと、抜け道を教えることになるので教えてくれないというような、いわゆる不備ループというのが今も続いています。

しかし、今回、昨年から町が行っている事業者支援については、身近な事業者の実態を知っているということもあって、条件がそろえば申請を受け付けると。申請も支給も迅速に行っているということです。

また、ワクチン接種のためのデマンド交通ターナちゃん号の利用が、週3回から5日に拡大した点も喜ばれております。延べ人数で110人の方が利用でき、また別のタクシーの補助については190人以上が利用されたというお話です。

身近にいて、何かあれば困難を解決してくれるという町の姿勢は、住民にとって大きな安心につながります。コロナ患者を自宅療養を基本と自己責任を押し付けるのが、現在の政府の対応です。また、電子政府などと言いながら、国の支援が受けなければ直接ネットで行えと、地方行政の職員は半分でいいとデジタル化を進めようとする国は、住民から行政サービスを遠いものにしてしまおうとしております。これに対して、住民の困難を予想して先手を打つ。災害や感染症対策には住民の困難を予想する。特に災害感染症対策など、今回のコロナ危機の中でも、本当に真の意味での行政力が試されるというふうに思います。

そこで、質問させていただきます。今後も一層、町が住民本位の自治体の施策を発展させることが求められております。そのための職員人事政策についてお尋ねします。年齢や男女も問わず役職に登用することで、これまで以上に住民本位の施策を行う町の将来像が見えてくるのではないのでしょうか。今後の中長期的な人事計画において、このような視点での計画が必要と考えますが、お尋ねします。また、町の正規職員が、他の自治体と比べて少ないというような指摘もあります。正規職員の増員計画についてもお尋ねしたいと思います。

もう一つ、先ほどの一般質問の中からも見えてきた問題についてお話ししておきたいというふうに思います。戦争の悲惨な教訓、地方自治体、町が赤紙を配ったり、徴兵に協力したり、そういった中で多くの住民を失うという教訓から、地方自治は、戦後、中央から独立した自治機関として憲法に明記されました。これまでの中央政府の末端組織から自立した組織として、生まれ変わったなというふうに思います。

先ほどの一般質問の議論でもあったように、県や国が住民の利益や命、暮らしを脅かすような事態がある場合、国、県に対してしっかりと物を言うことが必要だというふうに思います。町が先行した施策を行って、それをその請求について国、県に行うというようなことも考えなければいけないというふうに思います。住民の命を守る最前線の組織として、市がその姿を示すことは、職員の誇りまた責任につながるというふうに思います。こういった点でも、町の勇気ある行動を期待したいというふうに思います。

もう一つは、教育問題についてお尋ねしたいと思います。昨年から行われたコロナ対策として、臨時交付金の使われ方と併せて、今後の公教育の在り方についてお尋ねしたいというふうに思います。GIGAスクール構想の推進ということで、昨年1年間で1億5,000万円もの予算が使われたということです。今年度も上積みをされ、本当にこれが今必要なのかと。そんなお金があったら、少人数学級の前倒しをもっと早くできないか。忙しい毎日で、子どもに目が行かない先生の増員ができるのではないかと。また、困窮する子ども、家庭への生活支援ができるのではないかなどと考えますけれども、この点はいかがでございましょうか。

今年5月に、大阪市の木川南小学校の久保校長が、大阪市長に宛てて行った提言が注目をされています。あえてその提言についてご紹介したいと思います。久保氏は、子どもたちが豊かな未来を幸せに生きていくために、公教育はどうあるべきか真剣に考えるときが来ているとして、学校はグローバル経済を支える人材という「商品」を作り出す工場と化している。そこでは、子どもたちは、テストの点によって選別される「競争」にさらされる。そして、教職員は、子どもの成長に関わる教育の本質に根差した働きができず、喜びのない、何のためか分からないような仕事に追われ、疲弊していく。さらには、やりがいや使命感を奪われ、働くことの意欲さえ失いつつあると現状を告白をし、さらに今、価値の転換を図らなければ、教育の世界に未来はないのではないかとの思いが胸をよぎる。持続可能な学校にするために、本当に大切なことだけを行う必要がある。特別な事業は要らない。学校の規模や状況に応じて均等に予算と人を分配すればよい。特別なことをやめれば、評価のための評価や、効果検証のための報告書やアンケートも必要なくなるはずだ。全国学力・学習状況調査も学力経年調査も、その結果を分析した膨大な資料も要らない。それぞれの子どもたちが自ら「学び」に向かうためにどのような支援をすればいいかは、毎日、一緒に学習していれば分かる話であると具体策を示しております。

さらに、教育の目標について、久保氏は、グローバル化により激変する予測困難な社会を生き抜

く力をつけなければならないと言うが、そんな社会自体が間違っているのではないか。過度な競争を強いて、競争に打ち勝った者だけが「がんばった人間」として評価される、そんな理不尽な社会があつていいのか。誰もが幸せに生きる権利を持っており、社会は自由で公正・公平でなければならないはずだ。間違いなく、教職員、学校は疲弊しているし、教育の質は低下している。誰もそんなことを望んではいないはずだ。誰もが一生懸命働き、人の役に立って、幸せな人生を送りたいと願っている。この当たり前の願いを育み、自己実現できるよう支援していくのが学校でなければならない。

コロナ禍の今、本当に子どもたちの安心安全と学びをどのように保障していくかは、難しい問題である。オンライン学習などICT機器を使った学習も教育の手段としては有効なものであるだろう。しかし、それが子どもの「いのち」（人権）に光が当たっていなければ、結局は子どもたちをさらに追い詰め、苦しめることになるのではないだろうか。今回のオンライン授業に関する現場の混乱は、大人の都合による勝手な判断によるものであると、大阪市が進めるオンライン学習の強行を批判をされております。

私はこの提言を読んで、学校教育が今、大きな分岐点に来ているなというふうに感じました。改めて今後の公教育の在り方やGIGAスクール構想について、教育委員会、教師、保護者などと子どもも含めた幅広い議論が必要なのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

以上、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

職員人事政策及び正規職員の増員計画につきましては、小柳総務政策課長に答弁願います。コロナ対策地方創生臨時交付金の使われ方と今後の公教育の在り方については、馬場教育長に答弁願います。

それでは、初めに小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんの総括質疑のうち、町職員の人事政策について、また地方自治体の役割についてといった部分について答弁をさせていただきます。

初めに、総括質疑で触れられております新型コロナウイルス感染症下での町の政策及び町職員に対するご発言に関しましては、身に余るお言葉をいただき大変ありがとうございます。改めて身の引き締まる思いでございます。

コロナ禍において町が優先的に対応してまいりましたのは、町民生活の維持にほかなりません。この間、様々な町民の皆様からの声を拝聴し、一つ一つ課題の解決に向けて努力を重ねてまいりました。こうした積み重ねにつきましては、吉田町長が日頃から私たち職員に対し、行政は町民の目線で、町民に寄り添う政策をしなければならない、繰り返し述べておりますことが、私たち職員一人一人に浸透していることの表れであると改めて感じるものでございます。今後も気を引き締め、

業務に励んでまいりますことを改めて申し上げます。

ご質問いただきました町職員の人事の関係について、答弁をさせていただきます。本年6月の定例議会において、吉野議員さんのご質問にも答弁をさせていただきましたが、改めて申し上げたいと存じます。本町の職員定数は、滑川町職員定数条例で規定されており、議会事務局2名、町長部局92名など合計144人となっております。定数条例に基づく職員定数と令和3年4月1日現在の職員合計数127名を比較いたしますと、17人少ない状況でございます。

町の職員と県内23町村との比較では、人口規模や年齢構成、地理的要因、町村ごとの施策等の違いにより一様には比較はできませんが、比企郡内7町のうち、人口規模が本町に近い嵐山町との比較では、国が公表しております類似団体資料によれば、一般行政職員数で本町の職員数83名、人口1万人当たり43.02人に対し、嵐山町は職員数102人、人口1万人当たりの職員数では57.02人となっております。比較すると、職員数で19人、人口1万人当たりの職員数で14人少ない職員状況でございます。

また、類似団体を全国に広げた場合の比較では、類似団体62団体ございますが、行政職員の平均は128.74人、人口1万人当たりの平均職員数は74.95人でございます。したがって、本町は職員数で45.74人、人口1万人当たりの職員数では31.93人少ない職員数となっておりますのが現状でございます。

ここ数年、近隣自治体や類似団体と比較しますと、本町の職員数が少ない状態が続いておりますが、業務多忙の中、住民サービスの低下を招かぬよう、会計年度任用職員等を採用していく中で、町職員一丸となって業務を遂行しておりますことを申し上げます。

また、課長職における女性職員に関しまして申し上げますと、課長職の登用前に退職される女性職員が多く、登用に至らないことが理由でございます。町としましては、男性だから、女性だからという理由で管理職に登用しているものではございません。また、年齢構成に関して申し上げますと、現在、町の職員構成上、各年代における職員数に大きなひずみが生じております。悩ましい問題となっておりますが、今後も引き続き、人事上の諸課題の解決に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

続いて、職員の増員計画に関して申し上げます。本町では定員管理計画を5か年計画で策定しております。現在、令和7年度で職員総数140名まで増員する計画を立てております。参考までに、令和4年4月1日に向けた採用計画でございますが、一般事務職員6名、土木職1名、図書館司書1名の合計8名を新たに採用する予定でございます。また、退職予定者は2名おりますので、令和4年4月1日現在の職員数は、現状の127人から133人に増員となる計画でございます。町職員の適正数につきましては、その時々々の社会情勢により様々な行政課題に対して、住民サービスの低下を招かぬよう、適正な職員数を確保することが重要であると考えております。今後も町民皆様の安全安心な暮らしを守るためにも、継続して質の高い職員の採用、確保を目指し、職員定員管理を適正

に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、地方自治の関係で自治体の役割といったことでよろしいかと思っておりますので、お話をさせていただきます。阿部議員おっしゃるとおり、私たち自治体職員につきましては、住民の皆様と直接接する機会が多く、様々な意見を肌で聞く機会が多いというのが現状でございます。国、県の職員につきましては、なかなか直接住民の方とお話する機会もなく、実際どのように感じておられるのかといったところについては、想像の中でしか語れないのではないかというふうに感じているところでございます。

私たち自治体の職員の使命につきましては、お住まいの住民の方々の福祉の向上や豊かな生活が送れるよう、できる限りの政策を取ることが重要だと考えております。先ほど阿部議員さんのご質問のほうにありました国、県の動向によっては、私たち自治体職員は、日常から肌で感じている住民のお言葉等を積極的に県、国に伝える必要がある、責任があると感じております。そういった面につきましては、積極的に発言をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

コロナ禍で教育を行うことは、阿部議員さんもおっしゃっていたとおり容易ではございません。だからこそ今、校・園長、それから教育委員会で手を取り合い、肌感覚で保護者、子どもたちと接している教員の声を聞きながら、いろんな施策、対応に努めておるところでございます。

学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、居場所やセーフティーネットの役割を担っております。この観点から、臨時交付金等も含めて新型コロナウイルスだけではなく、これからも予想される感染症にも対応できるように、臨時交付金のほうを使わせていただきました。

これからの公教育の在り方ということですので、少しお時間をいただいて考えをお話しさせていただきます。片翼の小さな飛行機が飛び立つ勇気を得るまでが描かれた「私たちには翼がある」というテーマで共生社会を目指す姿を表したパラリンピックの閉会式、違いがあることで対立が生じるのではなく、新たな未来を生まれていくという考えの下で、和の精神に基づき、自然や人間社会がバランスを取り共存していく新しい時代のスタートラインとし、「調和する不協和音」のテーマでこれからの社会を伝えた閉会式から、これからが目指していく社会や教育が見られたと私は感じております。

身近な部分、町、日本だけでなく、世界には大きな違いがあるが、それは弱点ではなく強みであり、力を合わせることでよい未来をもたらすことが大切で、そのための教育が必要になります。今までの教育は、どちらかというと標準的な知識を効率的に教える知識偏重の傾向がありました。し

かし、これからは標準化から多様化へ進んでいき、創造、クリエイティブの創造ですが、創造と多様性が重視されてきています。

義務教育段階で留意すべきは、多様化を急ぎ過ぎると基礎的な知識を十分に身につけられないこともあります。それでは意味がありません。物を考える上で、基礎的な知識が基盤になるからです。しかし、基礎的な知識は、ネットを介してでも取得できると言われることがあります。しかし、その習得までの過程が、多様性を生む大切な活動だと考えております。

議会の場で示す例としてはふさわしいかどうか分かりませんが、お許しいただきたいと思います。例えば小学校1年生が20という数を学びます。この20という数の読み方をほとんどの子どもたちは知っています。ただ、何で20と呼ぶのと聞いたときに、おうちの人が言ったから、教科書に書いてあるからだけでなく、子どもたち自身が10が2個あるから20と知恵を出し合い、ブロックなどの教具を使い、みんなで考えていくことが大切だと考えています。

この中にも、その前の19というのは、10と9で19。つまり足し算的な見方で数字を読んでいます。ところが、20の世界から10が2個とって掛け算的な見方で数を呼ぶようになります。ここで新たな世界に子どもたちが出会うわけです。このように20という読み方を知るだけなら、授業は必要ありません。ただ、その中でみんなで知恵を出し合い、考えて、いろんな見方や考え方を経験することが、学校において、教育において、より一層大切だと考えております。

これからの社会はグローバル社会と言われ、環境や経済、国際関係など様々な分野において、専門家も答えを持たない、複雑で世界規模の問題が一人一人の人に影響を与える時代です。こうした問題を解決しながら持続可能な社会をつくるためには、誰かが答えを出してくれるのを待つのではなく、一人一人が考えや知識、知恵を持ち寄り、主体的に考えをつくり出すことが求められます。何を知っているかだけでなく、それを使って何ができるか、いかに問題を解決できるかが問われるようになってきます。さらに、インターネットをはじめとする情報化の進展で、既存の知恵や情報が調べやすくなりました。そのため、単に知識を覚えていることより、調べたことを使って考え、情報や知識をまとめて新しい考えを生み出す力が大事になってきます。加えて、グローバル社会は様々な言語や文化、価値観を持つ人との交流や協働の機会が増えます。情報化がそれに拍車をかけ、日本にいながら多様な情報や考えに触れる機会が増えます。その多様性を生かして問題を解き、新しい考えを創造できる力が重要になります。

現在、1人1台端末、パソコンが貸与されています。このように多様な人と接する交流機会を増やすために、義務教育段階でその基礎的な知識や技能、思考力をつけるために導入された、これがGIGAスクール構想の一つでございます。

これから生きる子どもたちには、自力あるいは協働して、知恵を基盤に新しい答えや価値を生み出すことができる、その資質・能力を有しているかにかかっています。これは教育基本法の理念である人格の完成や、平和で民主的な国家及び社会の形成に必要な資質を備えた国民の育成につな

がります。

これからは、繰り返しになりますが、標準化から多様化へ進み、創造と多様性が培われるよう、基礎的な知識の習得と協働的な学びをバランスよく育てていくことです。これを町の状況を踏まえて、第3期の教育振興基本計画を立てさせていただきました。「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」を理念に、町への誇りと愛着を持つ人の思いをつなげ、受け継いできた古きよきものと新しい知恵、技術を滑川町の暮らしを長く支えた沼のごとく、なくてはならないものとなるよう町民の心に染み込ませることにより、社会的、職業的に自立し、他者と共生することで社会に貢献する人材を育成することを目指します。

また、学校教育や社会教育によって育成された人材が社会を構成することで、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長発展に結びつくものとなるよう、町総がかりでこれからの滑川町の教育の未来を共に描き、つくっていくことを目標にした5か年の計画です。これを通して、社会的、職業的に自立し、他者と共生することで社会に貢献する人をつくりたい、また一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自らつくり出していくための資質、能力を確実に育成する教育をしたいという思いを共にしながら、現在、コロナ対策と教育活動の推進の両輪で教育を行っております。

ただ、このような教育をこれから進めるためには、今まで以上に多くの人の知恵と協力が必要になります。今後も町の子どもは町が育てることを礎に、未来に羽ばたく子どもたちの育成に全力を尽くしたいと考えております。これが今、私の考える公教育の在り方ということでございます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） せっかくですので、最後の馬場先生から言われたお話もあるのですが、このことについて改めて教育委員会、教師、保護者、子どもたちとともに、在り方について議論をするというような構想というか、お考えはないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんからの再質問、教育長、答弁させていただきます。

これ教育振興基本計画を立てさせていただくときに、アンケートを取らせていただいたり、パブリックコメント等も取らせていただいております。それを基に第3期の教育振興基本計画を策定し、今、実施をさせていただいているところです。

ただ、いろんな部分で保護者や家庭、それから地域、子どもたちからの声を聞くことはやぶさかではないので、改めて何かをとというのは今のところ計画はないのですが、何かあれば積極的にお話は聞きたいというふうに思っております。

以上でございます。

○14番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） ないようですので、これをもちまして総括質疑を終結します。

---

◎決算審査特別委員会設置、委員会付託

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について及び認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定につきましては、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長並びに議会選出の監査委員を除く11人全ての議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、議長並びに議会選出の監査委員を除く11人全ての議員とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

---

◎次会日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日9日は休会となりますが、午前10時から議場にて全員協議会を開きます。

---

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時28分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。



お疲れさまでした。

## 令和3年第229回滑川町議会定例会

令和3年9月13日（月曜日）

### 議事日程（第3号）

#### 開議の宣告

- 1 議案第69号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第70号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定について
- 3 議案第71号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 4 議案第72号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 5 議案第73号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 6 議案第74号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 7 議案第75号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 8 議案第76号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 9 議案第77号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定について
- 10 議案第78号 区域外の公の施設の設置について
- 11 認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定について
- 12 認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について
- 13 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

#### 日程の追加

- 14 議案第79号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 15 議案第80号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 16 議案第81号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 17 議案第82号 滑川町教育委員会委員の任命について
- 18 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について

出席議員（13名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員
3番	松	本	幾	雄	議員	5番	上	野	葉	月	議員
6番	井	上	奈	保子	議員	7番	紫	藤		明	議員
9番	北	堀	一	廣	議員	10番	上	野		廣	議員
11番	菅	間	孝	夫	議員	12番	内	田	敏	雄	議員
13番	吉	野	正	浩	議員	14番	阿	部	弘	明	議員
15番	瀬	上	邦	久	議員						

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇
副町	長	柳	克	実
総務政策課	長	小	柳	博
税務課	長	篠	崎	仁
会計管理者兼 会計課	長	木	村	俊
町民保険課	長	岩	附	利
健康福祉課	長	木	村	晴
健康づくり課	長	武	井	宏
環境課	長	関	口	正
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服	部	進
建設課	長	稲	村	茂
教育委員会事務局	長	澄	川	
水道課	長	會	澤	孝
代表監査委員		新	井	佳

---

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	島	田	昌	徳
書	記	田	島	百	華
録	音	福	島	吉	朗

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

---

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第229回滑川町議会定例会第7日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

次に、決算審査特別委員会の審査報告をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程につきましても、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎答弁の補足

○議長（瀬上邦久議員） ここで、9月10日の決算審査特別委員会での吉野委員の質問に対する答弁について、関口環境課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

関口環境課長、お願いいたします。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） おはようございます。環境課長、議長のお許しをいただきましたので、発言いたします。

9月10日の特別会計決算審査特別委員会において、吉野委員さんからのご質問に対し答弁いたします。

下水道事業3事業の1世帯当たり年間平均負担額については、下水道、集落排水については料金形態が同じでございますので、年間約2万7,600円でございます。浄化槽は年間当たり7万6,000円でございます。

以上でございます。

---

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、議案第69号を議題とします。

事務局より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） おはようございます。町民保険課長、議案第69号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料について条例中の規定が不要になることから、滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。今回提案いたします一部改正は、個人番号、マイナンバーカードの再交付手数料の削除になります。改正点につきましては、右側の改正前、別表中、手数料を徴収する事項、個人番号カードの再交付、1件につき800円を削除するものとなります。

今回、条例中の手数料の削除を行う理由でございますが、地方公共団体システム機構、J-L I Sと呼ばれている機構でございますが、個人番号カードを発行する主体として明確化され、個人番号カードの発行に関わる手数料を徴収することができ、当該手数料の徴収の事務については、機構から市町村長へ委託することができる旨の改定が行われました。このことから、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収する主体となり、町は条例によって手数料を定める必要がなくなったための削除ということになります。

ただし、町は機構からの委託により再交付手数料800円を徴収する事務を行うことは、今までどおり変わりはありません。なお、徴収した金額は請求に基づき、地方公共団体システム機構へ納入をいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含む30分とします。質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありますか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく申し上げます。

以前もちょっと議論をさせていただいたことがあるのですが、個人番号の再交付の要件と  
いうか、要するにどういった場合に再交付が行われるのか、もう一度教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの質問に答弁をいたします。

マイナンバーカードの再交付の理由といたしますか、それになりますけれども、なくしてしまった、落としてしまった、そういった場合に、まずは再交付の要件としては当てはまります。

それと、マイナンバーカードが汚れてしまった、そういった場合、そして転入とかの移動を繰り返す中で、マイナンバーカードの余白に住所変更等、名前の変更等を書き込む欄があるのですけれども、そこがいっぱいになってしまった、そういった場合にも再交付の要件に当たるということになります。

そういった場合に再交付の要件に当たりますので、申請を出していただいて、新しく再交付をするという手順になってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 逆に交付できない再交付というのはあるのですか。そういう場合というのはない。とにかく何らかの、要するに汚れた、なくした、その他いろいろあるのだらうと思いますけれども、必ず再交付というのはされるものなのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

マイナンバーカードの再交付されない、逆の場合なのですけれども、考えられるのはちょっと見当たらないのですけれども、マイナンバーカード、個人番号が11桁の番号が入っているのですけれども、その番号が例えば盗み見られてしまったおそれがあるとかという場合で、本人の申出があった場合等についても番号を変えることができますので、そういった場合も再交付の要件と当たりますので、本人の申出があれば基本的には再交付の要件に当たると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） いろんなケースがあると思うのですけれども、なくしてしまったとあって、それで再交付して、そしてまた出てきたりいろいろ、どういうふうになるのか私よく分からないのですが、ずっと番号は同じなのですよね、発行されている番号については。それが例えばなくしたとあって、また発行して、また出てきてとかという、それがまた、要するにそういった犯罪とかに使われるおそれはないのかなという危惧をしているのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

先ほどの再交付の関係なのですけれども、答弁になるか分かりませんが、やはりなくしてしまっただけということになりますと、何らかのリスク等があると考えられますので、マイナンバーの交付の際には、必ずマイナンバーのコールセンターにまずは電話をしていただいて、キャッシュカードやクレジットと同じようにカードを一時停止することをお願いしております。一時停止をした後、落としてしまった等については、警察署へ遺失届を出していただいて安全を図っていただくということになります。その後、窓口へ来ていただいて、カードの廃止届を出していただいて、そのカードは使えなくするというような手続をしていきます。

そういった場合、なくした場合とかは、こういった用に悪用されるかは確かに私たちもちょっと分からないのですけれども、そういったときにはリスクがありますので、必ずカードのほうの今言った手続等は進めていただきたいということでお話をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そうすると、そういった届出をすれば、要するになくしたはずのカードは、もうどこへ行っても使えなくなるということでよろしいのですか。例えば診察券だとか、免許証だとか、みんなだんだん広がっていくわけですが、そういったようなことにつながるおそれはないということでよろしいのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

先ほど阿部議員さんがおっしゃったとおり、カードの廃止、一時停止、そういった届けをすることによって悪用は避けられると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認め、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 滑川町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、議案第70号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第70号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。議案第70号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第4号）。令和3年度滑川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,077万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ68億1,768万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

今回の補正予算につきましては、歳入に関しては令和2年度決算の確定によるもの、また国等の交付額の決定によるものを中心に、また歳出に関しましては新規事業や修繕によるもののほか、令和3年度当初予算査定時に減額査定したものが主な内容となっております。

また、債務負担行為の追加及び地方債の追加、変更がございます。

5ページをお開きください。5ページにつきましては、第2表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、1件設定をさせていただきました。追加事項は、公用車借上料、令和4年度分でございます。期間は、令和4年度から令和11年度まで、限度額は今後確定します賃貸借契約により確定した額でございます。



次に、6ページをお開きください。6ページにつきましては、第3表、地方債補正でございます。地方道路等整備事業債1,800万円、学校施設環境改善交付金事業債260万円の2つの事業債を新たに追加し、また公共施設等適正管理推進事業債及び臨時財政対策債の2つの事業債については、限度額を変更したいため、補正させていただくものでございます。

それでは、これより歳入歳出補正予算の詳細につきましてご説明を申し上げます。補正が多岐にわたるため、少々お時間をいただきますが、よろしく願いをいたします。

10ページを御覧ください。初めに、歳入関係でございます。款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金でございますが、交付額の決定により、合計で1,096万6,000円の増額補正でございます。これは地方税の減収に対して補填される交付金で、住宅ローン減税分811万7,000円などを増額させていただきました。

次に、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税でございますが、本年度の普通交付税額が確定したことにより1億922万円を増額するものでございます。普通交付税につきましては、本年度、合計で4億8,981万円となり、こちらは昨年度の交付額3億6,437万1,000円と比較し、1億2,543万9,000円の増額となっております。

次に、11ページをお開きください。款15国庫支出金の主な補正についてご説明いたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち節6企画費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金366万4,000円の増額でございます。こちらは新たに追加交付の見込みがあったため、増額補正をさせていただきました。

次に、目2民生費国庫補助金でございますが、節3児童福祉総務費国庫補助金のうち放課後児童クラブ整備費補助金として1,432万9,000円を計上いたしました。こちらは令和4年4月に新たに開始予定の放課後児童クラブを整備するための国庫補助金でございます。

その下段、子ども・子育て支援交付金431万7,000円につきましては、地域子育て支援拠点整備事業及び町内の認可保育所における一時預かり事業を実施するための国庫補助金として計上しております。

節5老人福祉総務費国庫補助金でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金753万8,000円を計上いたしました。町内にある認知症高齢者グループホーム施設における非常用自家発電設備を整備するための国庫補助金でございますが、こちらの補助金につきましては、過日、不採択の通知が届いております。現在、所管課において不採択の理由等を県に確認し、追加での申請を行う予定でございます。

続いて、目3衛生費国庫補助金でございます。節2予防費国庫補助金のうち、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金に260万4,000円を増額いたしました。こちらは新型コロナワクチン接種体制確保事業といたしまして、高齢者接種の前倒しに伴う国からの追加交付でございます。

次に、目4農林水産業費国庫補助金でございますが、農村地域防災減災事業等補助金に1,400万

円を増額補正しております。町内の防災重点ため池の劣化調査等で、追加で実施するための国庫補助金でございます。

次に、目7教育費国庫補助金でございます。節2教育振興費国庫補助金として、公立学校情報機器整備費補助金249万円を増額補正しております。本年度、G I G Aスクールサポーター配置支援事業を実施しておりますが、本事業について追加で国庫補助金の交付見込みがあったため、補正するものでございます。

また、節8幼稚園費国庫補助金として、滑川幼稚園園舎の窓ガラス改修工事の実施に伴う補助金として、学校施設等環境改善交付金148万円を増額補正してございます。

次に、12ページをお開きください。県支出金の主なものについて申し上げます。款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金でございますが、節2企画費県補助金にふるさと創造資金440万円を新たに計上させていただきました。こちらは大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が来年放送されるに当たり、誘客宣伝及び案内看板の設置や谷津田米P R事業等を実施するための歳出予算を今回の補正予算に計上させていただきましたが、事業の実施に当たり、埼玉県のみふるさと創造資金を活用し、事業を実施するものでございます。

次に、目2民生費県補助金でございます。節3児童福祉総務費県補助金といたしまして、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金323万7,000円、また放課後児童クラブ整備事業の県補助金といたしまして放課後児童クラブ整備費補助金358万2,000円など、合計で843万8,000円を増額補正しております。

続いて、13ページをお開きください。繰入金でございます。款19繰入金、項1特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金として3,948万1,000円を増額補正しております。令和2年度における一般会計から介護保険特別会計の繰出金の精算をしたところ、返還金が生じたため、一般会計へ返還いただくものでございます。

次に、その下段でございます。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金については、財源不足の補填といたしまして、本年度、当初予算において1,000万円、また第1号補正において4,394万6,000円、合わせまして5,394万6,000円の繰入金を見込んでおりましたが、今回の第4号補正において、地方交付税等の増額補正が多く見込まれたことから、財政調整基金の繰入金を見込まずとも予算編成が可能になりましたので、全額を減額させていただくものでございます。

次に、款20繰入金でございます。こちらにつきましては、令和2年度決算における繰越金の額が確定したことから2億6,867万8,000円を増額し、繰越金、合計で3億6,867万8,000円とするものでございます。

次に、14ページをお開きください。町債でございます。款22町債、項1町債、目6土木債といたしまして、節7地方道路等整備事業債に1,800万円、節8公共施設等適正管理推進事業債に2,920万

円をそれぞれ計上し、また目8教育債では、節3学校教育施設等整備事業債に260万円の増額補正でございます。

目11臨時財政対策債でございますが、本年度の発行可能額が確定したため1,530万3,000円を減額補正するものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、歳出予算のご説明を申し上げます。15ページをお開きください。総務費からご説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、節10需用費といたしまして、消耗品費に394万7,000円を増額補正いたしました。これは主に例規の追録に係る経費や職員等が使用するコピーカウンター料となりますが、予算の不足が見込まれることから増額補正をしております。

次に、節12委託料に例規整備業務委託料176万円を計上させていただきました。こちらは町の審議会や審査会等の補助機関において、地方自治法上、条例で制定されなければならないものがありますが、条例以外の規則や要綱等で制定されているものがあることから、これらの実態調査を行い、例規の整備を行うものでございます。

次に、目2文書広報費でございますが、節12委託料の町プロモーションビデオ作成委託料145万円を減額補正させていただきました。こちらは当初予算において予算化いただいているものでございますが、コロナ禍で多くのイベントや事業等が中止、延期となっており、プロモーションビデオの撮影が困難であると判断したため、本年度については事業を見送ることとしたものでございます。

次に、16ページをお開きください。最上段になりますが、目5財産管理費、節14工事請負費に合計184万7,000円を計上させていただきました。工事内容につきましては、役場庁舎に関連するもので、高圧コンデンサ更新工事及び浄化槽スクリーン交換工事でございます。

次に、目6企画費についてご説明いたします。歳入予算の県補助金にてご説明申し上げましたが、大河ドラマに関連した事業の予算を計上させていただいております。

節10需用費には、和泉三門館跡と谷津田米をPRするためののぼり旗や横断幕、懸垂幕等を購入するための費用として消耗品費に84万2,000円を、また比企尼や比企能員をはじめとした比企一族に関する紙芝居の制作費や和泉館跡のPRチラシを作成するための経費として、印刷製本費に84万円を計上しております。

その下段になりますが、節11役務費のうち手数料70万円につきましては、紙芝居の原画及びイラスト作成に当たり、作成者へ支払うものでございます。

また、節12委託料のうち、和泉三門館跡PRイラスト作成委託料11万円につきましては、この後、25ページ、款8土木費で計上しております案内板設置工事に係る看板イラスト作成委託料でございます。

続いて、18ページをお開きください。民生費についてご説明いたします。初めに、項1社会福祉

費、目3障害福祉費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に補装具給付費として105万円を増額補正させていただきました。現在、補装具の相談があり、現予算では不足が見込まれることから、増額をさせていただくものでございます。

次に、項2児童福祉費でございます。目1児童福祉総務費、節12委託料に過年度分保育所保育実施委託料として132万6,000円を計上いたしました。こちらは令和2年度における委託料の遡及精算分として、2つの園に対して支払うものでございます。

19ページをお開きください。同じく目1児童福祉総務費のうち、節18負担金、補助及び交付金に新たに福田地区に子育て支援施設を整備するため、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金971万1,000円を、また町内認可保育所における一時預かり事業として324万円を新たに予算計上いたしました。

なお、歳入につきましては、国及び県の補助金を3分の1ずつそれぞれ計上しております。

その下にございます保育対策総合支援事業補助金427万4,000円でございますが、こちらは主に2つの事業がございます。1つは、保育園における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る経費を補助する事業として300万円、2つ目として町内の認可保育所において医療的ケアが必要な児童が在籍していることから、新たに看護師を雇用するための経費として127万4,000円を補正するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、事業費の2分の1を国の補助金で、残りについては新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用させていただきたいと考えております。

次に、放課後児童クラブ整備事業補助金2,149万3,000円でございますが、令和4年4月に新たな放課後児童クラブが大字都地内に開所するため、その整備事業として予算計上したものでございます。

なお、こちらの財源の内訳につきましては、補助基準額に対して2分の1が国庫補助金、8分の1が県及び町の負担となります。

続きまして、目2児童福祉施設費でございます。節14工事請負費でございますが、子育て支援センター改修工事といたしまして165万円を計上させていただきました。月輪地区、月の輪小学校近くにあります第6子育て支援センターにおける駐車場の舗装工事を実施するためでございます。

次に、20ページをお開きください。款3民生費、項3老人福祉費、目1老人福祉総務費でございます。節10需用費の印刷製本費に11万8,000円を計上いたしました。こちらは認知症高齢者の見守りシール交付事業を実施したいため、増額補正をするものでございます。

また、節18負担金、補助及び交付金でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金といたしまして753万8,000円を計上しております。先ほど歳入のところでお話をさせていただきましたが、こちらにつきましては現在、県から不採択の通知が届いております。引き続き所管する課

において県との協議を進めておりますが、こちらの事業につきましては国庫補助10割の事業でございます。

次に、21ページをお開きください。衛生費についてご説明いたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、職員の時間外勤務手当や会計年度任用職員に係る報酬や期末手当等の不足額を増額させていただいているほか、節22償還金、利子及び割引料においては、国庫補助金返還金を177万1,000円計上させていただきました。こちらは令和2年度感染症予防事業費等国庫負担金の交付額が決定し、返還が生じたためでございます。

次に、目2予防費でございます。初めに、新型コロナワクチン接種体制整備事業の関連予算をご説明いたします。ワクチン接種事業の関連予算につきましては、本年度当初予算及び第1号補正において歳出予算を計上し、事業を実施しておりますが、本補正においては国庫補助金の追加交付が見込まれたことから、新たに歳出予算を計上するものでございます。

主な歳出といたしましては、21ページ下段でございます時間外勤務手当、22ページに移りまして節10需用費の消耗品費や医薬材料費、節11役務費の通信運搬費、節17備品購入費のワクチン接種体制整備備品等でございます。合計で261万1,000円の歳出予算となっております。

その他の事業といたしましては、22ページ中段、節12委託料でございます高齢者インフルエンザ予防接種委託料、こちらを338万6,000円増額補正しております。本年度の接種見込者を推計したところ、現予算では不足することが想定されることから、増額補正をするものでございます。

続いて、23ページをお開きください。項2清掃費、目2塵芥処理費でございます。こちらにつきましては、不法投棄対応のための経費として、清掃作業員手数料、清掃作業委託料、重機借上料等を増額補正させていただいております。

次に、款6農林水産業費でございます。項1農業費、目3農業振興費を御覧ください。大河ドラマ関連事業といたしまして、谷津田米PR事業を実施いたします。節10需用費の消耗品費に15万8,000円を計上し、谷津田米PRのためのスタッフジャンパーを購入したいためでございます。

また、節12委託料につきましては、谷津田米PR委託料といたしまして49万6,000円を計上させていただきました。今回の大河ドラマの放映により、町の谷津田米を全国にPRできる絶好の機会と捉え、谷津田米をPRするためのデザイン等を作成し、広く活用するためでございます。

次に、目5農地費でございます。節12委託料のうち、農村地域防災減災事業等委託料に1,500万円を計上いたしました。本委託料につきましては、防災重点ため池の劣化調査業務でございますが、当初予算及び第2号補正にて予算化し、既に事業を実施しております。今回、新たに国庫補助金の追加交付の見込みがあり、調査対象のため池が増えることから、増額をさせていただくものでございます。なお、本事業につきましては、全額国庫補助金を充当する予定でございます。

次に、24ページを御覧ください。款8土木費でございます。項2道路橋梁費、目2道路維持費でございますが、初めに町道の維持補修に関連する予算といたしまして、節11役務費の町道補修作業

員手数料1,200万円、節13使用料及び賃借料の重機借上料452万6,000円、節15原材料費の町道補修用材料390万円をそれぞれ増額補正させていただきました。今後、引き続き町道の維持補修に努めてまいりたいと考えております。

また、節14工事請負費に合計3,740万円を計上しております。内訳といたしましては、町内の区画線補修工事等のための交通安全施設維持工事に500万円、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事といたしまして、新たに2路線の舗装修繕工事を実施したいため、3,240万円を計上しております。

次に、25ページをお開きください。目3道路新設改良費でございます。節12委託料でございます町道102号線外測量設計等委託料といたしまして880万円を計上いたしました。前年度は概略の測量設計を実施いたしました。本委託につきましては詳細の測量設計業務の委託となります。

次に、節14工事請負費でございますが、新たに2路線の道路改良工事等の予算を計上させていただきました。1つ目として町道4026号線道路改修工事に1,000万円、2つ目といたしまして町道1047号線道路改修工事に1,000万円でございます。なお、本事業につきましては、地方道路等整備事業債を1,800万円充当したいと考えております。

続きまして、項5都市計画費、目6公園費でございます。大河ドラマ関連の予算といたしまして、和泉三門館跡整備事業案内板等設置工事に570万円を計上しております。こちらにつきましては、埼玉県ふるさと創造資金を活用した事業で、森林公園駅北口駅前広場及び大字和泉地内にあります和泉三門館周辺に案内板を設置する予定でございます。

続いて、26ページをお開きください。款10教育費についてご説明いたします。目1教育委員会費につきましては、予定されておりました総会等の中止に伴い、旅費等を減額するものでございます。

目2事務局費でございますが、こちらは主に事務局職員の時間外勤務手当のほか、節12委託料に学校施設等ごみ清掃委託料を増額補正させていただきました。

目3教育振興費でございますが、各学校の学習生活指導支援員等の会計年度任用職員に係る人件費の増額のほか、節12委託料に町立小中学校情報機器整備委託料を627万円計上させていただきました。こちらはGIGAスクール構想に基づく児童1人1台のタブレットPCの整備事業でございますが、令和4年度に小中学校における児童生徒数が増加することから、タブレットPCを追加で購入するための費用でございます。

また、その下段、節18負担金、補助及び交付金のうち、認定こども園等施設型給付費負担金702万3,000円につきましては、在籍する児童数が当初見込みよりも増加していることから、必要額を増額補正するものでございます。

次に、27ページをお開きください。小学校費についてご説明いたします。項2小学校費、目1学校管理費でございますが、合計で2,017万4,000円の増額補正でございます。節10需用費では、合計で854万9,000円の増額となりますが、各小学校における消耗品費、燃料費、光熱水費、医薬材料費

等で本年度の必要額を精査したところ、不足が見込まれることから、各小学校ごとに予算を計上しております。

また、各校において点検に基づく緊急修繕や老朽化に伴う施設の補修等を実施させていただくため、修繕料につきましても補正計上させていただいております。

次に、28ページ上段を御覧ください。節12委託料でございますが、合計207万8,000円の増額でございます。主に樹木の剪定や伐採に係る費用でございます。

続いて、節13使用料及び賃借料でございますが、合計394万1,000円の増額補正でございます。こちらは主に各小学校における社会科見学等で使用するバスの借上料が主な内容となっております。

次に、節14工事請負費でございますが、宮前小学校の駐車場造成工事といたしまして116万6,000円を計上いたしました。校舎北側の山林を伐採したところに駐車場を整備したいためでございます。

節17備品購入費では、各小学校の図書購入費や学校管理関係備品等の購入費をそれぞれ計上させていただきまして、合計で349万8,000円でございます。

次に、目2教育振興費でございますが、補正額の合計で477万9,000円でございます。こちらも主に各小学校における教育振興に係る必要経費を計上させていただいておりますが、主なものは節10需用費でございます消耗品費や教材費、合わせて431万6,000円でございます。

続いて、29ページをお開きください。中学校費についてご説明いたします。項3中学校費、目1学校管理費でございますが、こちらにつきましては先ほど小学校費でご説明申し上げました内容と同様に、本年度の必要額を精査し、節10需用費に152万6,000円と不足が見込まれる額を補正させていただきました。

また、節13使用料及び賃借料の282万6,000円につきましては、部活動における大会出場の際に使用するバスの借上料が不足することから、増額補正を行うものでございます。

続いて、目2教育振興費でございますが、節10需用費に474万円の増額補正でございます。こちらの内容につきましては、学力検査用紙とコピー用紙などでございます。

続いて、30ページをお開きください。幼稚園費でございます。項4幼稚園費、目1幼稚園費につきましては、補正額、合計で749万4,000円の増額補正でございます。主な補正につきましては、節14工事請負費の幼稚園園舎ガラス改修工事506万円でございます。滑川幼稚園の園舎ガラスにつきましては建築当時のガラスとなっており、災害時や突発的な事故が発生し、ガラスが破損した場合は飛散するおそれがあるため、強化ガラスに入替工事をしたいものでございます。

次に、31ページを御覧ください。社会教育費についてご説明を申し上げます。目2文化財保護費でございますが、本年度、個人住宅における発掘調査が優先されることで、寺谷廃寺の発掘調査が中止となったことにより、節7報償費及び節12委託料の予算をそれぞれ減額させていただきました。

また、節12工事請負費でございますが、エコミュージアムセンター空調入替工事及び文化財整理室空調設置工事につきましては、契約額が確定したための減額補正でございます。また、文化財整

理室関係につきましては、文化財整理室防水工事がございます。昨年度まで大字羽尾地内、宮前小学校南側にありますプレハブを文化財整理室として利用しておりましたが、本年度より庁舎東側にございます旧タナゴ館内に施設の機能を移転しております。現在の施設において、施設の防水工事が必要であることから、予算を計上させていただきました。また、旧文化財整理室につきましては、解体処分を行いたいため、工事費として150万円を計上しております。

次に、目3公民館費でございますが、節10需用費の印刷製本費に160万1,000円を計上させていただきました。こちらは主になめがわ郷土かるたを増印するための印刷代として計上するものでございます。

次に、32ページをお開きください。項6保健体育費についてご説明いたします。目2体育施設費の節10需用費につきましては、修繕料といたしまして23万5,000円を計上いたしました。こちらは総合運動公園にあります遊具等の補修、修繕でございます。

次に、款12公債費でございます。目1元金及び目2利子でございますが、それぞれ今年度の元金及び利子の償還金が確定したことから、減額補正をするものでございます。

次に、款13諸支出金でございます。項2基金費、目1財政調整基金費でございますが、歳入予算のご説明において普通交付税及び前年度繰越金が当初予算より増額する見込みであることをご説明させていただきました。そのため、財政調整基金に8,000万円を積み立てたいものでございます。財政調整基金を8,000万円積み立てた場合、基金残高については5億249万4,000円となります。今後、自然災害等の緊急的な事案が発生した場合も想定し、十分な予算を積み立てておきたいと考えております。

最後に33ページを御覧ください。予備費でございます。予備費につきましては、本年度、今後の補正見込額を精査し、1億4,144万9,000円を増額補正するものでございます。

以上、大変長くなって恐縮でございますが、議案第70号 滑川町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。再開は午前11時5分とさせていただきます。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前10時51分）

---

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

これより議案第70号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

井上議員。

〔6番 井上奈保子議員登壇〕

○6番（井上奈保子議員） 6番、井上です。2点ばかり質問させていただきますので、よろしくお



願いいたします。

最初に、19ページをお願いいたします。19ページの民生費です。民生費の児童福祉費のところ、保育対策総合支援事業の補助金のございますけれども、ここで427万4,000円、これが計上されております。この最初の歳入のほうですと、国から181万8,000円、それと県のほうから31万8,000円ということで、両方で223万6,000円の補助金が出ていると思うのです。この補助金の使途については、先ほどの説明ですと新型コロナウイルス拡大防止事業、もう一つは町内の認可保育園ですか、保育所に医療ケアの必要があるところへこれが使途されるという、そういう2点についての説明がありました。

この予算ですけれども、ここでは427万4,000円というふうになっているのですけれども、国と県の補助金ですと223万6,000円なのですけれども、これですとあと少し予算がどこからか入っているのかなと思うのですけれども、これは上の特定財源のところの国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というのがありますけれども、これもこの中に含まれているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、井上議員さんの質問に答弁させていただきます。

保育対策総合支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底を図りながら、保育を継続的に実施するために実施するものでございます。

井上議員ご指摘の補助金の金額について、よろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。

休 憩 （午前11時09分）

---

再 開 （午前11時09分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

○健康福祉課長（木村晴彦） 予算につきましては、井上議員ご指摘のとおり、予算額につきましては427万4,000円となっております。こちらについては、先ほどご指摘の感染拡大防止につきましては6園ございます。上限額50万円で、300万円を予定してございます。このうち2分の1が国費で充当されます。井上議員ご指摘のとおり、地方創生臨時交付金からの充当も同じく150万円充当される予定でございます。さらに、県の補助金が31万8,000円、さらに町持ち出しが181万8,000円となっております。

医療的ケアの児童の保育支援の内容につきましては、1つの園で申入れがございまして、気管を切開した児童がいらっしゃるということで、そちらの吸引、それと吸入のために看護師を配置する

ための雇用費、さらにその後、保育士が自ら吸引と吸入ができるようにするための研修の補助として補正をお願いするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） そうしますと、この中のもう一つとして、町から81万8,000円入っているという説明を今いただきましたけれども、これで大体、大体というか、427万4,000円になるということではよろしいのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、井上議員の質問に答弁いたします。

そのとおりでございます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） ありがとうございます。この2点の事業について使うということですが、認可保育所に医療的なケアを必要とするところがある。そこへも費用が、この事業として使われるという説明がありました。町の中での認可保育、多分医療的ケアの必要な子ども、1つの園に1人ぐらいというような、そういう記憶が私あるのですけれども、認可保育園はどこの認可保育園ですか。そしてまた、何人の医療ケアの子どもさんがいらっしゃるかお聞きします。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、井上議員の質問に答弁させていただきます。

医療的ケア児童の支援につきましては、町内6園のうち1園でございまして、よつば保育園でございます。こちらの保育園に1名いるということで、看護師の雇用費、さらには研修費を補正をお願いするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） そうしますと対象の認可保育園が、保育所がよつば保育園1つと、あと人数は1名ですか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、井上議員の質問に答弁いたします。

1園で1名でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） ただいまの質問、分かりました。ありがとうございました。

それでは、もう一つですけれども、その次の20ページのやっぱり民生費のところですが、区分の節、負担金、補助金及び交付金のところですが、その一番下のところに、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金ですか、これが753万8,000円予算立てられておりますけれども、この内訳が先ほどの説明ですと、認知症の高齢者の見回りの事業という説明を受けましたけれども、このことについてもう少しご説明お願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、井上議員の質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

こちらの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、先ほど総務政策課長から説明があったとおり、高齢者施設等の利用者等の安全安心を確保するため、今回、認知症高齢者グループホームふれあい大笑庵さんにおいて、非常用自家発電機の設備の整備を予定し、補正をお願いするものでございます。この事業につきましては、停電した際に電力を確保し、安全確保と医療機器の継続運用によって健康維持を図ることを目的としてございます。

総事業費は753万8,000円となりまして、内訳につきましては、防災型の非常用発電機本体、それに伴う電気工事、基礎工事、本体据付け工事となります。財源につきましては、国費10分の10の定額事業となっております。発電機の容量につきましては、1時間当たり消費燃料が17.6リットルとなりますので、約3時間半ほど停電後稼働ができるということになります。

なお、こちらの事業につきましては、総務政策課長から説明もありましたとおり、9月1日付の厚生労働省からの事務連絡により、第1次協議における内示がございまして、今回は不採択となっております。

今回の協議では、国の予算額を申請額が大幅に上回ったため、非常用自家発電機設備の事業については、災害時に地域の拠点となることが期待されるもの、具体的には福祉避難所に指定されている施設を優先採択とするという通知がございました。こちらは最初の要件には入っていなかったのですが、予算をオーバーしたために、この優先採択の縛りが出てきたというところでございます。

ただし、この後、第2次の協議の可能性が多少残されておりますので、今回、補正は提出をさせていただき、第2次の協議におきましても不採択が内示された場合につきましては、次期開催の議会に減額補正をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） ありがとうございます。今の説明ですと空間整備は、いろいろ発電とかそういうことが今お話がありましたけれども、これは主に避難所ですね、そういうところが主かな

というふうに思うのですけれども、大体箇所としては何か所ぐらい、これは対象になっているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、井上議員の質問に答弁させていただきます。

今回のこの事業に対します要件といたしまして福祉避難所というのが出てきたわけですが、滑川町につきましては、福祉避難所につきましては1か所、療護園滑川が指定されておるのですが、たまたま今回の大笑庵さんについては福祉避難所とは指定されておらなかったため、最終的な採択が不採択になってしまったというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） 空間の整備事業、この費用ということで753万8,000円が計上されているということでございます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

19ページなのですけれども、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金971万円についてです。実施場所が福田地区の馬場集会所ということで、事業内容として福田地区の子育て支援の拠点として整備するということなのですけれども、対象年齢が主に3歳未満の未就学児ということで、福田地区で主に3歳未満、そして平日の昼間動ける子となりますと、保育園に行っている子は除外されるかと思うのですけれども、福田地区3歳未満で保育園に行っていない子ということで、対象児童というのは一体何人ぐらいになるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回の子育て支援拠点の設置予定しております、馬場地区で予定してございますが、福田地区のゼロ、1、2歳児の人数につきましては、大字下福田、上福田、山田、土塩、和泉、菅田、合わせまして36名となっております。これは本日9月13日付の人数を持ってまいりました。そのうち、保育所へ通園している人数は16名となっております。約44%が保育所へ通園しているということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 子育て支援拠点事業として、月輪にあるわくわく太郎が比較的用户が多く、子育て世代にも好評だということで、第2の拠点地域を広げようということで、子育て支援拠点を町で実施するものを増やそうという、そこまでの意図は分かるのです。

ただ、なぜこの場所にしたのか、福田地区の馬場集会所というこの場所にしたのかというところが少し疑問でして、確かに地域的に宮前地区、月輪地区、そして福田地区のほうに少ないからというのは分かるのですけれども、今答弁いただいたように対象児童が20名の場所、しかも通りからそんなに、結構引っ込んでいるので、あまり分かりやすくもない場所に、なぜこれを造るのかなというところが少し疑問です。

福田地区に造るのであれば、例えば両方の宮前小学校区、福田小学校区、月の輪小学校区とも併せて、行きやすいといえば行きやすいコミュニティセンターや保健センター等の付近でやるという検討、選択肢もあるのかなと思うのですけれども、なぜ馬場集会所にしたのかというところを説明していただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

上野議員ご指摘のとおり、子どもたちの人口分布からいいますと、単純に福田地区という設定でもコミュニティセンターが中心になるのかと思いますが、位置的な条件が満たしているかとは、馬場地区、必ずしもそうとは言えないかもしれません。ただし、今回、馬場地区の場所に、集会所につきましては、近くに福田小学校、あるいは既に開設しております放課後児童クラブもございます。

現在、滑川町では福田小学校の児童数の減少が著しく、今後の対策が問われているところでございますが、今、教育委員会を中心に体験を重視して、人間力、あと学力の向上に加え、多様な人材による総合的な教育を伴う特色あふれる学校、いわゆる特認校制度を活用して福田小学校、子どもたちの支援の拠点として位置づけようという計画がございます。

さらに、北部地区の活性化を図るには、学校を中心とした地域コミュニティづくりが極めて重要であると考えておるところでございます。このようなことから、今回、地域子育て支援拠点の実施場所として、小学校に隣接しております馬場集会所を計画させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 事業の目的として、福田地区の子育て支援の拠点という目的もありつつ、福小を拠点とした事業の一環として、全町民、町全域を対象として、ここを拠点としていくという意味もあって、馬場集会所という場所というご答弁だと思います。

事業の一環としてエリアを大体指定して、そこに施設を集めていくという発想はあるとは思いの

ですけれども、子育て世代、ゼロ、1、2歳にとって、小学校の校庭が遊ばせやすい魅力的な場所かということ、ちょっとそこは疑問なところがあります。学校の校庭ですので、9時から14時の時間、使う時間帯もあるでしょうし、そこに小さな、あまり規制が利かない子がちょこちょこ行くというわけにもいかないかなと思います。

それで、福田地区の魅力というのももちろんあると思ってはいるのですが、例えば福田地区の魅力ですごい、特に支援拠点とかにはなっていないのですが、意外と子どもを遊ばせに行く方が多い場所として谷津の里内の松寿荘の跡地の農業の作業スペースの建物の前に、結構広い芝生と遊具があるのですが、あの辺なんかは子どもを遊ばせに、あそこにわざわざ出かける行く方がいらっしゃったりします。

なので、校庭よりもむしろ谷津の里のエリアのほうが、ゼロから2歳の子どもを遊ばせる、そして福田地区の自然環境を知ってもらおうというには、あちらの地域のほうが逆に適するのかなとも思うのですが、その辺の場所の検討というのはされたのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

上野議員おっしゃるとおり、子どもの遊ぶ場所といたしましては、谷津の里を中心とした里山での遊ぶ場所としては最適かと思われます。ただし、現在、福田小学校の生徒さん、あるいは学童保育の子どもたちは、校庭では元気よく遊んでいる様子を見かけることがございます。今回、子育て支援拠点の対象としている子どもたちにつきましてはゼロ、1、2歳ということで、現在、運用しております拠点では、主に室内でのお遊戯やおもちゃで遊んだりとかということで、特にお子さんたちと保護者の方が外へ出るということは、そんなにはないように思われます。

また、谷津の里の芝生のエリアでの開設というご指摘ございましたけれども、施設整備にかなり費用がかかることになるかなと思われます。馬場集会所をお借りして、非常に安価な料金で覚書を締結させていただいております。地域住民と密着した子育てができていかなと思われまので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。外に出るのが少ないということであれば、わざわざ福田地区に持ってくるのかなと。利便性の高い場所、室内に限定するのであれば、外部環境はあまり気にしないということで、便利な場所のほうがいいのかなとも思うのですが、この点はもう少し検討していただきたかったかなと思います。

それと、この場所が集会所であるということについてなのですが、これで開催の準備費、集会所を整備するお金というのが町の予算から入るわけですが、集会所というのは地域住民

の方がお金を出し合って整備していく。そして、維持管理も大字費からしていくというものだと思いますので、馬場集会所の施設的な費用面での位置づけというのはどうなっているのでしょうか。

もし、結構、大字費の徴収は、どの字も入らないよという、入らないから大字費は払わないよという住民の方が出てきている地域もありますし、集会所の維持、あるいは集会所の整備費というのは、各字ちょっと頭を抱えている部分もある問題だと思います。その中で町費で整備してくれるようになったら、手を挙げたいような字もあるのではないかなと思うのですが、集会所のこういった利用に関して生じる疑問なのですが、集会所の資金的な位置づけ、誰が出して、誰が管理しているのかということをご教示いただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回の馬場集会所をお借りするまでの経緯につきましては、今年度、4月18日に上福田の区長さん、それと馬場地区の補助員さんと班長さん6人に、あと集会所の管理者さんという方が別におりまして、そちらの方にお声がけをさせていただき、滑川町学童保育連絡協議会による事業説明会を開催いたしました。出席された方につきましては、全員のご賛同をいただき、6月から週3回お借りする覚書を交わしてございます。

開所に当たりまして、保護者の方とお子さんが集う遊ぶ部屋といたしまして、現状では和室になっておりますので、畳の上で遊具で遊んだり、あるいは飲物を飲んだ後、こぼしたりなんかすることを想定しますと、畳を床に張り替えての運用がより活動がしやすいことが分かりますので、今回、開設準備費として実施するものでございます。

なお、参考までに町内の地域の集会所につきましては、補修工事については、これは総務政策課が所管で運用してございますが、集会所の整備事業の補助金交付要綱がございます。増改築及び修繕費用に対しまして、100万円を上限として2分の1の補助が出ているということになりますので、こちらが通常の維持管理の費用になるかと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 集会所の利用、集会所の稼働率が、それほど高い集会所というのも少ないと思いますので、週3日、9時から14時を使用してくれて、そして施設の修繕も入って使うということは、それなりに掃除等の管理もされるという話でしたら、ほかの集会所でもしてほしい、使ってほしいというような手は挙がる場所もあるのではないかなと思います。

なので、上福田の区長ほか補助員、関係者の方が全員の賛同を得られたというのは、そこは十分分かる話で、そこは別に、ほかの字や集会所を運営する住民の方々とはちょっと不公平感みたいな

ものがないかなというところが気になるところです。その点については、お考えになりましたか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、各集会所の運営につきましては、非常に厳しいところが多々見受けられるところでございます。特に築年数の古い集会所については、維持管理も大変かかっていると聞いてございます。

今回、馬場集会所を学童保育の連絡協議会が主体となって実施しておるわけですが、先ほども申しましたとおり、地域のコミュニティーづくりの中心は小学校と考えておりますので、小学校に隣接する学童保育もありますので、そちらの集会所ということで、たまたま近くに馬場集会所がございましたので、こちらを候補として提案をさせていただき、各役員さんにお話をお持ちしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 小学校を地域の拠点にというのは、もちろん賛同するものではあるのですが、子育て支援拠点もここに入れ込んでいくという場所の選定に関しては、今申し上げた子どものいる場所、そして町内で公営では2つの拠点のうちの1つということ、それから集会所整備に町費が入ることへの公平性というところから、もう少し検討してほしかったかなと思います。でも、そうは言いつつ、子育て支援拠点事業を町が広げていくのはよいことだと思いますので、この地域でできる限りのことをしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。28ページ、宮前小学校の駐車場造成工事116万円についてなのですが、今でも、現在、木が抜かれて、土が出ている状態だと思うのですが、今後、あの場所を、この後何をするか、それからあの場所をどのように利用していくかについて教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の補正予算で計上させていただいています駐車場造成工事ということですが、上野議員おっしゃるとおり、宮前小学校校舎の北側用地、こちらについて伐採、抜根が終わったところでございます。こちらの用地につきまして、この補正予算により碎石の敷きならし、それから転圧をかけて駐車場として利用する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。



○5番（上野葉月議員） 駐車場なのですけれども、これから砂利を敷くということになるのかなと思います。その点と、それから主に誰が利用するための駐車場になるのかを教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

学校の敷地内に入ってから駐車場となりますので、今現在は職員の駐車場ということで暫定的に使用することを検討しています。ただ、学校行事等ある場合について、やはり保護者等送迎で来る場合、また保護者が学校に参観等で参加する場合についての駐車場としても利用する可能性があるかなという形で、今検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、今、教職員が駐車場として利用しているのは、少し下がったところと、あと学校周りだと思うのですけれども、新しい駐車場を使うことで空くところがあると思うのですが、そこはどのように利用する予定ですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

北側の駐車場が整備された際には、上野議員おっしゃるように、今職員が使っている駐車場が空きます。そちらの駐車場につきましては、宮前小学校、実は平日、平常時から結構保護者の方の送迎が多く見られます。また、周り、宮前小学校、駐車場がなく、路上駐車等が見られる場合がございますので、そういった方の送迎の駐車場に一時利用できるかなというふうに、こちらのほうでは考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） はい、ありがとうございます。関連してになるのですけれども、31ページ、工事請負費のところでは文化財整理室解体処分工事150万円とあるのですが、ここも広く取ると宮前小学校周りの土地になるかと思うのですが、文化財整理室、西側に沼があるところです。文化財整理室を解体したその後は、この跡地はどうなる、どのように利用する予定なのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

きます。

文化財整理室解体後は、取りあえず更地という形になりますので、こちらのほうも一時的ではございますが、駐車場として利用する予定でございます。また、今後、将来的には学童保育の施設のほうを建設する計画のほうもでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） あの辺、実際のところは駐車道として、小学校や幼稚園の行事があるとかなり皆さん迫って止めているところがあるので、駐車場になっていくのは今の流れのままですと、そういう妥当な流れなのかなと思います。

そして、その後に学童保育を造るという計画も上がっているようなのですけれども、あそこ西側に沼がありまして、これで以前の台風19号の関係でハザードマップが作成されて、水害の懸念、あと防御をしっかりするという要請が強くなったりですとか、町のほうでもため池の耐震調査など進めているところで、あの場所、沼のどちらかというところ、下流、下側になると思いますので、そこに学童保育を造るというのは、場所の選定的にいかがなものかなと私は思うのですけれども、例えばあそこは駐車場としてそのまま利用して、今、幼稚園の職員駐車場になっているほうや、今整備している宮小の脇、高いほうの沼の影響がないところに学童保育を造って、あそこは駐車場にしていくというような、その辺の全体含めた整備のプランというのは、沼があるということも考えて、どのようにお考えを持っていますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

学童保育ということで、所管する健康福祉課から答弁させていただくところですが、現在、宮小校区の学童保育といたしましては、第7学童が幼稚園のプレハブをお借りして運用してございます。それで、今回、文化財整理室が撤去するというところで、土地が空くことをお聞きしまして、第7学童保育をさらにちょっと拡充した形で現在、計画をしているところでございますが、ただいままだ場所とか規模とか検討中でございますので、その辺もため池の耐震診断結果等を見据えながら、子どもたちに危険のないようなところで開設を準備したいなと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。沼の耐震調査の結果でありますとか、それから滑川幼稚園の利用人数でありますとか、社会状況や年度によって変わっていくこともあるかと、多いかと思えます。そのようなことを組み込みながら、10年先、20年先、30年先というところで、利用者及び管理者がここに造ってもらってよかったなという、運営しやすいような場所、立地を考えて

計画していただけたらと思います。

文化財整理室については、かなりぼろぼろなところで、トイレもちょっと厳しいなというところ  
でずっとやっていただいたので、いい場所に移ったのはとてもよかったと思っています。

次の質問に移ります。22ページ、高齢者インフルエンザ予防接種委託料についてなのですが  
も、現在、新型コロナウイルス感染症の予防接種が進んでいます。それで、アメリカのCDCのニュースな  
のですけれども、今年の12月31日でPCR検査から撤退して代替案を、代替の検査方法に置き換え  
ていくというようなニュースが出ています。

その理由の一つが、PCR検査の中でコロナ感染症のウイルスであるSARS-CoV-2とイ  
ンフルエンザウイルスの判別が非常にしにくい、分りにくいからというのが記事に出ていたの  
ですけれども、高齢者のインフルエンザ、高齢者ではなくてもインフルエンザの予防接種が始まっ  
ていくと、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種と時期がかぶってくるような方も出てくると思  
うのですが、その影響や打つ間隔等については、どのように考えていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

インフルエンザワクチンの予防接種につきましては、本年度、この予算をもしご承認いただきま  
したら、10月20日から高齢者インフルエンザについては事業を実施する予定でございます。既に新  
聞等でお聞き及びかもしれませんが、本年度、インフルエンザワクチンの供給が昨年度に比べて数  
が少ない、遅れているというような情報もございます。これにつきましては、各町内の医院に確認  
しましたところ、実際に前年度の6割、多くて8割程度しか医療商社のほうからは入らないとい  
うことを既に言われているというような情報が入っております。これにつきましては、昨年度よりは  
20日ほど遅れて始まるわけですが、町としてはなるべく受けていただきたいということで事業を進  
める予定でございます。

なお、インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種間隔でございますが、厚生労働省の  
ほうでは前後2週間は避けてほしいということで、新型コロナワクチンが3週間間隔、もしくは4  
週間間隔、ワクチンの会社によって違いますが、その間にならないような形をお願いしたいとい  
うような話がございます。先週、医師会との話合いがちょっとあったのですが、医師会のほうによ  
りますと4週間、1か月間はなるべくかぶらないような形、打ってからかぶらないような形でして  
いただきたいというようなお話がありました。

また、新型コロナワクチンの接種については、本年度、今進めているわけですが、おおむね11月、  
この間の全員協議会でも申し上げましたが、11月中には終わるといような予定で今進めておりま  
すので、その後、できれば受けていただくような形がよろしいのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（上野葉月議員） 以上です。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） まだ質疑があるようでございますが、休憩後とさせていただきたいと思  
います。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時でお願いしたいと思います。よろしくお願  
いします。

休 憩 （午前11時51分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

引き続きまして、議案第70号の質疑を行います。質疑ありますか。

内田議員。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。

1点だけちょっとお伺いしたいのですが、31ページの文化財のところ、寺谷廃寺の調査の  
ところの減額補正がされているのですけれども、令和3年度の寺谷廃寺の調査というのはどうなる  
のでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁させて  
いただきます。

冒頭の総務政策課長のご説明にもありましたが、寺谷廃寺の調査につきましては、当初、今年  
度補助金をいただいて調査をする予定でございましたが、年度途中、個人住宅の緊急発掘調査、こ  
れは羽尾の消防署の西側の悪戸遺跡、こちらの調査が緊急に入りましたので、寺谷廃寺の発掘  
調査については今年度については中止とさせていただきたいというふうに思います。それに伴  
う補助金の減額並びに歳出予算額の減額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 行政報告のところ、111ページに金剛堂と思われる掘込み事業の  
痕跡が確認されたという記述があって、掘込み事業の跡が見つかったということは、寺谷  
廃寺のあった大体の位置というのは特定されるのかなと思うのですけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁  
させていただきます。

行政報告書にも報告させていただいたとおり、金堂の事業ということで、地層の中に地盤改良した跡が見つかったというのが昨年度の調査で分かりました。また、その地層全体を調べているわけではありませんので、それがどこまで、どういう範囲で広がっているかというのを本来であれば今年度調査をする予定でございましたが、先ほどお話ししたとおり、今年度については事業のほうを中止また延期という形の対応を取らせていただいておりますので、今後の調査でその辺については判明していくのではないかなというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 大体の位置というのは、特定できていないのですか。掘込み事業があったということは、建物があったということになると思うのですけれども。建物があったということは、少なくともそこが廃寺の一角か何かになっているのかなというふうに、だから大きな意味でいえば、その辺一帯を搜索すれば出てくるのかなというふうに素人考えでは思うのですけれども、いかがですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

内田議員のおっしゃるとおり、地盤改良した跡がそこで見られたということで、少なくともそのエリアを含む範囲に建物があった、もしくはその近くに実際に上物があったらということとは想定はされています。ただ、先ほどお話ししたとおり、それがどこまで広がっていて、実際に上物がどこにあったということは、今後の調査を待たなければ、まだはっきりしないかなというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質疑願います。

○12番（内田敏雄議員） 分かりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしく申し上げます。

まず最初に、教育関係で29ページの生徒大会派遣なのですけれども、この間、子どもの、中学生ですか、全国大会が行われて、その中でも感染が出て、行けなくなったとかいろいろあったのですけれども、この辺の感染対策については町ではどのような対応をされたのか、ちょっとお聞きしま

す。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

中学校費の教育振興費の生徒大会派遣費補助金でございますが、こちらにつきましては関東大会に出場した水泳部、卓球部、剣道女子、バレー女子について、大会の派遣の助成をしたものでございます。

〔「ちょっとしゃべってみて」「そうです、テスト」「大丈夫ですか、聞こえますか」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時08分）

---

再 開 （午後 1時08分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 阿部議員のご質問の中学校費教育振興費の中の負担金補助及び交付金、生徒大会派遣費補助金でございますが、こちらにつきましては関東大会に出場した水泳部、卓球部、剣道部の女子、バレー部の女子、こちらについて大会の出場に関する経費について補助をしたものでございます。

このうち、剣道の女子、バレーの女子が複数名となっておりますので、大会までの出場についてはバスのほうを利用させていただいております。バスに関しては、通常の参加人数よりも若干多めの、広めのバスのほうを調達し、道中については感染対策を考慮してございます。

また、大会運営につきましては、大会運営の事務局のほうで感染対策を施した大会ということをお聞きしております。そういった中で大会が開催され、特に感染等もなく試合のほうをしてきたというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） もう一つ、先ほどから文化財のことでお話がありましたけれども、それが今、エコミュージアムに統合されるというようなことなのですけれども、前もお話したのですが、このエコミュージアムの道路沿いの看板がちょっとみずぼらしいので何とか直していただけないかということと、あとそういった文化財については、このエコミュージアムの中で展示するとかいうようなことは検討されているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、エコミュージアムの看板についてでございますが、現状のほうを確認して対応を検討させていただきますというふうに思っています。

それから、文化財の展示につきましては、今現在、エコミュージアムセンター入り口を入ったところに、月輪地区から出土した文化財について、小スペースではございますが、展示をさせていただいております。本来であれば奥のセミナーハウス等を使って、昨年度行ったような展示のイベントを開催したいところではございますが、今現在、ご存じのとおり緊急事態宣言期間中でございます。また、こういった状況を勘案しながら、感染状況が落ち着いた際には、町独自の展示等で文化財に触れ合う機会をつくっていききたいなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

次に、コロナ関係なのですけれども、町の保育所、学童、学校、そういった方の職員に対するワクチン接種や、またPCR検査の状況などについてお聞きしたいと思います。現状について教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

健康福祉課が所管しております学童保育、保育所等の保育士の方のワクチン接種につきましては、町内で実施しております集団接種会場におけるキャンセルあるいは余剰分の回数が出た時点で、希望者の方に、すぐ来ることになってしまう、連絡をして来れる範囲内で会場に来て接種をしていたことを実施してまいりました。

ただ、該当者については、町内在住の方のみということで、町外から保育所に登園している先生方には該当していなかったところではございますが、町内の保育士の先生方には、希望者の方には全員接種を完了しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

小中学校並びに幼稚園の学校教職員についても同様でございますが、町のほうの総合体育館で行

っています集団接種、こちらのワクチン接種に関してキャンセルですとか余剰分について希望者の方にワクチン接種を進めさせていただいております。具体的なその数字につきましては、今現在把握しておりませんので、ここではちょっとお答えできませんが、希望者の方に順次ワクチン接種を受けていただいている、こういった状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） あと、高齢者施設など、その職員の方についても必要だというふうに思うのですけれども、町の対応として、いわゆるエッセンシャルワーカーの皆さんにワクチン接種を先行して接種をさせようというお考えはないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど健康福祉課長、それから教育委員会事務局長から答弁があったとおり、町内の保育士、それから学童保育の指導員、それから学校及び幼稚園の教員につきましては、6月中からキャンセル枠、それからワクチンが6の倍数でないと余ってしまうということで、その余剰が出た場合に、あらかじめ各課を通して希望者を募っていただきまして、その方たちについては既に接種はしていたという状況でございます。

また、高齢者施設の職員などにつきましても、こちらは国の優先接種順位に入っておりますので、こちらの方たちにつきましても7月下旬から既に接種が進んでおりまして完了していると聞いております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 余ったらというお考えなのですけれども、要するに先行して、今まだ全員が受けているわけではないということですよ。ですから、その方たちに対する先行接種というのはお考えはないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

エッセンシャルワーカーの優先接種につきましては、県の大規模接種センターで行っているという現状でございます。また、町内に勤めている方につきましても、各市町村でもう既に自由に予約をして接種できるという状況になってございますので、改めて今からエッセンシャルワーカーの優先接種を町として実施する予定はございません。

以上でございます。



○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。

続いて、自宅療養者に対する支援ということで町もお考えのようなのですけれども、その内容についてお聞かせください。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

自宅療養者に対する食料の支援ということで、今回、地方創生臨時交付金で購入させていただきました。当初の対象としますと、生活困窮者の方への配食だったのですけれども、同じ予算内でということで、ホームページで周知をさせていただき、自宅療養者、お買い物が出かけられない方に対して配食をさせていただいております。開始以来3件で、1件目が4人家族でしたので、3件で6名ほどの方に配食をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この配食の内容というに変ですけれども、どんなものを配っているのか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

おおむね日数的には1週間程度の食事の量でございます。レトルトの御飯、それとカレー等のレトルト食品、缶詰、それと飲み物として飲料水、それとマスク、ティッシュ等生活用品を一つの段ボールに入れてお届けをしております。ちょっと詳細については、後で確認をしたいと思います。主にそういったものを配食させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） これが配られれば、要するに買い物には行かなくても大丈夫だというふうなお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康福祉課長、答弁願います。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

こちらの配布する食材で買い物に行かなくても済むかといいますと、その利用される方の利用の度合いにも関係するかと思うのですが、最低限の食事を取れるようには準備をして配布しております。

なお、埼玉県が実施をしております配食サービスについては、保健所に連絡をして、保健所から

の配食も実施しているところでございますけれども、保健所の業務が逼迫している中で配食の遅れが出ているということで、その間の補完という意味も込めまして配食をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） こういったような状況だということをまず踏まえておきたいなというふうに思います。

やはり町の支援が本格的に必要な時期になってきているのではないかなというふうに思うのです。例えば緊急事態宣言がまた延長されるというようなことで、いつになるか分からないような状況なのですが、この間、町も様々な住民への支援を行ってこられました。

そういう中で、今のいわゆる変異株についての対応としては、もちろんワクチン接種についてもそうですけれども、検査体制だとか、こういった自宅療養がこれだけ増えてきている中で、そこへの支援をどうするかというようなことを考えなければいけないのではないかなというふうに思うのです。

これは一般質問でもお話ししましたが、やはり自宅療養者の情報についてつかむ必要があるということで、これは9月9日の読売新聞で出ているのですけれども、希望する市町村に提供をします。要するに、自宅療養者がどこに、誰がいるということについて、そういったことについて市町村と協定を結んで、自宅療養者への生活支援につなげていくというようなことが出ているのです。これは県の方針で、そういうふうになったということなのだそうです。

それよりも前に厚生労働省は、個人情報について連携協定に基づいて、要するに県と市町村との関係ですけれども、この協定に基づいて生活支援を行うために必要な市町村への情報提供は、個人情報保護条例に抵触しないというふうな通知まで出しているのです。

ですから、私は、この辺はまだまだ要するに市町村への情報提供が不十分なのだというふうに思うのですけれども、これに基づけばもっともっと自宅療養者への支援が必要になるだろうと思えますし、先ほど言われたような、まさに本当に最低限の食料とか支援品だというふうに思うのです。そういったようなことをもう少しレベルアップしながら、本当に自宅療養しなければいけないというのは、要するに外に出てはいけないということですから、そういう方々に対しての支援というのはもっと手厚くするべきではないかなというふうに思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

ご自宅で療養なさっている方が食べることに困るというような事態は、なるべくというか避けなくてはならないというのは、おっしゃるとおりだと思います。先日、県のほうに聞いてみましたが、県のほうでは自宅療養者に対して、その自宅療養が決定した日からおおむね次の日もしくは2日後

ぐらいから配食サービスが、今、業者を通してという形になると思うのですが、実施しているというふうなお話を伺っています。

その穴を埋めるという意味で、先ほどの健康福祉課長の答弁のような形の配食サービスができればというふうには思いますが、阿部議員のおっしゃる個人情報については、埼玉県がその個人情報をどのように取り扱い、またそれを提供できるかについては、現在、県のほうで恐らく検討中なのだと思えます。まだ町のほうには、その情報が全く入ってきておりませんので、情報が入りましたら、またこちらについてもどういう取扱いかと検討させていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） まだ情報が来ていないというお話ですけれども、7月の県の臨時議会でそういうことが決定されているので、遅かれ早かれそういうふうになるだろうというふうに思うのです。そういったようなことを踏まえた体制というか、予算も含めて検討しなければいけないだろうなというふうに思うのです。

そこはそういったような形で、具体的にになったらもう少し、要するに本当にどういう支援が必要なのかとかいうようなことも含めて、どれだけの自宅療養者がこの町にいるか分からないので何とも言えませんけれども、それが分かった時点で具体的な対策を打っていただきたいなというふうに思うのです。そういったようなことの予算措置も必要なのではないかなというお話なのです。いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今の状況等変わった暁には、やはり町としてもしっかり対応を取らなければならないというふうに感じております。それについては、人的なもの、また金銭的なものを含めて包括的に対応を取るという予定ではおります。

ただ、先ほど健康づくり課長からお話がありましたとおり、具体的な中身がまだ見えてきておりませんので、具体的な中身が見え次第、新型コロナウイルス感染症の対策本部の中で協議をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、この補正予算見ていて感じるのですけれども、いわゆる財政調整基金、国からの交付税が出るので、やっぱり出すのやめたというようなお話なのですけれども、本当にどうなのかなと

いうふうに思うのです。

先ほども言いましたけれども、これだけずっと自粛期間が続いて、失業される方、お店をやっている方はもう畳まざるを得ないというような状況にも追い込まれたり、本当に住民の皆さんの生活は大変な事態になっているのではないかなというふうに思うのです。そこをやっぱり考えたら、もう少し、今までやってきたことでもいいと思うのです。例えば、水道料金の減免やりましたけれども、そういったことをもう一度やるとかというようなことを、やっぱりお金に関することについてはこういった補正の中で検討しなければいけないのだというふうに思うのです。住民の生活のことを考えると、やはりさらなる支援が必要なのではないかなというふうに思うのです。

行政の減収については、産業振興課のほうで今やっていますけれども、そういった新たな支援策をもう少し全体的に考える必要があるのではないかなというふうに思うのです。というようなことをこの補正予算見て感じたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

特にご質問いただきました財政調整基金の関係でお話をさせていただきますと、ここ数年、基金の取崩しといったものをしながら町政を運営してきたという経過がございます。今般、交付税等を含めまして税の増収等がございました。歳入の増収等がありましたので、財政調整基金を町として必要最小限、この程度は確保しておきたいというところまで積上げをするものでございます。

なお、今後、コロナの関係でどのような状況に陥るかは分かりません。ある意味、非常事態というものの可能性も十分考えられますので、そういった場合につきましては、ためらうことなく基金を利用して町民の対策に当たっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 例えば、今また学校始まっていますけれども、ほかのところでも幾つかいろいろ対策やっているようですが、子どものマスクの提供だとか、そういったようなことの検討というのはされていませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

具体的な例として、児童へのマスクの配布というようなことはございました。これについてはちょっと今、確認が取れていないということで、全体をちょっとお話しさせていただきますけれども、昨年度の場合につきましては、保育所、学童、学校も含めまして国の対応により、かなりのマスク

と消毒、アルコール消毒も含めまして配布ができたところでございます。本年度、こういったものが滞っているようであれば、町としても今後、対策をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういった細かい政策も含めてなのだと思うのですが、もう少しこの各課の中でこういった支援が、今、要するに新たな段階で必要だというようなことが出てくるといふふうに思うのです。そういったような検討をコロナ対策会議が行われているようなので、そういった中でよく議論して、そういった場合については予算措置も行っていただきたいなというふうに思います。

あと、臨時財政対策債が非常に多いということ、町の責任ではありませんけれども、借金の中で今何%ぐらいにこれはなっているのでしょうか。半分まではいかない。そういったような非常に今後が、この借金が心配なのです。こういったことが全国的にもあるのだろうかというふうに思いますけれども、その対策というか、本当にこれ結局は借金のまま積み上がっていくというような感じに今なっているわけなので、これはちょっと本当に今からでも何とかしていかないと、町の財政にとっては本当に大きな荷物になってしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

臨時財政対策債につきましては、議員おっしゃるとおり、滑川町のみならず、かなり全国の各市町村で非常に大きな問題になっている状況でございます。ご承知のとおり、この制度につきましては、平成13年から本来交付税として国が交付すべき金額を、国の原資が足りなかったという理由と聞いておりますが、その分について国、地方で共同で借金をして自治体の運営に充てるといったような制度で、本来でしたら3年間でこの制度が終わる予定でございました。

しかしながら、令和に入って今現在もやはりこの制度が続いているということで、これについては制度そのものの瑕疵といったものを強く感じております。しかしながら、交付税自体がなかなか増額されないと、町の運営自体、様々な福祉、教育等に支障が出ますので、町としては制度がある以上は最小限ですけれども、こういったものを使って運営していくしかないといったようなのが現状でございます。繰り返しますけれども、この制度については、本来やはり国がしっかり見るべきといったところを今後も声を上げていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、議案第71号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第71号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

最初に、1ページをお開きいただきたいと存じます。令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,523万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,629万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

今回の補正でございますが、歳入では令和2年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正、また歳出では総務費の負担金、保健事業費の委託料及び予備費についてそれぞれ増額補正するものでござい

ます。

詳細につきまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、5,523万1,000円を増額補正して、計7,477万8,000円とするものでございます。こちらは令和2年度決算による繰越金でございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。歳出についてご説明申し上げます。

初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、節18負担金としてオンライン資格確認等運営負担金に5万2,000円を増額するものでございます。こちらは10月から予定されております医療機関でのオンライン資格確認等運営のための保険者負担分に不足が生じたためでございます。

次に、款6保健事業費、項1保健事業費、目2保養事業費でございますが、節12委託料にデータヘルス計画中間評価・計画見直し業務委託料として332万8,000円を補正するものでございます。理由といたしましては、平成30年度にスタートしました滑川町国民健康保険データヘルス計画の策定期間6年のうち、今年度が中間年となる見直しの年となります。中間評価を行うとともに、医療費分析、目標達成のために必要な事業見直し策定のための委託料となります。

最後に、款10予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、5,185万1,000円を増額し、計5,938万2,000円といたします。こちらは令和2年度繰越金から今回の歳出補正分の差引額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

7ページ、今お話しいただいたデータヘルス計画中間評価・計画見直し業務委託料332万円なのですが、補正前の額が255万円、補正額が332万円とかなり増額になっているのですが、この増額の理由についての詳細をもう一度ご説明願います。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に対しましてご答弁申し上げます。

先ほど補正予算で申し上げましたデータヘルス計画でございますけれども、今回の補正につきましては、先ほど申し上げた平成30年度に滑川町国民健康保険の被保険者のための健康保持増進また医療費の適正化を目的として同計画を6年計画年で策定いたしました。その中で3年が終わろうと

しておりまして、今年、新たに医療情報のデータの分析・解析等を行いまして、これから取り組むべき保健事業の計画の見直し等を図りまして、ぜひとも滑川町被保険者の方の健康をさらに進めるために、今回の委託料といたしまして一般の業者さんの力をお借りいたしまして解析等、分析等をいただくのを委託する内容でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 平成30年に計画策定されたものということで、今年が中間年であるということは分かっていたことだと思うのですが、そこで当初の金額より倍以上になる補正が入ったというのは、当初から金額としては総額として580万円ぐらいになるという見込みがあったものの、金額を入れきれずにここで補正となったのか、それとも途中で何らかの要因があって変更に至ったのか、どのような変更の経緯なのかを教えてくださいませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に対しまして答弁させていただきます。

こちらの今回の補正額につきましては、全てが今回のデータヘルス計画の策定見直しのための委託料になります。委託料はほかにもございまして、総額で先ほど上野議員さんが申し上げた金額が計上されております。

こちらの計画なのですけれども、今回、この時期になってしまった理由なのですけれども、この計画自体は昨年度から見直しに対しまして準備を進めてまいりました。昨年度から保健所さんのいろんなご協力をいただいたり、また庁内の健康づくり課、また国保の運営協議会もありますけれども、そういったところで保険の被保険者のいろんなデータの分析を進めたところなのですけれども、ここで特定健診の結果と、また人間ドックの結果、そしてレセプトデータ、レセプト自体は、本当のレセプトデータは読込みはしませんけれども、国保団体連合会が持っているそういったデータを利用いたしまして分析、解析をして、新しい保健事業、ここで新たに特定健診等、また健康になるためにはどのような取組をしていったらいいかということで見直しを図りたいということで、今回、ここで委託料として予算措置をさせていただきました。以上、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 当初予定していたことよりも、データを入れたりですとか、機能強化を図るためということなのかなと思うのですが、委託費として決めるに当たり、額の動きが大きすぎるように思うのですが、このぐらいのこの金額の動きというのは予定していた、あるいは想定内のことなののでしょうか、それともあまり予定あるいは想定はしていない中での動きなので



しょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に対して答弁いたします。

先ほどご説明が足りなくて申し訳ございません。こちらの委託料につきましては、当初予算は全くこちらのデータヘルス計画については、まだ予算が計上しておりませんでした。今回、新たにこの金額を計上いたしまして、委託料としてこれからこちらの事業に取り組んでいくというお金でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、議案第72号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第72号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正

予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

最初に1ページ目をお開きいただきたいと存じます。令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億497万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,197万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

今回の補正でございますけれども、歳入では介護給付費負担金の追加交付による増額と令和2年度決算に伴う繰越金の増額補正になります。また、歳出では、主なものとして国支払基金への返還金及び一般会計への操出金について補正を行うものでございます。

詳細につきまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。歳入の項目について説明を申し上げます。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、補正額138万4,000円を増額するものでございます。こちらは介護サービス事業費に対する国からの追加交付でございます。

続いて、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金でございますが、補正額116万2,000円を増額するものでございます。介護サービス事業費に対する、こちらは県からの追加交付金となります。

続いて、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金になりますが、補正額1億242万9,000円を増額して、計1億1,042万3,000円とするものでございます。令和2年度決算による繰越金でございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。歳出についてご説明を申し上げます。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査費等になりますけれども、補正額35万2,000円を増額して、計403万円とするものです。こちらは介護認定調査の件数が増加により、委託料に不足が生じるため補正するものでございます。

次に、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金になりますけれども、補正額339万円を増額して、計348万円とするものでございます。こちらは令和2年度決算により介護給付費負担金の返還が生じたため、補正するものでございます。返還金の内訳といたしまして、国庫支出金の返還金300万円、支払基金の交付金の返還金が39万円となっております。

次に、款8諸支出金、項3操出金、目1他会計操出金ではありますが、補正額3,798万5,000円を増額いたしまして、計3,948万1,000円とするものでございます。こちらは令和2年度決算により、一

般会計への繰出しのための補正になります。

最後に、款9予備費、項1予備費、目1予備費になりますが、補正額6,324万8,000円を増額して、計1億1,502万2,000円といたします。こちらは令和2年度繰越金から今回の歳出補正額増額分の差引きでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部です。よろしく申し上げます。

7ページ、先ほど説明あったように、介護認定を受ける方が増えたということで、この委託料が増額になっているということですが、その認定された方の介護サービスを受けている状況、この数字からちょっと私、償還金、返還金とかというのがあるので、逆にこの給付費が下がっているのかなというふうな感じもするのですけれども、ちょっとその辺の、要するに介護認定を受けている方が増えているのにもかかわらず、こういった給付費が減になっているというのはどうなのかなと思うのですが、ちょっとそこを説明してください。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの質問に対しまして答弁させていただきます。

歳出の、こちら先ほど説明をいたしました介護認定調査委託料でございますけれども、こちらにつきまして増額をさせていただいております。こちら、今年は新型コロナの影響がございまして、なかなか認定調査に行けない家庭も多く見られました。

実は、介護認定を申請して認定調査に伺うわけなのですけれども、その中で、在宅にいる方々についても今回は遠慮したいとか、そういう方もなかなかいらっしまったのですけれども、今回、県からの指示がありまして、職権で、調査をしなくても1年間は今の状態でも構わないということで、変更がある方また新規にある方を対象に行うことはしなくてはならないのですけれども、変更がなければそのまま職権で1年間調査をしなくても行うということになりました。そういった処置がありました影響もありまして、今回のこのような状況になってございます。

そして、償還金等でございますけれども、こちらにつきましては国庫支出金、もちろん国とまた支払基金について、今年はこちらのほうの金額につきましては、介護サービス給付費に使わなかった分を国と支払基金に返す分でございますので、そういったことをご理解をいただければと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この介護認定、今お話しになったことだと、要するに介護認定のランクを変更したり、また新しく認定を受ける場合ということで、何件ぐらいそういったようなものがあったかというのは、今分かりますか。分からないですね。

では、いいです。ちょっと私、分からないのは、要するにそうやって認定を受ける方が増えているにもかかわらず、サービスを受ける方が減っているということがちょっと理解に苦しむのですけれども、そこはやっぱりコロナの関係でいろいろサービス、要するに受けに行くのから遠ざかってしまうというようなことなのかなというふうにも思うのですが、その辺具体的なことは分かりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほど阿部議員さんが申されたとおり、やはり新型コロナの影響が大きく影響しております。昨年、やはり通所系のサービスをご利用される方が一気に減ってしまったといえますか、本人からしてみれば行きたいのだけれども、行けないという状態のほうが気持ちとしては多かったのかなと感じております。新型コロナの影響で、通所系、また通いの場とかもやはり減ってしまいましたので、そういったコロナの影響がかなりあったと私も感じております。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 私の知っている方でも、やっぱり控える傾向が非常に強いのですけれども、しかし控えた結果、介護度が要するに上がってしまう、そういうような今後のますます動きが悪くなるとか、未認知が進むだとかいうようなことも考えられると思うのですけれども、これは決算審査の中でも担当の方からも言われましたけれども、どうしたら今、そういったような予防に関する対策を打てないと、この1年、2年というのはやはり大変なことになるのではないかなと思うのですが、その辺何か対策というか、町としても健康長寿ということで掲げていらっしゃるわけなので、その辺の対策または何かお考えが、計画があれば教えていただければと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁したいと思います。

先ほど阿部議員さんおっしゃったとおりだと思います。先日の介護保険の中の特別会計の決算審査のほうでもお話がありましたけれども、今回、通いの場の回数が減ってしまったという、そういった実情がございました。ということは、やはりそういった今まで滑川町介護保険の認定率12%で、

本当に全国にも誇れる認定率の低さだったのですけれども、そういったことで通いの場、総合事業等ができなかったということは、これから1年後、2年後に数字としてもしかしたら表れてくるのではないかとということで私も危惧しております。

その代替案ということですが、今、コロナの影響の中で何ができるかというのをなかなか浮かばないところなのですけれども、全国的にそういった悩みを抱えている保険者がたくさんいると思いますので、そういった情報も取り入れながら、これから検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） なかなかアイデアが浮かばないのかなというふうな感じがしますが、やっぱり外に出るのがなかなか難しいというか、もともと難しい方々が介護認定を受けていらっしゃるわけだから、そういった方々についてどうするのかというのは本当に難しいと思うのですけれども、少しでも介護、そういった重くならないように対策を打ってほしいなというふうに思うのです。

非常に難しいけれども、何らかの糸口を見つけてほしいなと思うのです。なかなか散歩に行けないというのも、非常に散歩はいいのだよという話もあるので、そういったようなこととか、いろいろ工夫しながら検討していただきたいなというふうに思うのです。

町では、いろいろ1万歩運動だとかやられていますけれども、そういったようなことについて、今、特に高齢者に対する働きかけというか、そういったようなことについてやっぱり考える必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、改めて何かちょっとまだ全体、政策としてはないかもしれないけれども、こういったようなことについてはどのようなことがあれば、ぜひ検討していただきたいなと思うのですが、何かお考えはないですか。

○議長（瀬上邦久議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

先ほど阿部議員さんからもお話しいただいた1万歩運動、健康づくり課でも推奨して、高齢者の健康に役立っている事業だと感じております。そういった事業を広報、ホームページ等でお知らせをしながら、また家から出るような何か方法、そういった何かニュアンス的なものをお知らせしていくということで考えていきたいと考えております。なかなか答弁になっておりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ぜひいろいろ知恵を絞ってやっていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 令和3年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は午後2時25分といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午後 2時08分）

---

再 開 （午後 2時23分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

---

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第73号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

岩附町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 岩附利昭登壇〕

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第73号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

最初に、1ページ目をお願い申し上げます。令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ680万1,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ1億8,132万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

今回の補正につきましては、令和2年度の決算に伴うもののみとなっております。

詳細につきましては、6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、補正額680万1,000円を増額いたしまして、計904万3,000円とするものでございます。こちらは令和2年度決算による繰越金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。款4予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、補正額680万1,000円を増額いたしまして、計904万3,000円とするものでございます。こちらは令和2年度の決算に伴い、予備費の増額を行います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第74号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第74号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,110万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億7,710万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

次に、6 ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金ですが、1,110万4,000円を増額補正し、計2,043万円といたしました。前年度決算繰越額の確定によるものでございます。令和2年度は、下水道使用料下水道受益者負担金が当初の予定より収入が多く、市野川流域下水道維持管理負担金支払額が予定より定額であったためでございます。

次に、7 ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、3万5,000円を増額補正し、計3,762万6,000円といたしました。増額の内容は、節12償還金利子及び割引料として下水道使用料の過誤納付に対する還付のためでございます。

続いて、款1 総務費、項2 維持管理費、目1 管渠維持管理費ですが、499万8,000円を増額補正し、計1億3,836万4,000円といたしました。増額の内容は、節11の役務費として施設補修作業員手数料20万円、節12委託料として新規下水道区域や開発行為によって帰属された下水道施設の台帳補正業務委託費110万円、また節13使用料及び賃借料として管渠、マンホールポンプ等施設補修に伴う重機使用料20万円、このほか節14工事請負費として下水道管渠等修繕として99万9,000円、月輪電車庫付近の下水道マンホールポンプについて損耗が激しいため交換修繕に229万9,000円、このほか軽微な下水道管、マンホールの修繕のため、節15原材料費20万円を計上いたしました。

次に、7 ページ下段を御覧ください。款5 予備費、項1 予備費、目1 予備費ですが、607万1,000円を増額補正し、計1,321万5,000円といたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第75号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第7、議案第75号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第75号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ897万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,907万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

次に、6ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1農業集落排水分担金ですが、210万円を増額補正し、計280万円といたしました。農業集落排水への新規接続者の受益者負担金3件分の追加を見込んでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金ですが、687万2,000円を増額補正し、計786万8,000円といたしました。前年度決算繰越額の確定によるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。款1施設費、項1施設管理費、目1維持管理費ですが、280万円を増額補正し、計4,355万3,000円といたしました。増額の内容は、和泉処理施設の放流ポンプの交換修繕40万円、同じく和泉処理施設の汚泥引抜きポンプ交換修繕及び電気設備工事260万円、土塩ナンバー3中継ポンプの交換修繕100万円でございます。

次に、款2農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目2施設建設費ですが、220万円を増額補正し、464万5,000円といたしました。増額の内容は、農業集落排水設備、新規接続者に伴う公共ます設置工事請負費追加3か所220万円でございます。

次に、款4諸支出金、項1基金費、目1農業集落排水事業基金費ですが、190万9,000円を増額補正し200万円といたしました。これは、近年、農業集落排水事業基金を取崩しを続けたため、200万円ほど基金に戻すものでございます。

次に、款5予備費、項1予備費、目1予備費ですが、197万3,000円を増額補正し、計391万3,000円といたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第76号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第8、議案第76号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第76号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ769万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,009万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

次に、4 ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございますが、下水道事業債の限度額を30万円増額し、310万円に変更させていただきました。

次に、8 ページをお開き願います。初めに歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1設置費分担金ですが、45万4,000円を増額補正し、計159万1,000円といたしました。公設浄化槽設置申請見込みの基数が当初計画10基より14基に増加したため、増額するものでございます。

続いて、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1国庫補助金ですが、282万6,000円を増額補正し、計866万8,000円といたしました。公設浄化槽設置基数の増加のために、増額するものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1県補助金ですが、280万円を増額補正し、計630万円といたしました。公設浄化槽設置基数の増加のための増額でございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金ですが、131万2,000円を増額補正し、計1,095万5,000円といたしました。前年度決算の確定によるものでございます。

続いて、下段、款8町債、項1町債、目1下水道事業債ですが、30万円を増額し、計310万円といたしました。公設浄化槽設置費用の町負担分の費用として増額するものでございます。

次に、11ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。今回の増額補正は全て浄化槽設置基数の増加によるものでございます。

款2施設管理費、項1施設管理費、目1浄化槽管理費ですが、29万4,000円を増額補正し、計2,002万7,000円といたしました。内訳といたしましては、節11役務費として浄化槽設置基数増加による法定検査手数料でございます。このほか節12委託料として汚泥を引き抜く清掃委託料21万円と浄化槽保守点検委託料3万2,000円でございます。

次に、款3 施設整備費、項1 施設整備費、目1 浄化槽整備費ですが、645万3,000円を増額補正し、計1,973万8,000円といたしました。内訳といたしましては、節14工事請負費として浄化槽設置工事330万円、節16公有財産購入費として公設浄化槽本体購入費115万3,000円、節8 負担金補助及び交付金として転換促進奨励補助金200万円。

次に、款6 予備費、項1 予備費、目1 予備費ですが、94万5,000円を増額補正し、計225万6,000円とさせていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第77号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第9、議案第77号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔水道課長 會澤孝之登壇〕

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第77号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書のページをめくっていただきまして1ページをお開きいただきたいと思います。令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和3年度滑川町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるとおりとする。

第2条、令和3年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億5,282万円、103万5,000円、3億5,385万5,000円。

第2項営業外収益1,398万4,000円、103万5,000円、1,501万9,000円。

支出、第1款事業費3億5,010万1,000円、3万5,000円、3億5,013万6,000円。

第1項営業費用3億3,655万5,000円、2万5,000円、3億3,658万円。

第2項営業外費用1,224万6,000円、1万円、1,225万6,000円。

次ページをお願いします。第3条、令和3年度滑川町水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,635万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額751万2,000円、建設改良積立金1億884万6,000円で補填するものとする。)

以下、同じく科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

支出、第1款資本的支出1億1,754万1,000円、1,100万円、1億2,854万1,000円。

第2項建設改良費7,511万1,000円、1,100万円、8,611万1,000円。

令和3年9月7日提出、滑川町長、吉田昇。

それでは、補正額の内容についてご説明させていただきます。予算書後方のページでございますが、9ページ、10ページに記載の、令和3年度滑川町水道事業会計補正予算(第2号)事項別明細書により、主なものをご説明させていただきます。

最初に9ページからです。収益的収入の欄より、款1事業収益、項2営業外収益、目4消費税及び地方消費税還付金に補正予定額103万2,000円を計上させていただきました。令和2年度の決算により、消費税を申告し、税額が確定した結果、過払いとなり、還付された分です。

目5雑収益は、今回の補正に合わせて既に収入が確定したものについて修正させていただきました。

下の欄、収益的支出につきましても、今回の補正予算計上に合わせ、現時点で案分して、若干ですが、不足の生じる不安のある集計が出ているものについて、一部追加修正させていただくものです。主に配水池内で使用している機器の通信費と業務上の維持管理費、維持管理経費等になります。

次に、10ページを御覧ください。こちらが今回補正させていただく主な内容となります。資本的支出より、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水設備拡張費、節2工事請負費に1,100万円増額の補正を計上させていただきました。当初予算の策定時には、事業の進捗状況を勘案してから9月、または12月議会での補正を考えることとし、計上を見送ったものでございます。

該当する工事について説明欄に記載してございますが、町道8079号線配水管布設工事については、当初では仮復旧までの積算でしたが、本工事の契約が済み、工程に関する協議を進める中で、年度

内に道路の本復旧まで可能が見込みとなったため、追加の予算計上をお願いし、年度内の完成を目指すためのものです。

県水受水圧力計等更新工事については、配水池の運転管理用機材の一部の更新工事です。現在、標準的な耐用年数は経過しているものの、定期点検等のメンテナンスを行いながら、問題なく稼働できている状況です。しかし、故障等による修繕の際の部品の製造も終了し、メーカー側のサポートもなくなっているということが分かったために、深刻な不具合が出る前に更新をさせていただきたく、計上させていただいたものです。

以上、補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 令和3年度滑川町水道事業会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第10、議案第78号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第78号 区域外の公の施設の設置についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、町道第8702号線一部拡幅に伴い、当該道路施設の一部を隣接する嵐山町の区域内に設置することから、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求める

ものでございます。

内容につきましては、次のページの協定書を御覧ください。公の施設の区域外設置に関する協定書、地方自治法第244条の3第1項の規定により、滑川町の町道第8702号線を嵐山町の区域に次のとおり設置する。

- 1、施設の名称、町道第8702号線。
- 2、設置の場所、嵐山町大字川島字長山1769番1の一部。
- 3、経費の負担、施設の設置及び維持管理に関する経費については、滑川町が負担する。
- 4、位置図、別紙のとおり添付をさせていただきます。併せて公図のほうも添付をさせていただきます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自各1通を保有する。

協定年月日につきましては、議会の議決後といたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 区域外の公の施設の設置についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第11、認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを議題とします。

本案については、決算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、宮島一夫委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 宮島一夫議員登壇〕

○決算審査特別委員長（宮島一夫議員） 決算審査特別委員長の審査報告、認定第1号、1番、宮島一夫です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和3年9月13日、滑川町議会議長、瀬上邦久様。決算審査特別委員会委員長、宮島一夫。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

9月10日に開催した決算審査特別委員会では、最初に第229回滑川町議会定例会において、本委員会に付託された認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてから審査しました。

本定例会第2日目の9月8日に会計管理者である木村会計課長から説明を受けた令和2年度滑川町一般会計決算から特別会計の令和2年度滑川町国民健康保険特別会計決算、令和2年度滑川町介護保険特別会計決算、令和2年度滑川町後期高齢者医療特別会計決算、令和2年度滑川町下水道事業特別会計決算、令和2年度滑川町農業集落排水事業特別会計決算、令和2年度滑川町浄化槽事業特別会計決算までの7会計を委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、全ての会計決算を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号 令和2年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 認定第12、認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを議題とします。



本案について、決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会、宮島一夫委員長、報告を演壇にてお願いします。

〔決算審査特別委員長 宮島一夫議員登壇〕

○決算審査特別委員長（宮島一夫議員） 決算審査特別委員長の審査報告、認定第2号、1番、宮島一夫です。決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

令和3年9月13日、滑川町議会議長、瀬上邦久様。決算審査特別委員会委員長、宮島一夫。  
決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、次のとおり審査結果を報告します。

審査は9月10日、認定第1号の審査に続き、第229回滑川町議会定例会において、本委員会に付託されました認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定について審査しました。

本定例会、第2日目の9月8日に會澤水道課長から説明を受けたため、直ちに審査に入り、委員ごとに一問一答で審査しました。

その結果、認定第2号を原案のとおり認定することに決定しました。

詳細につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願い申し上げます、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議長（瀬上邦久議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号 令和2年度滑川町水道事業会計における剰余金処分及び決算の認定についてを採決します。

委員長の報告は原案のとおり認定であります。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時02分）

---

再開 (午後 3時03分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

---

◎日程追加

○議長(瀬上邦久議員) お諮りします。

ただいま町長から議案第79号、第80号及び第81号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、第2及び第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、第80号及び第81号を日程に追加し、追加日程第1、第2及び第3として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第79号～議案第81号の上程、説明、採決

○議長(瀬上邦久議員) 追加日程第1、議案第79号、追加日程第2、議案第80号及び追加日程第3、議案第81号を一括議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

吉田町長より提出議案の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長(吉田 昇) 町長、追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在の委員の任期が令和3年9月30日をもって満了するため、新たに関正夫氏を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思っております。

次に、議案第80号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在の委員の任期が令和3年9月30日をもって満了するため、新たに紫藤昇氏を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第81号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在の委員の任期が令和3年9月30日をもって満了するため、新たに小澤敏子氏を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

お諮りします。議案第79号、第80号及び第81号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認め、議案第79号、第80号及び第81号は質疑、討論を省略します。

これより議案第79号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

これより議案第81号 滑川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時10分）

---

再 開 （午後 3時10分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

---

#### ◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいま町長から議案第82号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第82号の上程、説明、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第4、議案第82号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号 滑川町教育委員会委員の任命についてでございますが、横塚元幸委員の任期が令和3年9月30日をもって満了するため、中山達朗氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧をいただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 提出理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第82号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認め、議案第82号は質疑、討論を省略します。

これより議案第82号 滑川町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時13分）

---

再 開 （午後 3時14分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

---

◎日程追加

○議長（瀬上邦久議員） ただいま宮島一夫議員ほか3名から、議員提出議案、発議第3号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第5、発議第3号を議題とします。

提出者の宮島一夫議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 宮島一夫議員登壇〕

○1番（宮島一夫議員） 1番、宮島一夫でございます。議長の命により、発議第3号についてご説明をさせていただきます。

発議第3号

令和3年9月13日

滑川町議会議長 瀬上邦久様

提出者 滑川町議会議員 宮島 一夫

賛成者 同 上 北堀 一廣

賛成者 同 上 吉野 正浩

賛成者 同 上 菅間 孝夫

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨説明

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方自治体は、長期化する感染症対策はもとより、喫緊の財政需用への対応に迫られており、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国におかれては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、強く要望するため本案を提出する。

次に、意見書（案）でございます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める  
意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月13日

埼玉県滑川町議会議長 瀬上 邦久

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり、次期議会の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員）　ここで、吉田町長よりご挨拶をお願いいたします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇）　町長、議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和２年度滑川町一般会計及び特別会計決算の認定をはじめ、全16案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認いただきまして深く感謝を申し上げます。

会期中に議員各位より多くの質疑、提案、意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の町政の執行に当たってまいる所存でございます。

新型コロナウイルス感染拡大に予断を許さない状況が続いておりますが、議員各位におかれましては健康には十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会に当たってお礼の挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

○議長（瀬上邦久議員）　これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝を申し上げます。

これをもちまして第229回滑川町議会定例会を閉会とします。

（午後 3時25分）

○議会事務局長（島田昌徳）　ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月13日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員